

第 4 回 定例会 会議録

令和 7 年 1 2 月 9 日 (火) 開会

(第 1 号)

南 小 国 町 議 会

令和7年第4回南小国町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月9日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第67号 専決処分の報告について
(令和7年度南小国町一般会計補正予算書(第8号))
- 日程第5 議案第68号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第69号 南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第70号 南小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第71号 南小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第72号 南小国町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第73号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第11 議案第74号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書(第9号)
- 日程第12 議案第75号 令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書(第3号)
- 日程第13 議案第76号 令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書(第2号)
- 日程第14 議案第77号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書(第7号)
- 日程第15 議案第78号 令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書(第4号)
- 日程第16 議案第79号 教育委員の任命について
- 日程第17 委員長報告 付託議案陳情第4号 総務文教常任委員会 令和7年付託
「南小国公民館満願寺分館」空調設備(エアコン)設置依頼
- 日程第18 委員長報告 付託議案陳情第5号 経済建設常任委員会 令和7年付託
飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書

- 日程第19 陳情第6号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書
- 日程第20 陳情第7号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書
- 日程第21 陳情第8号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書
- 日程第22 陳情第9号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情
- 日程第23 陳情第10号 「町道志津志童子線道路改修工事」依頼
- 日程第24 議員派遣報告について
- 日程第25 議員派遣の件について
- 日程第26 閉会中の継続審査について
(総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1番	下城孔志郎	2番	北里桂一
3番	佐藤毅	4番	森永一美
5番	井野和哉	6番	後藤六男
7番	穴井秀房	8番	穴井則之
9番	井上則臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長 松岡洋 会計年度任用職員 室原明子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町長	高橋周二	教育長	岩切昭宏
総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治

教育委員会事務局長 志賀美彩代 保育課長 佐藤 淳
福祉課長 室原孝平

開会 午前9時03分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第4回南小国町議会定例会を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、北里桂一議員、3番、佐藤毅議員を指名します。お二方、よろしく願います。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期につきましては、去る11月28日に議会運営委員会が開かれ、本日から18日までの10日間とし、その間の会議日は、本日、10日、11日、12日、15日、17日、18日に開くことに決定しておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、会期については、そのように決定されました。

一般質問につきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、一般質問の期日については、そのように決定をいたしました。

なお、議会運営委員会におきまして、今定例会も一般質問をケーブルテレビにおいて放映することに決定しております。よって、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可します。

-----○-----

日程第3 一般質問

○議長（井上則臣君） 日程第3、一般質問を行います。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） おはようございます。佐藤です。

質問を始める前に、一言です。先週、先週の7日の日曜日に行われました、きよら

人権デーに参加させていただきました。関係者の皆さん、出演者の皆さん、発表者の皆さん、お疲れ様でした。久しぶりに、一生懸命に発表をする子どもたちの姿を見まして、非常に元気をいただきました。また、人権について、改めて学び直しをさせていただきました。改めて感謝、お礼申し上げます。ありがとうございました。

それと、もう1点、今回から許可をいただいて、パソコンを持ち込ませていただいております。質問の原稿を表示させてもらっています。デジタル化を推進する上においての、私的には予行練習と思っております。なおかつ、ペーパーレス化への一環でもありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づき、集落を含めた地域の維持・振興に向けたこれからの取組について質問をさせていただきます。

本町において、令和5年度、令和6年度の2年間は、人口減少にブレーキがかけられていましたが、本年3月時点において、また減少スピードが加速している現状でございます。町内各地域では、高齢化による生活機能の低下で、高齢者等の見守りの生活支援の需要の増加や、人口減少・過疎化による空家や空地、農地等を含む景観保全など、財産管理においても新たな負担が発生している現状であります。町中心部においては、地域住民のつながりの希薄化により、地域コミュニティーの衰退が課題として存在しているかと思えます。

町として、今後どのような方針・取組において、地域の維持・振興や地域コミュニティー機能の強化に取り組んでいく考えなのかお尋ねをいたします。

また、現在100近くある行政組組織においても、少数軒数で構成されている組がございます。近隣の関係が深い組組織への統合を、町として町の関与により支援する考えについてもお尋ねをいたします。答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番、佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

行政組や自治会は、町民の皆さまの生活に密着した重要な組織であり、特に行政組については、自治会や区を構成する最も基礎的であり、重要な地域コミュニティーであると認識しております。

現在、行政組活動の維持のため、自治会活動助成金による財政支援を行っておりますが、令和2年度から令和4年度の3年間実施しました年間上限10万円の自治会活動活性化補助金につきましても、各自治会の活用実績の検証を行い、必要な見直しを行った上で、令和8年度に事業を再開したいと考えております。

しかしながら、御質問のとおり、近年、本町の人口は再び減少傾向にあるため、人口減少に歯止めをかけ、さらには人口増を目指す取組として、移住定住促進事業や子育て支援事業に力を入れておりますが、今後もこの傾向が解消しない場合には、

前述した財政支援だけでは解決しがたいマンパワー不足による行政組運営そのものの機能不全が起こることが想定されます。この場合、町はこれまで行ってきた支援の趣旨とは異なる視点で、新たな取組を検討していく必要があります、行政組においても今後はこれまで十分な人数で行われてきた活動を、同じ規模で行っていくのか、規模を縮小していくのか、それぞれの組織の現状に合わせた選択が必要になってくるものと思われまます。

議員の御質問である統合も選択肢の1つであります、私としましては行政組の活動方針や在り方については、行政組の主体性を尊重したい思いがあり、現実的にも財産や地理的な問題があることから、行政組同士の明確な合意形成がないまま、町の主導で統合を進める考えは、今のところはございません。

しかしながら、行政組同士の主体的な協議により、統合に合意された場合には、統合後の行政組運営が円滑に行われるよう、庁内各部署において必要な支援を行ってまいります。

また、今後は、毎年開催している自治会長、組長会議の時期に、区長、自治会長、行政組長を対象としたアンケート調査を実施することとし、区、自治会、行政組がそれぞれ住民中心の主体的な組織として、今後どのような活動や在り方を望むのか、そのためにどのような課題を感じているか把握した上で、必要な支援を実現できるよう検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございました。

ちょっと議論を進める前に、町長にお尋ねをしたいと思います。

先般から、まちづくり懇談会が3か所で行われたかと思えます。中原地区においては、地震の影響で延期になったと聞いております。2年前ですかね、されたのが。今回2回目になるかと思えますけど、この開催されての感想をお聞かせいただければと思えます。

それともう1点、前回9月のときにも質問をさせていただきましたけれども、町長へ届く意見箱みたいなものを設置していただけないかということをお話させてもらったと思えますけど、これは現在どういう状況になっているかを教えていただきたいと思えます。お願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

懇談会、現在、3か所で開催をさせていただきましたが、率直な感想としましては、参加人数のほうが、非常に特に赤馬場地区においては少なかったといったとこ

ろがございますので、そういったところをどういうふうな周知だったりとか、すべきなのかといったところは改めて考えなくちゃいけないなというふうに思っております。放送だったりとか、そういったところで流させてはいただきましたけれども、もうちょっと工夫が必要なのかなというふうには感じたところでございます。

あと、意見箱に関してでございますが、現在、役場においては、その正面玄関のところ設置をさせていただいております、町長への直行便ということで設置をさせていただきました。もう少し早く対応ができればと思っていたんですけども、ちょっと直近になってしまったことを大変申し訳なく思っております。

あと、ホームページに関しましても、多分、週明けぐらいには確かホームページのバナーを貼れるというところの報告は受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

町民の声を聞く場というのは、今後必要かと思えます。やはり参加人数が少ないということですから、少し改善をせにゃいかんだろうなと。もしできるのであれば、今後はもう町長座談会的な形で、自治会単位でのちょっと規模を縮小していただいて、開催していただくと、より多くの町民の声が届くんじゃないかなと。なかなか大きい形でされると、恥ずかしがり屋の町民も多うございますので、なかなか出づらいついじゃないかなと。自治会単位でされると、より多くの方が来て、率直な意見も述べられるんじゃないかなと思えますので、ぜひ改善のほうをお願いしたいと思います。

また、意見箱のほうを設置していただき、ありがとうございます。直接、町長に声が届けられるというのも大切かと思えますので、広くインターネット、ホームページ等にも早めに掲載していただいて、活用されることを望んでおります。

質問の趣旨にまた戻っていきますけれども、地域の活性化におきまして、答弁でもありましたように、行政組組織というのが今、地域を支えている最小の組織体であるかと思えます。やはりその組組織において、数軒、2軒、3軒で組組織を形成されているところもございますので、この辺、非常に再編をする時期に来ているような感じを、私自身は思っているところです。

答弁にもありましたように、共有財産だとか、地域の慣習だとかの問題があつて、それが課題になるかも知れませんが、ただやっぱり高齢化や人口減少で非常にコミュニティー機能の維持や、そもそもの運営に支障が起きているところも見受けられるような感じがしています。アンケート調査も実施して、地域の意向を取り組んでいただけるということでございますので、これも大切なことだと思いますけ

れども、やはり再編を促すような、主体的には町が関わらなくても、意向を聞いてもらって啓発というか、どうですかと。なかなか組活動ができないようであれば、統合を考えませんかというような啓発だとか、取組というものをしていただけると助かるんじゃないかなと。なるべく自発的にされることが一番ベストだとは思いますが、いかにせん、なかなかそういう状況、自分たちで動くということができなければ、少しお尻を押していただくと、進むんじゃないかなというような気がしますので、区長会議だとか、自治会長会議だとか、そういうときに少しお話をさせていただけたらと思うところでございます。

今回、こういう質問に至ったところの理由として、地域の高齢化や人口減少、過疎化というものその1つですけれども、中原保育園のあり方検討委員会が発足しまして、議論が行われている状況かと思えます。やはり地域から子どもたちの施設がなくなるということで、地域が衰退していくというのはもう各地で見られている状況かと思えます。これも個人的な意見ですけれども、2004年3月、星和小学校が閉校になった星和地区においても、今、現状を見ると、そういう非常に寂しい状況かなというふうな感じがしております。

中原地区におきましても、子どもの数が減少しております。地区の人口においても令和元年から今年の3月末を比較しても、115名も少なくなっております。

そこで、保育課長にお聞きしたいんですけれども、中原保育園の在り方検討委員会において、今議論されていると思えますけど、その議論の状況等についてお聞かせいただけたらと思えます。併せて、現在3校あります小学校においても、在り方の検討が今後行われるようにも聞いておりますので、いつまでにどのような形で検討を重ねていくのか、現状のお考えを教えていただければと思えます。お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） まずもって、本日は大変、皆さん御迷惑をおかけしまして、申し訳ございませんでした。改めて、お詫び申し上げます。

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、中原保育園の今後のあり方に関する検討委員会、1回目の検討委員会が終わっております。委員は全部で11名、議会からは穴井総務文教委員長のほうに参加していただきまして、あと保護者、区長であったり、主任保育士等が入っております。事前に保護者及び保育園の職員全てにアンケート調査を実施しておりまして、そのアンケート結果を尊重しながら、検討委員会のほうで話を進めております。

1回目の検討委員会で大まかな方向性という形で話を進めていますけれども、現在の方向性としては、市原保育園への統廃合という形で、今後さらに検討を深めて

いこうというところで検討委員会のほうを進めているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） はい。ありがとうございます。

小学校の児童数・生徒数の減少につきましては、今後、学校の在り方については、高橋町長さんともこれまで何度も話をしながら、意見のほうは一致しているところなんですけれども、現在、各小学校も学校運営協議会や地域の学校共同活動、そういったところを通しながら、地域の方々の協力によって、学校経営に参画をしていただいているところです。十分に地域の方々の御意見もいただきながら、学校経営を進めているところなんですけれども、今まで、私が勤めてきた地域の学校が統合されてきたその様子を見ましても、先ほど佐藤議員が星和地区のことをおっしゃいましたけれども、子どもの声が聞こえなくなったところの地域の、非常に寂しい状況とか、また地域としてのまとまり感というか、そういったところが非常に薄れていくというところは、大変心配をしているところです。

阿蘇地域を見ましても、現在、波野小学校が児童数が36名、高森東学園が30名、産山学園が48名ですか。そういったところの学校の今後の状況を聞いたときには、まだまだ単独校で進めていきたいと、そういう意向を聞いてはおります。

中原小学校におきましても、できましたら、もう少し単独校で進めていくというか、地域のそういう状況も含めながら、地域の方々ともしっかりと話をしながら、学校の在り方については進めていきたいなというふうに思っているところです。できる限り、単独校で進めていきたいなという気持ちはもっているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

子どもの出生数も減少しておりますし、少子化が進む状況において、今後、保育、学校教育の環境をどうしていくのか、非常に考えるところだと思います。ただ、子どもが主体でありますし、その保護者、職員、地域にとって、最良な形、最良なものもしっかり検討していただいて、検討を重ねていただいて、より良い形を見出していきたいと思います。

そこで、町長にお尋ねをします。あくまでも仮定の話になりますが、先ほど保育課長は、中原保育園において統廃合を考えているということでございますので、仮に中原地区におきまして、保育園がなくなった場合に、この中原地区というのは高齢化率が49%になっております。現状です。空き家の数も、調査開始当初は、令和3年から23戸だったのが、今年はまだ40戸、倍近く増えている状況です。

また、公共交通網もないような状況において、地域の維持や振興に向けて、何らかの取組・対策というものを、中原地区に講じる必要があると、個人的には思うんですけれども、御意見を聞かせていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

保育園の統園というような形で今話を進められてはいらっしゃいます。そういった中で、仮にそのような形になった場合に、保育園が統園された後の施設の利用の仕方というところは考えなくてはいけないのかなというふうには思っております。そういったところをちょっとした公園にするのかとか、サロンの部分で地元の方が集まりやすいような場所にするのかとか、そういったところは検討していくような必要性を感じております。これがゆくゆく何かしら、もっと大きな小学校の統合だったりとか、そういったところになれば、そういった施設の利用だったりとかというところも考えていかねばならないかなというふうに、現時点では考えているところです。

また、公共交通に関しましても、現在、地方創生の伴走支援官の方々が、今、この前も福岡に行って、公共交通のいろいろな事業者との意見交換会みたいなのがあったものですから、私も同席をさせていただいたんですが、そういったところの再編といった意味でも、今のところはどうしてもバスも走っていないような状況もございまして、何がしか利便性を高めるような取組はしていかなければならないというふうには感じているところでございます。

私のほうからは、以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。中原地区においては、私個人的な考えですけど、非常にポテンシャルを持っている地域だなと思っているんですよね。自治会組織においても、区があつて、自治会があつて、組組織がきちっと連携されていますし、また地域の力、婦人会もあつて、地域の力というものにいつも驚かされている感じの地区だと、私は思っております。

ですから、そこに例えば町で推奨していますバイオマス産業都市構想において、小型発電施設をつくってみるだとか、あそこには当然山もありますから、製材所もありますから、地域の拠点になるような産業みたいな形になるかと思ひますし、それで地域の電力を賄うだとか、また今、町長がおっしゃられた地方創生の伴走支援制度で地域交通のあり方を検討されていると思ひますので、自動運転バスを運行してみるだとか、もっと言うならば、交通の部分でいえば、今現状やっているタクシー利用の助成においても、特別に利用券の配布枚数を増やすとか、何かそういう取

組をしていただくことも、地域の維持、振興の後押しになるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

中原地区の人口推移を、減少について町民課の担当に聞きましたら、やはり自然減、死亡による自然減が一番の要因で、転入・転出についてはほとんどないような状況だということを知っています。やっぱり人の動きがあれば、特によその新たな地域からの転入だとか、交流だとかが行われることによって、地域に活力や新たな風、うねりなんか起きて活性化維持にもつながっていくんじゃないかなと、私は思うところです。人が動くことが地域の維持につながるかなというところです。

どうやって地域を維持していくかというところで、方法論の検討をしないとけないということになってくるかと思えます。以前、この議会で一般質問の中で農村型地域運営組織、農村RMOの質問がありました。地域運営組織の形成運営を総務省も後押しをしています。この農村型というのは農林水産省が行って推奨しているところだと思います。その当時の町長の答弁において、見返してみますと、自分たちの地域を自ら考え、行動する組織体が必要だと。事例を踏まえて有効性を判断したいということをおっしゃっていました。また、RMOについては、あれば絶対いいと、今後の中山間地域の在り方の1つであるとおっしゃっておられました。

そこで、農林課長にお尋ねします。当時、その農村RMOを含めた地域運営組織RMOについて、検討がなされたのか。その結果、どのような判断をされたのかお答えいただければと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。御質問ありがとうございます。

農村RMOにつきましては、町長のほうも答弁を以前行っている部分ではございますが、現在、農林課として執り行っているのは、この後の質問の部分にも少し関連いたしますが、土地利用の総合対策、こちらのほうを補正の方にも少し計上させていただきますが、まずはその取り掛かりとして考えているところでございます。

課題点がどうしても、担い手の課題、後継者の問題、それから何よりも土地の利用、遊休農地を含めた対策を考えていかなければならないといったことを思っております。そのまず取り掛かりとして、担い手の確保、それから担い手、後継者への集約・集積、こちらの部分をまず取り掛かっていきたいと考えているところでございます。そこから、議員もおっしゃったように、地域、学校を含めたPTAとか、こちらを巻き込んでいくような形で、最終的なところで農村RMOとか、それに近い形といったところになればいいなというところで検討・協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

というと、中原地区において、ジュニパーベリーだとか、そういうものを使った農業組織体を作って、それを広げていって、自治会だとか、町内会、PTA、そういうものと連携していくような、ホームページにあるような形を目指すというところでよろしゅうございますかね。はい。1つのテストケースとして、うまくいけばいろんな町内の各地に広げることできるだろうとは思っていますので、ぜひ上手に進めていただきたいと思います。

総務省の情報ですけれども、令和5年度において7,710の組織がこの地域運営組織というのが形成・運営されているそうです。県内の自治体においても取組がされております。国の支援制度を利用しながら、地域の維持・振興に取り組むのも1つの手段ではないかと、私は思うところです。

自分が住んでいる地域を見てみましても、こういう地域運営組織がこれからの地域の支えになり、地域の福祉や防災、生活支援、農村の環境保全といった部分で連携することで、役場の支所的な機能になるんじゃないかなと。小さな役場が各地にできるような、何か僕はそんなイメージができたんですよね。組織の中身からすると、地域の課題、防災だとか、引きこもり支援だとか、特産品開発、学習支援だとか、子ども食堂、地域の買い物支援、いろんなものを交流促進だとか、そういう事業を行うのがこの地域運営組織体になっているかと思っておりますので、そういう意味でいくと、先ほど申しましたように、役場の小さな支所、各地に支所ができたような形になるんじゃないかなというところを感じたところです。

ただ、課題として、じゃあ誰がやるんだという人の問題が出てくるかと思えます。そこで、先の議員研修のときに、阿蘇地域振興デザインセンターの事務局長をされている田畑さんの講演の中で、自身が熊本市職員当時、まちづくりセンター長をされていたときに、まちづくり支援専任の地域担当職員を配置して、地域づくりを支える行政の支援制度を充実させたというようなお話を聞きました。説明を入れると、その担当職員の役割というのが3つございまして、1つが地域の要望・相談等の総合窓口、2つ目が役立つ行政情報の紹介や情報の集約、課題解決の整理を行う、3つ目が課題解決に向けた取組を支援することやイベント等への協力支援を行うことだそうです。非常に説明を聞きながら、うちの役場の職員の中にも町外出身者が多くおります。もっと外に出て南小国を知りたいとか、良くしたいとかいう考えを持っている職員もいるのではないかなというふうな思いをしたところです。ですから、この組織体を形成する上において、こういう地域担当職員を配置していただければ、

その人的問題というのは少し解消できるのではないかなと思ったところです。

また、この担当職員を配置できなかったとしても、地域おこし協力隊や集落支援員制度を採用していただいて、町内の自治会組織ぐらいの小さな組織体から形成運営に当たってみてはどうかと思いますけれども、この担当職員の配置について、またその集落支援員等の考えについて、総務課長、お聞かせください。お願いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 御質問ありがとうございます。

以前、役場内が班体制だった頃だったと思うんですけども、地区ごとに職員を配置して、いろんな座談会をしたり、話を聞いたり、そういうことも行いましたけれども、そのときは多分1年ぐらいで終わったのかなと、私もちょっと記憶が曖昧ですけども、そのときはそういう形だったと思います。私も別の地区に行きましたけれども、その地区の出身というか、分からない地区に配置したというところもあったのかも知れませんが、もしそういう形で行うとすれば、大字ごとに、そこの出身の職員を10名、20名とか担当にして、話を聞くとか、そういう形で、その中に別の地区の出身、町外の出身者も入れれば、顔もそのうち分かってくると、そういうこともあると思いますので、やるとすれば、そういう形のほうがやりやすいのかなというふうには思っております。そういうところもちょっと考えたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。課長の補足でございますけれども、やはりどうしても今、町外出身者の職員も多うございますので、そういった中ではやっぱり人も知らない、地区も知らないという職員が増えているのも事実でございますので、そういった中で例えば固定で、例えば2名だったら2名でどの地区に行ってくれと言われても、またそっちのほうは逆に何かどうしても、濃い人間関係はできるかもしれないですけども、また逆にいえば、広く浅く知ることができないようになってしまっているのではないかなという懸念があったりもしますし、逆に大字、今、総務課長が答弁しましたけれども、大字ごととかに、ある程度ざっくりとした大人数で振り分けながらやっていく。地元の出身の職員と町外出身の職員というものを混ぜながらやっていったほうがいいのかというふうな、今、話をしていたところでございます。もちろんそれ以外でも、その集落支援員の雇用だったりとか、そういったところは今後は多分いろいろな分野で考えていかねばならないようなことだというふうに認識をしているところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

以前やられた経緯があるということですけど、ほかの課長たちも記憶があるのか、問題点がどこにあったのか、その当時若かりし頃でしょうから、そこまでは考えていなかったかも知れませんが、仮に町長が答弁されたように、やっぱり地元出身者と町外のペアリングだとか、そういう小グループで地域に出向いていただくということを、誰かやっぱり先導する人間がいないと、知っている者がいないと、なかなかふれ合いもできませんし、いきなり行って担当ですと言われても、あんな何なという話になってくるかなという気がしますので、ですからもしそういう、私は取り組んでいただきたいと思うので、こういうのはまた町長得意なプロジェクトチームを作って、手挙げ式で、いや僕は外に行きたい、そういう機会があるならば、町内をいろいろ見て回りたいとかいう職員が、やる気がある職員がいれば、そういうチームを作っていただいて、大字ごとだったり、本当言うなら自治会組織、32ある自治会ごとにでも行っていただくと、それを幾つか自治会をまとめて、その担当というような形で色分けしていただいて、職員さんも勉強になると思いますし、地域もそういう若い人たちが入って来ることによって、いろんな相談もしやすくなるだろうし、もっと言うなら、こげんことをしてみたいけんが、お手伝いしてくれんねという動機づけにもつながってくるんじゃないか。なかなかやっぱり地元で職員さんがおられても、そこまでお願いするというのも、しにくい部分もあると思いますので、改めてこういうプロジェクトができましたので、ぜひ協力して、皆さんで盛り上げていきたいと思いますという旗振りをしていただくと、地域がもっと元気になっていくのかなというふうに思います。

そういう形が形成できれば、この地域運営組織、RMOの組織設立だとか、運営支援ということにおいて、人材として旗振りができて、地域の維持・振興の方向性がまた見えてくるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思うところです。

もう1点、最後になりますけれども、最初の答弁で、自治会活性化補助金、3年間実施された。そして、なおかつ来年度からまた復活するような話でございました。やっぱり地域を維持する上において、財政支援というのは欠かせないものかなというふうなことを、私は思っています。先ほどの田畑局長の話の中でもありましたけど、デザインセンターの中でも取組が行われていて、地域元気再生支援事業というのが行われているみたいです。伝統行事の再生に向けた試みや地域イベントの実施、魅力ある地域づくりと地域活性化を図ることを目的とした事業で助成をする取組だそうです。

そこで、お願いなんですけれども、またその地域活性化、自治会活性化補助金を出していただくのはいいんですけど、この自治会ごとに財政状況だとか活動状況というのは違いがあると思います。今までみたいに幅広く支援するのではなくて、やっぱり今の状況をどうにか変えようという強い思いを持っている地域だとか地域内組織に対して、この活動を後押しするような支援制度というものにしていただけないかなというふうに思います。住んでいる地域を変えたいという思い、またそれを自ら考えて行動ができる組織に支援をしていただくということに少し切り替えていただきたいと思うところですけど、総務課長、御意見ございましたらお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。御質問ありがとうございます。

先ほど、町長のほうが答弁をされましたけれども、実績の検証を行う、また必要な見直しを行いながらというところで、この10万円の自治会活動活性化補助金、来年度からまた復活をさせようかという話だったんですけども、今、議員がおっしゃるとおり、やはり配るだけでは何もならないと。その地区の方がこういうことをしてみようとか、若い方がこういうことをしてみようとか、高齢者の方が私たちもこういうのがしたいとか、やっぱりそういう自分たちでやりたいというところに補助をすると、支援をするというような形のほうが、行政としてもやはりそれが本当なのかなというところで、形は前の10万円を配ったときとは、多分、形を変えてやりたいとは考えておりますので、今、議員さんがおっしゃられたようなところを踏まえて行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

もう1つ付け加えるならば、その上限10万円というような、その上限額はもう少し上のほうに見てもらって、もっと言うならば概算払いみたいな、計画書を出したことによって半分ぐらいはもう概算払いで先にお金を出していただく。そして、その後、報告をいただいて、それに対して精算をするような、全て終わってから補助をいただくよりも、少しやり方も変えていただくと、動きやすいんじゃないかなと思うんですね。先ほども言いましたが、表現は悪いかも知れませんが、混ぜくっくれる人というのがいると思うんでよね、人的な部分。だから、それが役場職員さんとか、集落支援員さんとか、地域おこし協力隊、ここにはこういうのがあるからやりましょうよというような、やっぱり動機づけもしていただきたい。なかなか自分たちが住んでいるところというのは、外から見た人とまた違う部分で

感じ方も変わってくるので、よそからの視点というものを入れながら、この地域活性化・維持につなげるような取組をぜひしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

人口減少、高齢化が地域で進んでいまして、地域の維持が危ぶまれている状況が現状でございます。やはり今すぐ動き出さないと、本当に集落が消滅していくようなところも出てくると、個人的には思っています。本当ならば行政に頼らない自治組織を形成・運営できるのが最高の形だと思いますけど、そういう地区は全国各地にもございます。自主財源を持って地域が潤っている場所も何か所もございます。そういう地域が南小国で1か所でもできると、また変わってくるのかなというふうな思いもありますので、ぜひそういう住み慣れた地域での元気を復活し、またそこで元気に暮らせるような環境整備において、行政と地域と協力してやっていただきたいと思います。これもスタートアップで挑戦だと思います。町長がよく言う挑戦することを応援したいということですので、これも地域を維持するため、活性化するための挑戦であると思いますので、ぜひ手助けをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） ありがとうございます。地域なくして、いろんな制度を作っても全く意味がないと思います。地域活性化こそ、この町にとって一番の課題だと思いますので、よろしくお願いいたします。

これにて、3番、佐藤毅議員の一般質問は終了しました。

続きまして、7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 7番、穴井でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、まず最初に、今後の農畜産業の振興をどう考えるかということについて聞かせていただきたいと思っております。

先日、町内農畜産業、農協関係の部会ですかね、その方の代表者たちと町長との懇談会が開催されたところでございます。各代表からは非常に現在の厳しい状況や要望等を語られたところであります。町長は、これはいつも言われるところでございますが、将来に向けての投資や経営改善ができるものを助成したいというような答弁でございましたが、大変、私がいつも思うところでございますが、もう少し踏み込んだ言葉をいただけないと、非常に抽象的な言葉で、どうすればいいのかなと思う人たちも多にいると思います。今回の懇談会に集まったメンバーを見ても、若手の方は大変少なかったわけでございます。若手の方は、当然将来に向けての投資や経営改善を目指してやっていくと思っております。また、そうでないといけないと思っておりますが、集まった皆さんは皆精一杯頑張っていて、農地や牛たちを守っているように感じているところです。

一番問題なのは、今後、私たちと同年代の人たちがすごく多くの離農が始まるわけです。残る若手の農業者が何人いるか分かりませんが、この農業というのが、年齢が若くて、やる気がある人が何人かいても、一番問題なのは農地を守るための水路の維持とか、これは後でも同じようなことが出てきますけれども、非常に必要なわけでございます。今はまだ各関係者が集まって、手作業による水路の維持工事とか、道路の維持工事とかが行われている状況ですが、国はAIや機械で省力化して、そういうのを維持していくというようなことを言っておりますが、南小国のような中山間地ではそれも難しいものと思っております。

また、畜産業を営んでいる方たちも何人も来ておられました、その方たちの話の中にも、後継者にはもう畜産を継がせるのはどうかと思っておるといような言葉も聞かれておりました。もちろん新規に畜産を始められる方もいらっしゃいますが、今、現実、多くの牛を飼っている方々は、非常に厳しいというのはもう切実に訴えられておったところでございます。もちろん自分たちで選んだ職業でございます。責任をもって経営を成り立たせなくては続けていくことはできないというのも、皆さん分かっております。しかし、今の時代の、自分の責任ではない、外的要因による不可抗力が大変大きな経営圧力となっているものかと感じておられて、それでも厳しい中を乗り切るつもりで、皆さん頑張っておられるということは間違いのないと思っております。

1月29日の熊日新聞に農林業センサスの結果が発表されておりました。猛暑と資材高騰を背景に、生産現場の環境は大変厳しく、高齢者を中心に農家の減少がマイナス25%ということが載っておりましたが、1つお聞かせ願いたいんですが、南小国の高齢者減少率とか調べたものがございませうでしょうか。農業関係です。今後の営農を続ける意思がある人の数でも構いません。

それから、もう1つ同じようなことで、70歳以上の農家割合が、熊日の場合、56%となっております。今後ますます離農が続くと、先ほども言いましたが、思いますが、先だってからいろんな農業関係の調査をされておりましたが、その中で土地利用に関するものも出ておりましたが、将来の町の農地利用をはじめ、今後続けていく意思のある人の率とかが、概算でも分かっていたらお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 7番、穴井議員の御質問にお答えいたします。

先日開催いたしました町内農畜産業各部会代表者の皆様との懇談会では、若手からベテランまで、幅広い年代の農業者の皆様から率直な御意見を伺うことができました。気候変動の影響による不作、その対応には必要な設備投資の負担、経営拡大

に伴う人材確保の難しさや賃金の高騰、さらには資材、肥料、飼料価格の高止まりに対し、農産物価格が追いつかない現状など、改めて厳しい経営環境に置かれていることを認識したところであります。

懇談会では、昨年度まで実施しておりました燃料費等高騰対策の実績や、本年度における町の対応方針についても御質問をいただきました。その際、私から将来に向けた投資的な取組を支援し、経営改善につながる補助制度を考えていきたいと申し上げましたが、この点につきましては、より具体的にお示しすべきであると受け止めております。

燃料費等高騰対策につきましては、国の臨時交付金を活用することで、大きな支援を行ってまいりましたが、町としては令和6年度をもって終了する方針としております。これまでの聞き取りや懇談会の中でも一定の御理解をいただいている一方で、昨年度と今年度では状況が異なるとの意見も頂戴しており、こうした声につきましても、真摯に受け止めてまいります。

また、11月21日には、重点支援交付金を通じた国の総合経済対策が閣議決定されたところであり、その内容を踏まえ、町として追加的な支援が可能となる場合には、速やかに補正予算の編成や制度設計を行ってまいりたいと考えております。

一方、町独自の施策としては、国や県の補助制度では対象になりにくい個人単位の取組を後押しするため、担い手支援補助金を設け、将来を見据えた投資的な取組を支援してきたところであります。この補助金につきましては、農業者の皆様の声の踏まえながら、その都度、柔軟に見直しを行ってきたところですが、現在、来年度に向けて、その見直し、拡充を図る方向で検討を進めております。

具体的には、経営拡大に伴う初期投資負担を軽減する苗・種子購入への支援枠の明確化、研修受入経費や作業補助に係る経費など、労働力確保に関する取組への対象拡大、さらには補助上限額や補助率の見直しについて検討しているところであります。

先日の懇談会でも、より使いやすい補助制度にしてほしいとの御要望をいただいたところであり、今後、農業者の皆様からの意見を伺いながら、現場に寄り添った効果的な支援策となるよう、制度改正に努めてまいります。

農業者の皆様とともに将来の農業経営を支える補助制度を作り上げてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、引き続き御理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、中原地区で開催いたしました最適土地利用総合対策の説明会につきましては、事業そのものの説明と提案事業の区分けが十分に整理されていなかったこと、また中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払事業など、既存の関連事業

との違いが分かりにくかったことから、参加者に混乱を招き、不評につながったものと認識しております。

中原地区の農地所有者全員を対象とした説明会であったため、限られた時間の中で多くの情報をお伝えせざるを得なかったことも一因ではありますが、結果として分かりにくい説明となってしまったことにつきましては、大変申し訳なく思っております。

現在はいただいた意見を踏まえ、まずは事業説明と提案事業の区分けを明確に整理し、既存事業との違いが一目で分かるよう、図表等を用いた説明資料の再作成を進めております。

併せて、参加者からの御質問に丁寧にお答えできるよう、少人数の集落単位での説明会を実施しており、その都度、いただいた御意見を資料に反映しながら、内容の改善を重ねているところであります。

こうした取組を踏まえながら、来年度に満願寺地区、赤馬場地区へと対象を拡大していく際には、今回の反省点を十分に生かし、混乱を招くことのないよう、分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。以上でございます。

○議長（井上則臣君） 農林課長、先ほどの後継ぎのデータ、お分かりになりますか。
穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。先ほど御質問のあった件につきまして、すみません、集計等はできていないというか、資料等はありません。
以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） すみません。ちょっと焦っております。また、先ほど質問の途中で町長から中原地区の最適土地利用の回答までいただきまして、ありがとうございました。

町農業者の、基本的な今後の推移というのは、国のほうも農林業センサスあたりが出ておりますので、ある程度の指針として農林課も持つておかれるべきだと思います。それに基づいた施策運営といいますか、そういうのも必要だと思いますので、今後はよろしく願いたいと思います。

先ほど中原地区の最適土地利用の話と、将来に向けてどういうものをしていくかということで、町長から詳しく回答がございましたが、今、来年度予算の編成時期で、何かもうメインとなるような予算といいますか、単純に言いますと、先ほどの農業担い手育成事業の補助金の見直しとか、そういうことの中に含まれると思います。今、補助割合が非常に厳しく区分されておる状況です。多い人たちが50%と、少ない個人には20%ぐらいだったかと思っておりますが、今後、地形的とか人数

的に、その地区地区で規模拡大や供用が難しいところ、そういう地区も出てくる。1人で集落内の全部を担うような人たちが出てくることも考えられるわけでございます。法人化していない、それを個人でやらなければいけないような地区も、状況的に生まれてくるかと思いますが、そういう場合の営農意欲をいざなうというか、そういうためにも今の割合でいきますと、その方には20%しか出ないような状況でございますが、何かその補助金支出の要綱等の見直しも考えておられるということではよろしゅうございますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

今議員がおっしゃったとおりというか、補助率の見直しを今検討というか、協議を進めているところでございます。おっしゃったように、まず法人とか認定農業者の部分が割合が高いといった部分になっておりまして、一般の農業者の方だと、消耗品とか報償費の部分でやっぱり最大で20%といった部分になっております。昨日の御要望をいただいた件とかを踏まえまして、補助の割合と、あと多少上限のほうもどうするかといった部分を今協議を重ねているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

のべつまくなしに高く上げくれということでもございませませんが、使いやすい政策補助金であってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、次に中原でございました最適土地利用総合対策の説明会のことも町長のほうからお話があったわけですが、私、説明会には行ってはおりませんけれども、内容を何人かの方々からお話を聞かせていただいたところでございます。その中で不審と思われたところ、先ほどの言葉になかったのが、私、シン複合型農業実践協議会ですか、あの方々を嫌いではございません。ただ、その役場の説明会には、役場の説明者の人数よりもシン複合型農業実践協議会の方々のメンバーのほうが多く来ておられて、何か最適土地利用というのはジュニパーベリーを最終的に植えるのかというようなことを聞かれたものなんです。地区の話合いもまだ進んでいない中で、使わない土地を最初から想定して、ジュニパーベリーを植えるという話その席であったように聞かれたということで、それに対して不審をもった方もいらっしやると聞いております。

農地の最適土地利用という話でありましたらば、農作物の耕作をやめた後の話ばかりでなく、今のやる気のある農業者の方に土地の集約をしたり、品物をどうものを作るとか、そういうもの優先的に話合いをして、その後に余った土地をどう

するか。その段階でシン複合型農業実践協議会の方々が出ていく、そしてジュニパーベリーという、ジュニパーベリーだけじゃないと思いますけれども、そういう話につなげていくというのが本当の流れではなかったかと思っておるところです。最初から、シン複合型農業実践協議会のメンバーが多くおられて、何の会議なんなんだろうなと思ったという方もいらっしゃいました。今後どういう進め方をするかもお話を聞かせていただきましたが、今回の予算にもジュニパーベリー関係の予算が上がっておるかと思っておりますが、まだ中原地区でもこの最適土地利用の計画の話合いは、最終的には終わっていないものと聞いております。苗木の予算とか、その管理とかの予算はもう今回また補正で上げてあるんじゃないかなと思います。補正の説明を聞かないと、はっきりは分からないわけですが、これはもう少し後で地区の話合いが進んだ上で、この時期に補正で上げるべきものかなというふうな感じもしておったところですが、もう少し話合いが進んだ上で、その計画を予算を上げていただければという気持ちもいたしております。最適土地利用というのは、中原からやっていって、全体的に広げていくということは、状況的には分かるわけですが、最初からジュニパーベリーだけが頭に出てくるといふ話合いのやり方は、あまり良くないのではないかな。先ほども言いましたが、まずやる気のある農業者への土地の集約とか、そういうものを進めていただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、1993年のガットウルグアイラウンド以降、下がり続けた米の価格が、ようやく今年、資材や肥料高騰に対して追いつくような価格となったものと思っております。もう今年の豊作により、今後はまた著しく下落すると。価格の下落がもう報道されております。また、外食産業では安価な輸入米に切り替えていて、今後ますますの下落が考えられるというふうなことでございます。

そのような中、国はまだ、先ほども言いましたが、1ヘクタール以上の農地への大規模化とかを目指して、外国産との競争というのを目指しているようでございます。中山間地である南小国にとっては、夢のような広大な農地、何ヘクタールというような農地はもちろんないわけではございまして、その中で独特の農業を続けていくためには、独特の農業形態が南小国には必要なのかなと思っております。それでもほかと競争していくためには、集約化した農地が必要だと思っておりますので、この最適土地利用総合対策というのは、本当に重要な対策だと思っておりますので、今後よろしく進めていただきたいと思います。

今、来年度予算の編成時期と思ひますが、先ほど町長が言われました補助金の見直し等が、来年度予算の大きな中に入ってくるというふうな考えてよろしゅうございますでしょうか。来年度の予算の見直しに伴う、それと先ほどの農業担い手育成

事業補助金ですかね、これの見直し等で予算の編成をここにつなげていくということと考えてよろしいですか。2つがつながっていくというようなことで考えてよろしいですか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。まず、私のほうから先に回答というか、町長の前にさせていただきますと、今議員もおっしゃっていただいたし、町長のほうも答弁させていただきました担い手補助金ですね。こちらのほうの先ほども言いましたが、補助率とか上限関係、あと対象事業も含めましたところで、少し全体的な見直しを行っているところでございます。割合もそうなんですけど、使い方といった部分も、先ほど町長がおっしゃいましたが、使いやすい、議員もおっしゃっていただいた使いやすい部分もどうにかできないかといったところを、今詰めているところでございます。そういった部分で、大きく見直しになるのかなど。併せて、ちょっと協議はできておりませんが、増額のほうもちょっと考えているところで、もう少し件数的なものを増やしていけないかといったところを、財政を含めたところで協議を進めたいと思います。

ただ、その中でもどうしても財源は限られているし、ここ数年、町の歳入歳出、莫大な増え方になっているので、減らさざるを得ないところというか、削る部分も含めたところで、今、協議を進めているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。今、農林課長も答弁したとおり、ちょっとそういったところの、今回の意見交換会というものはまた継続的に行っていくというような話でもございましたので、そういったところの意見を踏まえながら、やはり現場に即した制度に変えていく必要があるというふうに思っております。これは別に農業分野じゃなくても、それ以外の分野に関してもそうなんですけれども、現場現場で状況が毎年毎年本当に変わってきているようなところもございます。例えば、今回の意見交換会でも、高温障害というのが言葉の端々に出てきておりました。そういったところの対策をどうしていくのか。昨日はブロイラーの方とお話をさせていただきましたけれども、ブロイラーでも今、メインになっている鳥というのは、東南アジアで飼育されるような品種になっているというようなところで、今の鳥は暑さに強いというようなことも伺っております。しかしながら、歩留まりをよくするためには、換気をしなければならないというようなところで、そういった費用が高んでいる。また、もちろん飼料も高騰しているといったようなお話も聞いておりますので、そういった現場の声をしっかりと拾い上げながら、その現場に即した制度設計をやっ

ていくのが私たちの役目であるというふうに認識をしております。

そのためにも、こういった補助金というものが農業従事者、また林業の方々ももちろんそうなんですけれども、そういった従事者の方々の何か未来につながるようなものなるのであれば、私は財源というものはしっかりと確保しながら、ふるさと納税の基金だったりとか、そういったところに関しても、目的には私は合致しているんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういった挑戦的な部分に関しては、私は投資と思っておりますので、ぜひそういったところで財源の部分については考えたい。もちろん無駄な部分があるところは、各部署で今もちろん見直しはしていただいておりますので、そこから捻出をしながら、またそういった基金の活用もしながら、予算編成は考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

町長のほうから、非常に適切な御返答をいただきまして、ありがとうございます。

とにかく現場の声を十分に拾い上げて、対策を、未来に対する投資といたしますか、そういう対策をよろしく願いたいと思います。

今の町長の話から出てきた高温対策というのも、そのときの話合いの中に大きく出てきておりましたし、いろんな意味、対応していただくと。助成金の見直しというようなこともございましたので、よろしく願いたいと思います。

それでは、続きまして、農地基盤の維持についてということでお聞きいたします。農業後継者が今、大変少なくなってきました。

○議長（井上則臣君） 休憩取りましょうか。申し訳ございません。

休憩に入ります。10時半から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

一般質問を行います。7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） それでは、次の質問に行こうかと思いましたが、せっかく休憩を入れていただきましたので、先ほどにもう1つ、2つ、続きを入れていきたいと思っております。

先ほど、中原地区でのジュニパーベリーの話があったときに、まず当初の議員への説明会のときにも、ジュニパーベリーで大体、反当たり20万円の収入があるんだというようなことを聞かせていただいたところでもございました。ただ、中原の説

明会では、その20万円のうちに、事務局が3割、そしてシン複合型農業実践協議会が3割、農家には4割、単純に言いまして8万円しかいただけない。それも、ジュニパーベリーは5年育てて初めて、少し実が収穫できるというような果樹といえますか、そういうものであるようでございます。それで、その5年間は草切が主な仕事になると思いますが、あと害獣からの守りといえますか、そういうものが大事と。害獣もシカとかが主で、シカとウサギといいましたですかね。シカは3メートルぐらいの柵が要る。3メートルでも飛び越えるという人もいらっしゃいますが、それとウサギは下のほうの20センチぐらいのところをきれいにしておかなければ入って来るものだというふうに思っております。その作業を5年間続けていって初めて、6年目ぐらいから少しお金になるというふうに聞いておりますが、その中で4割のお金しか来ないということの説明会もあったようでございます。

この4割という金額になった理由というのをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

その割合というか、試算的に反当たりが20万円という算定は行っております。ただこの4割というのが、協議会のほうで考えた案という形で、私たちも聞いているところでございます。農家に入るのは、直接的には約40%、20万円だとすると約8万円といったものになるかと思っております。30%が今後の協議会の出荷、それから仕分けを含めたところの運営費と。残りの3割が機械代とかの、統一的な予算として確保したいというふうに、私としては聞いていたところでございます。これは町のほうで算定というか、こうすべきといったところでもなくて、協議会のほうの算定のほうの提案という形で、私たちも聞いているところでございます。出荷の手数料等々の運営費、機械代とか等で3割、農家に直接配付が4割、これでどうだろうかといったところの提案というふうに聞いているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。役場が主催した会議ですよね。その中で言う金額に対して、役場は提案があったことぐらいで、それを地元流すというのはいかがなものでしょうか。もう少し検討した上で、はっきりした答えとして、5年先のことから、どうなるか分からないといえば分からないいでしょうけれども、シン複合型農業実践協議会がこういったから、提案だったからといって、その金額をそのまま会議で使うというのはどうだろうか、私は思います。議員の皆さんからもそういう意見はございました。もう少しそこをちゃんとした積み上げをして、地元には下ろすというか、そういうことが必要だったのではないかと。役場の話として、ちゃん

と伝えるべきであったのではないかというふうに思います。今後はそういう形をとっていただきたいと思ひますし、8万円というのは、5年間、何も収入がないわけですね。6年目から、初めて一番良くて8万円、果たしてこれが続いていくのかなど。その間のおんぶに抱っこじゃないわけでございますが、何か草刈りに対する、先ほどもシン複合型農業実践協議会が機械を買うとか、そういうことも言っておられましたが、そういう機械とかを十分に使った上での作業ができるのであれば、それも可能なかとは思ひますが、大体農業をやめた人たちの耕地に植えたいというようなことでございましたが、その方たちがやめる人たちが大体65から70の人たちがやめて、植えていって75歳になって初めて収穫ができる、そういう品物じゃないかと思ひますが、その方々に5年間何も手当なく、自分たちで害獣駆除から草切を年何回しなければいけないのかも知れませんが、非常に厳しいものだと。そのうちにやめて、草の中に木がどこにいったか分からんようになるのが、大分あるのかなというふうな想像もできますが、その辺りを十分に考慮した上で、そしてなおかつ町が推進したジュニパーベリーでございますので、将来に続けていくことができるよう十分な対策をしていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

そこは特に、最適土地利用総合対策、こちらのほうが簡単に言いますと、以前の地域計画、これを発展させた部門になっております。地域に入っていくと、地域の一番は意欲向上というところを目指したいところもあります。集約・集積、今後の計画、どうやっていきたいという地元の声を集めていきたいといった部分が主な目的となっております。その中で、今議員がおっしゃっていただいたような部分、いろいろ様々な方法や手段や考えもございます。そういったところをまとめながら、計画というか、今後について一緒になって考えていければと思ひているところですので、十分に慎重に協議しながら進めたいと思ひているところです。

その中で早速、その今言った粗放的農地、ちょっともう使いにくくなった農地、こちらのほうへジュニパーベリーをどうでしょうかという1つの提案を確かにさせていただいたところで、今、町長からの答弁にもありましたが、小さな単位で今、幾つかの集落に入らせていただいております。その中からも逆に提案をいただいております。ちょっとどことは申し上げませんが、一部から漢方薬のところをやってみたいというお話を早速いただいたところで、そういった部分も少し検討というか、どういったことができるかといった部分を進めているところでございます。そういった形で、地元の声、もちろん私たちの提案もあるんですけど、地元の声を拾い上げながら、どういった部分が一番適しているのかといった部分を詰めて考えていき

たいと思っているところです。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

今の話によりますと、ジュニパーベリーありきではないというような執行部の考えかと思えます。地元の方々とよく協議した上で、最適土地利用、そのとおりの言葉を生かしていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

続きまして、もう1つ、先ほどの中で言わなければいけないことを言っておりませんでした。畜産の方々が次の世代につなぐのは難しいというようなことで、先だつての話合いの折に出ておりましたが、大変飼料が高止まりの中でございます。飼料代等は当然、牛を飼う上では必要なものでございますし、外的要因だろうと、これに対しては町のほうはどう考えるかというのは、もう私どもがいうところじゃないと思えますが、農協のほうは今、糞尿の処理、これをやっております。使っている農家の方は、大手の大きな頭数の方ばかりと聞いておりますが、令和10年にそれをやめるというようなことでございます。その後が不安なんだということもございますので、私は思うところでございますが、福井県の池田町の農業公社を研修した折に、あそこでは畜産糞尿や各家庭の生ごみ、こういうのを集めて堆肥化しておりました。町内の農地に使っておるということで、大変質も良くて、質の良いものができれば、皆さん農家の人も使うというようなことで、これはもう肥料高騰対策にもなるのではないかと思います。直接、いろんな方が今、趣味で農業をやっている方もいらっしゃいますし、畜産でいえば、もう産廃ですから、本来ならば、自分たちでやるところでございますが、もうするところがなければ、個人でやらなければならない。また、組合を作ってやらなければならないというのは、この飼料高騰の折に非常に厳しいものがあると思っております。できましたら、町での事業といいますか、町民全体に還元できるというようなことを考えて、町営という言葉がどうかは分かりませんが、そういう形が取れるのではないかと思います。そういうことで、畜産業者の方に対する経費削減と、原材料の提供というようなことも考えられると思えますので、すぐに検討できるかどうか分かりませんが、この辺りも検討の中に入れていただけたらと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。御提案ありがとうございます。

そうですね。農家の方のやはり質の良い堆肥というのは求められていらっしゃると思えます。畜産農家のほうはもちろん、私たちも令和10年でというのは聞いておまして、何かしらの対策をと思っていたところで、先ほどもあった担い手補助金、これはあくまで個人の堆肥所設備をする場合の補助金になっております。

今議員がおっしゃっていただいた、町営でというか、町、公的な部分でといったことの御提案だと思います。そうですね。少し時間をいただきながら、金額がどうのこうのよりも、まずどうやっていくかという中身の部分、こういった部分を少ししっかり検討を進めていきたいなと思います。

あと、どのくらいの要望というか、農家の方がどのくらい要望というか、期待されているかという部分とつなげていけたらなというところもありますので、畜産業のほうと、そういった部分も含めて少し慎重になりながらも、しっかりと考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

畜産業の方々、町と話し合うことがあまりないんだというような意見も聞かれましたし、執行部のほうから先に声を掛けるというようなことで、向こうの悩みを聞いて、なるべく早いうちに、良い対策ができるならと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、次の質問に入らせていただきます。農地基盤の維持ということでございます。農業後継者が大変少なくなってきております。主力年代がリタイアして、今までは多人数の労力により守られてきた農業用水路等の基盤の維持が大変困難になっており、それに伴って耕作放棄地が増加しておるようなところでございます。農地基盤の修復については、災害の場合は災害復旧事業等が可能と思われませんが、経年劣化によるものに対しては、国の補助事業は少なく、要望も間に合わないというようなことでございます。これは12月号の町の広報に同じようなことが書かれておりました。今後の町の農業の振興のため、さらに観光につながる景観を守るためにも、町単独での基盤整備事業等を行うことが必要ではないかと、大変町の予算も厳しいというような状況でございますでしょうが、必要ではないかと思っておるところでございます。

これもまた、熊日の記事からですが、12月4日付の記事に、農業従事者数が15年で半減と題したものがございました。国は農業の構造転換を集中的に推し進めるとしており、農地の大区画化やスマート農業を後押しするとしてますが、表現がアップデートされたが、基本的な日本の政策は変わらない。米作りには水路の管理や草切に対する地域の協力がカギとなり、農家が続けなくても過疎化が進めば、おのずとやめざるを得なくなると新聞のほうにも示してございました。まさに、そういう時代が来ております。町の予算も厳しい中でございますが、町単独の改修は難しいものとは当然考えておるところでございますが、現在、災害復旧に対しては町

の単独予算、差があるものに対しては補助がありますが、この維持のための事業を行うことは農地保全、また農業者だけではなく、建設業の方々も現時点で仕事が少ないというようなこともちらちらお聞きしております。

それから、環境、また観光等、全体方面、観光に何でつながるかという、水路がなくなり、農地がなくなれば、そこがまた何度も言うておりますが、害獣の巣になる荒れた土地になるというようなことが発生します。そのようなところを解消することが町内すべての面への恩恵が生ずるものと考えております。そして、今、いつ大災害が発生するとも分かりません。公共事業は少なくなる中、建設業の方もいらっしゃらないような状態の町になるということは、大変将来に向けていかなものかと思っております。町の予算はもう足りないことは当然と思っております。農地がなくなり、人がいなくなれば、予算云々ではなくなると思いますので、何かしら予算のあるうちに、町単事業がすべてではございませんが、何かそういう農地の基盤を守る対策というのをさせていただけたらと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 7番議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、農業後継者の減少や主力世代のリタイアに伴い、これまで大人数で維持されてきた農業用水路等の基盤管理が困難となり、耕作放棄地が増加していることは町としても深刻な課題であると認識しております。まず、私もこの課題の対しては強く同感でございます。

基盤整備は、単に農業生産を支えるだけでなく、観光資源や地域景観の維持にもつながる重要な取組であり、町としても対応が求められております。前の答弁でも申し上げました担い手支援補助金の中には、農業経営に必要な基盤整備に対する補助も含まれておりますが、十分に周知されていない可能性があるかと認識しており、今後はより丁寧な情報提供に努め、農業者の皆さまに活用いただけるよう取り組んでまいります。

また、前の答弁で触れました最適土地利用総合対策におきましても、農地の集積や効率的な土地利用を進める過程で、農業用施設や水路などの基盤整備につなげることが可能でございます。集落単位での話し合いを通じて、各集落の実情に応じて、どのような事業が必要かを一緒に検討し、優先度を定めながら、農業基盤の強靱化を図るとともに、地域農業の持続と農村景観の維持に資する事業展開を進めてまいりたいと考えております。集落の話し合いの中で、優先的に整備すべき水路や施設を決め、進捗状況を確認しながら、計画的に整備を進めてまいります。

国の補助事業については、災害復旧や一部経年劣化への対応として予算が限られ

ております。そのため、国補助で対象とならない経年劣化部分や小規模水路の修繕については、町単独での補助や技術支援を合わせて検討することで、地域の実情に即した基盤整備を進め、将来にわたって安心して農業が営める環境を整えてまいりたいと考えております。

町としては、こうした取組を通じて、農業基盤の維持・強化を図るとともに、農村景観の保全や観光資源の維持にも資するよう、総合的な視点で支援策を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

大変前向きな御回答、ありがとうございます。あとは時期的にいつになるかということでございますので、先ほどの担い手補助の中にあるとか、最適土地利用の中での話合いということになると、また最低5年ぐらいかかるのかなとかいう気もいたしますが、皆さん、集落で必要なところ、農地を守るという意味で必要なお金ということになりますので、適切な時期に適切に事業を行っていただけたらと思いますので、今の町長の回答を、大変ありがたく思いながら、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（井上則臣君） これにて、7番、穴井秀房議員の一般質問は終了いたしました。続きまして、2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） それでは、質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

通告に伴い、質問をさせていただきます。本町での民間資金活用法、通称、PPP、PFIの導入は考えられないかということで、本町は来年3月に決定されるJA跡地が2年後に迫った学校給食センター、今後計画されると思われる定住者や移住者等の住宅等の建設が必要と思うが、PFI、PPPを活用しての建設・建築等について、今後活用する計画があるのか。本年3月までに人口5万人以下の自治体では優先的検討規定の策定をしている団体が全国で1,227団体、活用している団体が42団体、結果待ちの団体が13団体となっているが、本町のまちづくり総合計画には組み込まれているのかということで質問を書いております。

来年度に迫ったJA跡地から、次々と老朽化が進んでおるところが、本町には考えられることがいっぱいあります。私も2年前より、住宅建築や住宅不足、いろんな形でこの一般質問の中で、いろんな議員の方たちが住宅問題に関して、いろいろ質問をされたと思います。こういったことを踏まえて、やはりこういった国の、これは内閣府が提案している制度でございますけれども、こういったことを利活用し

て、本町が一番いい方法を取っていただければと思いますので、こういった質問を
させていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2番議員の御質問にお答えをいたします。

P F Iとは、官民連携の一形態で公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の
資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法でございます。P F Iの効果と
しては、一括発注、性能発注により、民間ノウハウが発揮され、コストダウンが達
成できるとされております。また、民間収益事業を組み合わせることで、住民サー
ビスの向上が期待できるともされております。地方公共団体等が直接実施するより
も、効率的かつ効果的により質の高い公共サービスの提供を目指すというものでも
ございます。

農協跡地の利活用に関しましては、現在、本年度末完成に向けて基本構想を策定
中でございます。基本構想案を農協跡地活用検討委員会に諮り、御意見をいただき、
修正を加えた上で完成させる予定としております。そして、基本構想策定後の次の
ステップとして、令和8年度において基本計画の策定、それを踏まえてのP P P、
P F I可能性調査を実施する予定としております。P P P、P F I可能性調査にお
いては、官民連携の事業実績がある民間事業者、あるいは公共施設整備実績を有す
る民間事業者等を対象として、本町の基本計画の内容に基づいて、P P P、P F I
の可能性についてヒアリング調査を行います。ただし、P P P、P F I可能性調査
により導き出された最適な設計、整備、管理運営が、従来型手法よりも効率的かつ
効果的と認められ、P P P、P F I手法に基づいて事業実施となり、民間事業者を
公募した際も、もし応募がなければ、従来型手法の基本設計、実施設計のステップ
を選択せざるを得なくなる可能性もございます。

北里議員通告のとおり、令和7年3月末時点における人口5万人未満の全国の地
方公共団体1,227団体のうち、優先的検討規定を策定済みが42団体で、割合
としては3.4%、そのうち実際に規定を運用しているのが13団体となっております。

本町において、優先的検討規定を策定しておりません。優先的検討規定の策定及
び運用が求められていない人口5万人未満であるということもありますが、優先的
検討の対象となる事業の基準、これは10億円以上の施設整備、また単年度1億円
以上の運営費を上回るような案件が限られているためでもあります。しかし、農協
跡地の利活用に関しては、優先的検討規定を策定していなくても、P P P、P F I
手法の検討は今や必須であると思っておりますので、令和8年度にP P P、P F I
の可能性調査を実施することも現在考えているところでございます。

また、公共施設等総合管理計画において、南小国学校給食センター等を老朽化に伴い大規模改修や建て替えを実施する際においても、PPP、PFI等の活用も視野に入れているところです。

これら以外にも10億円以上の施設整備、単年度1億円以上の運営費と同程度の規模の事業に関しては、PPP、PFI手法の検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

今ちょっと町長の答弁の中で、検討課題にしてあるのが42団体となったのですが、重要規定の策定をしている団体が1,227団体で、活用しているのが42団体、そして結果待ちの団体が13団体、私はそういうふうに調べたんですが、実際検討しているのが42じゃなくて、検討重要規定にしてあるのが1,227、これはどっちでもいいんですが、だいたいもうこういう形で全国的な地方自治体がこういうものに優先的な検討をしているということでございます。

これがPPPの中で、PFIというのがプライベートファイナンスイニシアティブということでございまして、PPPの中にはうちの町が取り入れてあります指定管理者ですね。こういったものもこのPPPの中に入っておると思います。これは先ほど、これは全体的な考え方で言われました官が運営管理する費用を非常に削減できるということで、こういったものを推奨しているということでございます。対象のものが結構大きく広くて、老朽化した公民館や保健所、診療所、地域交流複合施設、独身寮や子育て世代の移住定住住宅を民間事業者による設計、建設、維持管理をすることにより、自治体の経費を削減できる。それと、再生エネルギー事業の施設にも使えらる。デジタルインフラ整備、地域DXの向上、過疎地での都市並みのサービスを提供することにより、若年層の移住定住の促進を促すことが可能であると。それと、温泉地の観光案内所、駐車場、トイレ、防災倉庫、運営は地元企業や観光協会と連携。効果としては、観光客の安心の確保と満足度の向上が見込まれると。こういったことが非常に使える用途が広くて、昨日、東北のほうでまた大きな地震がございました。こういった形で防災倉庫等の必要性も、こういったことを利用して造っていただければいいのではなかろうかと思えます。

それと、このPFIのメリットは、第1の目的はコストの削減、公共サービスの質の向上、町長からの答弁もあったように、こういったことが目的であります。民間投資の促進、地域経済の促進、そしてこのPFIの方式に、実際の住宅等の方式として、BOT方式とDB方式、こういったことがあります。これが地方公共自治体の土地を民間が借り、良質な住宅を整備し、固定賃料で自治体が借り、これは3

0年ぐらいですね。子育て支援住宅では、入居条件に中学生以下の子どもがいる等の条件を少子化対策の促進を図ることができる。メリットとして、公営住宅法に沿わない寮整備等の賃貸住宅を整備することができる。維持管理に関するわずらわしさの解消が可能である。人件費や修繕費等の自治体のランニングコストの削減ができる。入居者としてのメリットは、賃料の一部を自治体が負担することにより、通常の料金より安く入居でき、運営を民間がすることにより、24時間の対応が可能であると。こういったのがこれがBOTという方式でございます。

そして、近くで、もう一つのDB方式、デザインビルド方式というのが地方自治体の土地に設計施工を一括発注し、良質な公営住宅等を建設し、経費を削減し、売買契約を締結し、入居者については自治体が行う。こういったことがこの2つの方式で、どちらの方式を取られるのかは、その自治体が決めると思うんですが、つい先だって、8月ですかね、議員の研修で1つの大規模な建設会社ですね。この方たちからプレゼンじゃなくて、説明を受けた際にこういったことのメリットをお聞きいたしました。こういった形で、今後、そういった施設等の整備等が必要に、もう大きなお金が発生しますので、これをぜひとも検討材料の中に入れていただければと思っております。これは、いろんな道の課というか、公営住宅は建設課なんだろうけど、町全体がこういったことを視野に入れながら検討をしていただければいいと思いますので、1つ、これはここまでのことで総務課長、ちょっと御答弁いただければありがたいと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

答弁にもありましたように、今から町のいろんな施設等、造り替えも出てくると思います。そのときには、このPPP等、多分必ず検討を加えるというところはやっていくと思います。ただ、小さいものにもいろいろこれを使えるのは使えるんですけども、地元の業者さんをお願いすることとか、いろんなところもありますので、すべてそれで行うということもないとは思いますが。

それと、先ほど、今議員さんが言われたように、5万人以下が1,200ありますけれども、そのうち規定を作ったのが42団体、そのうち使っているのが13団体。ですから、まだ数字的には少ないと。そして、熊本県内で策定されているのは、上天草市が1件あるというところでございます。ただ、これを使わない手はないと思いますか、これでこちらのほうがお金もかからず、うまくいくというところが合致すれば、このPPP、PFI、こういうものを使っていくというところを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

これが、今、近隣の市町村、これで今、上天草市と言われたんですが、上天草市が公営住宅を、職員住宅ですかね、これを検討しとると。それと、水上村では、水力発電施設の建設・運営、こういったことをやられております。それと、荒尾市では、競馬場の跡地に100棟、あれを計画しておられると。そして、近々、ここ何か月前の新聞に載っていたんですけど、西原も計画の途中であるということでしたが、議員の皆さんに聞いたら、それは多分無理だろうという話で、何か違う形でやっておったと思います。

そして、一番私たちの町に近い隣の産山村、これがもう令和7年度においても、3事業目ですね。このDB方式ですかね。これを使った産山公営住宅等再編に関わる官民連携事業の導入検討調査業務として、今年もまた公募型のプロポーザル方式で提案をしております。これが現在、2棟の1期が2015年3月に2階建て8戸と、第2期で2022年2月、2階建て10戸の独身寮専用アパートを造って運営しておられます。これは今現在、常に満室状態ということで、非常に待ち状態が多いと。これが独身寮ですので、移住定住者、こういったものに非常に何か産山村としてはつながっているのではなかろうかと思っております。

うちの町も、やはり移住定住者を募集するに当たり、住宅等の整備をしてやっておられるわけなんですけど、やはり今は黒川温泉等の従業員においても、従業員寮等が住める場所があればどこでもいいというわけではなくて、やはりある程度きれいで、良いところじゃないと、やっぱり移ろうということにはならないということで、ぜひとも今、公営住宅等の建設等は今少子化やらの問題に伴い、造らないという方針が国が決まっておりますが、こういったものも踏まえて、この前、黒川温泉のべっちゃん館であったまちづくり懇談会の中にも、寮がないという旅館の方の提案がございました。こういったことも、こういったものを使ってできるのではなかろうかと、ちょっと考える次第です。今現在、黒川の独身寮ですかね、女子寮で、今、旅館組合が建てている棟が1棟あります。これももう相当老朽化が進んでいて、次を考えにやならんと。これが何軒の旅館かちょっと分かりませんが、共同で出資して造ったものがもう老朽化が進んでいると。なら、こういったものも造り変えていかにやならんとというようなところにも来てありますので、ぜひともこういったものを利用して造れるかどうかは、ちょっとよく分かりませんが、住宅に関しては国の補助金等を使ってこういったものができるのかどうかも分かりませんが、こういったものを使って造ってはどうかと思っておりますが、こういうのはできますかね。建設課長、ちょっとお聞きしたいんですが。よろしくお願ひします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。私の立場から答えられる範囲という形の中でお答えいたします。

まず、その前にPFIに関していけばなんですけれども、先ほど所有形態という形でBOTとかいう話がありましたが、基本的にはBTO、BOT、BO、ROという形になっているかと思います。それとは別に、先ほど産山のほうのお話がありましたけれども、恐らく公募型プロポーザル、デザインビルド方式という形を取っているかと思います。基本的にはPFIと公募型というのは異なる契約形態、事業選定者をする上での手法の1つという形の位置づけになります。PFIはあくまでも民間の資金を利用して、先ほどおっしゃられたコスト削減だったりとかいうところを踏まえるわけなんですけれども、当然、PFIにはもうこれは法的に決まっている部分もありますので、5つの原則という部分もあります。詳細は省きますけれども、そういったところを踏まえて、先ほど答弁にもありましたが、やはり民間の業者さんが入って来るにはどうしたらいいかという部分もあるかと思います。こういう場所の提供をしますので、当然そこには提案とかいろいろもらうんですけれども、そこに本当に民間の資金だけの力で入って来るかどうか、そういったものが先ほど答弁にあった導入の可能性調査という部分になってくると思います。現に、過去、他課の話で申し訳ないんですけれども、私が当時その課にいたので、ちょっとあれだったんですけれども、ケーブルテレビの更新事業を行いました。その中でも導入の可能性というのも踏まえて、当然、民間資金の活用をやってやったほうが、おっしゃっていただいたように、コストの削減、それとあと維持管理の問題とかいろいろあるかと思うので、考えたわけではあるんですが、結果的に公募型プロポーザルという形を取りました。

最終的にどこを目的として、どういう形でいくかというのは、この前の懇談会でもお話したとおり、定住促進、移住、そういったところの分野も併せていきながら、町として考えていくという答弁もさせていただきましたので、今すぐここでこれをやるやらないとかではなくて、先ほどからの答弁のとおり、可能性を踏まえたところで考えていくということで、すみません、答えになるかどうか分かりませんが。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございました。

可能性を踏まえて、前向きに取り組んで、これは町益になることを皆さんが考えていただいて、非常にコストが安くて、この町のためになることをぜひしていただければと思っております。公募型プロポーザルと反すと言いましたけど、産山村ではこういうプロポーザルの方式を取って募集して、大手建築会社が建てて、それ

を町が買い取るというような方式でございます。こういった形のほうが、3棟も造って、3期までしとるということは、村にやっぱり得があって、次々と進めていっているんだろうと思いますので、本町もぜひともそこは検討していただいて、前向きにしていいただければと思います。

若干ですが、つい先だって、これはちょっと余談ですが、佐賀の有田町の町会議員の方たちが、黒川温泉の視察においでになられました。そういったときに町の課題として、やはり宿泊施設等がないということで、あそこは有田焼やらでもものすごく何万人という方が日帰りでは訪れるんだけど、近くに宿泊施設がないと。宿泊施設等の在り方やらも研修に来られたので、研修には私は立ち会っていないのでよく分らんのですが、夜の懇談会だけ立ち合わせていただいて、いろんな問題があることもお話をさせていただいたときに、やはりこのPFI等の導入を、そこの中の議員の1人の方が、やはり有田町の一般質問等でやられたということでございますので、本町もぜひともこういったものを1つでも取り入れていただければと思っております。

それと、当初に確かあったと思いますが、私たちも境町に行って、モバイル建築等の研修を受けてきて、今年は農林課だったですよ、事務所を建設すると言われとったと思うんですが、あれはできているんですかね。そこをちょっとお尋ねしていいですか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。御質問ありがとうございます。

正直言いまして、ちょっと今手詰まりというか、設計の部分で少し苦慮しているところがございます。はい。手法というか、組み合わせ方とかを含めた資材の、こういった資材を使うとか、こういう工法をするといった積み上げの部分で苦慮しておりましたが、粗方、目途が立ったような状況で、ちょっと予定よりか、かなり遅れてはいるんですが、現在のところ、そういったところです。

今後、それから年明けにはなりますが、プロポーザルのほうに入っていけたらというところで今準備しているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

当初には予算があったのに、えらい長くかかるなというのが正直な話でございます。要は、もう設計料とか何とか、介護施設の森園ですね、あそこもそうなんですが、改修工事等やって、設計とか、ずうっと積み重ねて、どんどんどんどん行けば、金額は跳ね上がっていくような感じがしますので、もうぜひともある程度まと

めて設計から施工から、運営管理まではちょっと必要ないかも知れんけど、そういったことも踏まえて、一括にすると、例えば10億円かかるのが7億円か8億円でできるというようなものであると思うんですよ、こういう手法というのはですね。だけん、ぜひともこれを前向きに取り上げていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） これにて、2番、北里桂一議員の一般質問は終了しました。

続きまして、6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） 6番、後藤六男です。

通告によりまして、一般質問をさせていただきます。

去る11月18日に起きました大分県佐賀関町の大火災で、住宅や空き家など、187棟焼損し、またお一人が死亡されました。亡くなられた方、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早く復旧・復興されますようにお祈りを申し上げます。

さて、今から質問に入りますが、よみがえれ林業再生と大きなタイトルを掲げましたけれども、この南小国町農林業がひとり親方、いつも言われておりますけれども、約30名おられるわけですが、これから5年後におきましては半数になろうかと心配されております。そういうことを中心に質問をさせていただきたいと思っております。

毎日、この時期になりますと、材木を積んだトラックが町内各地から切り出されておるかと思っております。そういうトラックを見ますと、私だけではないかと思っておりますが、本当に林業がされているんだなという気持ちもありますし、ただ非常に心配な部分におきましては、こういう材価が非常にここ相当経ちますが、価格が安いということは、林家の方たちは大変頭を痛めておるかと思っております。今日、この質問をさせていただくことにつきまして、本当にこの産業におかれましても、人手不足ということは、重々理解しておりますけれども、特に林業というのは危険も伴いますし、本当に切山されている、そのひとり親方の方たちの安全を守るためにも、本当に後継者、本当に南小国の林業というのは、守っていかなければいけないということについて、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、農林業の重要な一角を占めます、この生業とする南小国の林業の現状をまずお聞きしたいと思います。そして、ひとり親方の高齢化で、生産量、そして生産額は現在どういうふうになっておりますか。そして、今後の後継者をどのようにつくっていくというのか、そういうところにおいても町のほうも検討されておるかと思っておりますので、その点についてもお尋ねしたいと思います。

次に、令和6年から始まりました森林環境税におきまして、町への交付額が幾ら

か、その用途、使い道はどのようになっていますか。

最後の3、4点になりますが、林業再生に向けての具体的な計画がありますか。そして、南小国町の林業を魅力あるものにするためのビジョンとありますか、将来展望をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 6番議員の御質問にお答えいたします。

御質問いただいたそれぞれの項目ごとに回答させていただきます。

まず1番目についてですが、南小国町の山林の伐採面積は、皆伐地のみに限りますと、令和6年度は46.90ヘクタールとなっており、10年前の平成27年度の16.06ヘクタールと比較すると、皆伐面積は約3倍近く増加しております。令和6年度の内訳としましては、阿蘇森林組合の作業地が19.57ヘクタール、その他事業者が27.33ヘクタールと、特に町外の林業事業者による作業が年々増加しております。

生産額につきましては、集計の方法にもよりますが、皆伐地の伐採材積量の推計から計算しますと、令和6年度の伐採材積量3万4,461立米に対し、約3億9,600万円分の生産が行われています。間伐分の材積は除外されておりますので、さらに生産額は多くなると思われまます。

また、阿蘇森林組合の南小国町共販所で取引されている販売額につきましては、令和6年11月から令和7年10月までの集計で2億7,400万円となっております。

南小国町で林業を担うひとり親方の高齢化と後継者につきましては、現在、森林組合に登録されているひとり親方が30名で、最盛期と比較して4分の1の人数となっており、減少が続いています。平均年齢は64.7歳で、昨年度、九州大学と協力して行ったアンケート調査では、そのうち約5割の方々が5年以内での引退を検討されているという調査結果が出ており、新規参入者の増加や後継者育成については喫緊の課題となっております。

2つ目の御質問について、現在、南小国町が森林環境譲与税として国から交付されている予算としましては、令和6年度の決算額で3,356万1,000円が計上されております。主な用途としましては、森林所有者への意向調査、木育活動への取組、森林GIS等による保守管理、作業路保守に対する原材料支給、林業機械等の導入及び支障木伐採等への補助など、林業振興に関する施策に対して支出を行っております。

3番目と4番目の御質問に関しては、共通する部分も多いと思われまますので、併せて御回答させていただきます。

まず、本町の林業施策に関しまして、大きく3つの項目に分けて取組を行っております。第1に、受け継がれてきた山林を継承し、地域の防災と生産の両立を図る取組です。本町では、山林所有者が自ら山林を管理し、伐採などを行う自伐林業が主であり、現在も農業や観光業と併せて林業を営まれている方々が多く、小規模で適切に間伐や伐採などを行いながら、災害に強く、上質な木材を生産する山林をつくり上げてきました。これらの伝統を受け継ぎ、さらに磨きをかけるためにも、南小国町では自伐型林業の推進を進めております。フォーラムや林業に関わる技術を一通り学んでいただく自伐型林業の研修を実施し、町内外を問わず、多くの方に参加いただいております。また、地域おこし協力隊制度を活用し、現在5名の隊員が林業の担い手となるための活動を進めており、今後も引き続き募集を行っていく予定です。そして、現在の林業従事者の方々が、継続して林業に携われるよう、チェーンソーや林業機械の補助制度なども拡充しております。

第2に、生産された木材の付加価値を高めていく取組です。ファブラボ阿蘇南小国を中心として、町の林業や小国杉の情報発信、木材加工や商品開発など、林業の魅力や木の楽しさを伝えるための運営を行っております。本年度、盛況をもって閉会しました大阪万博では、南小国町の特設ブースが設けられ、南小国町の小国杉を活用した展示を行ったことで、連日、国内外多くの来場者に御来場いただき、南小国町や小国杉の魅力を幅広くお伝えすることができ、木材の付加価値の向上につながっていると思います。そして、本町でのバイオマス活用推進計画の策定に基づき、今後も引き続き、エネルギーとして、またその他の用途も踏まえて、幅広く木材の利活用の可能性を模索してまいります。

最後に、第3の取組として、将来を担う子どもたちへの木育活動や町外に住まわれる方々との交流の場としての取組です。これまでも本町では、木や林業のことについて親しみ、学ぶ、いわゆる木育の取組を行ってまいりましたが、昨年度より、生まれてから、この町を出ることとなる中学3年生までの全世代を対象とした木育授業を行っていて、森林や木材が身近なものとして感じていただけているものと思います。また、森林整備を行うに当たり、企業や町外の方々との連携をますます深めるため、本年度、ICT機器の重要部品の生産販売で世界シェア上位5社に入る、日本電子材料株式会社様と南小国町の山林を整備する森づくり協定を締結し、町有林伐採跡地の植林や保全に対してサポートいただくこととなりました。次年度より、植林体験や交流会などを通して、本町との連携や交流をますます深めていければと考えております。

これらの3つのテーマを通して、引き続き活動を進めてまいります。皆伐後の再生林の問題や森林所有者の経営意欲向上への課題、また町外からの担い手募集に

おける受入体制の整備等につきましては、まだまだ取り組むべき課題も多く、今後とも様々な御意見を取り入れながら推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

当町におきましては、ただいま町長から御答弁いただきましたように、阿蘇郡内におきまして、森林組合のほうにお尋ねしたんですけれども、この各支所の中でも当町の南小国支所は、伐採とか、そういう生産量、金額においては1位を、昨年度の実績ですけれども、そういうふうに言っておられました。私もなかなか林業のことについては正直詳しくないわけなんですけれども、それを聞いたときに、やっぱり勇気をもらったというか、本当に森林の持っている良さというんですかね、そういうのは子どもの教育にしても、この景観をつくる中にもとてもすばらしい、森林というのは大事なものではないかと思っております。

そのような中で、ひとり親方の減少ということと併せながら、森林の林業に関わる、働く人たちをどう後継者としてつくっていくかということは、学校教育でもかなり力を入れておられますように、今年の大阪万博におきましては、町長も今言っておられましたように、とても私も万博にはちょっと体が悪かった関係で参加させていただきませんでしたけれども、とてもやっぱり勇気をいただきました。

そして、本当に木の良さというのは、木育なんですけれども、こういうことを通じていながら、本当に木を使った建築物をはじめ、林産加工品、そういうものが本当に現在、見直されておるかと思えます。

そのような中で、一番最後に将来どういうことかということで、ICT機器、それから上位5社のまちづくり協定をされたということにおいても、とても先を見越した形の林業の未来を見通した形のこういう協定を結んだりしておられるかと思えます。

そういうことで、特にひとり親方の方たちにお話を聞く機会がありまして、高齢化というのもありますけれども、本当に町から支援していただく機械の購入代金とかにつきましても、現在やっていただいておりますけれども、もっと支援がいただけるとありがたいということも言っております。

それから、特に切山をされる担い手の方たちは、とても危険が付きまっております。もう最悪の場合は死亡するということでもありますし、確か私が調べたところによりますと、それでも年間、全国で20名に及ぶ方が、この森林の伐採とか、それに介する事故で死亡されている方がおられます。以前から見れば、大分減ってはおりますけれども、この安全教育も含めながら、気を付けてやっておられるかと

思いますけど、ただひとり親方というのは、最小単位であるし、1人でその事業をやる場合があるわけで、本当に大きな仕事になれば、4、5人とかで組んで、伐採事業とかをやっているということでもあります。だから、1人でやるときこの伐採をやる仕事をやっておって、実際亡くなられた方は、私の知人でもありますけれども、これは町外の方ですけれども、本当に危険が伴って、以前、台風19号があったときの伐採事業で死亡したということもあっております。そういうことで、この労災は現在、個人で掛けてそういうことをやっておられるということですが、災害の場合の町のほうにおいて、その辺の支援ができることがあれば、一つお尋ねしたいんですけれども、これはどうでしょうかね、農林課長にお尋ねしたほうがよろしいですかね。課長、お願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきますが、災害時の支援というのが、すみません、私がちよっと申し訳ありません。理解できないというか、どうしたらいいかというのは、ちよっと思いつかないんですが、お話させていただけると、本年当初からにはなりますが、ひとり親方の加入保険、こちらの一部補助を今年度から実施をしているところです。2分の1の補助といった形で、今年度から取組をさせていただいているところです。年間のこれが保険になりますが、こちらに加入する場合は2分の1、町のほうから補助させていただいている取組をしているところでございます。

申し訳ありません。災害関係のほうは、少しするにしても、少し検討とか、制度設計を含めたところで考えていくべきかなと思っているところで考えているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） それから、現在、農林課におきまして、この林務系のほうで、車が何か1台だけという話もお聞きしたんですけれども、平常時の場合は1台でいいかと思えますけど、緊急時ですかね、山で事故ということでもないんですけれども、そういう場合の、できたらもう1台、増備していただけないかとかいう声も若干聞いておりますので、その点についてはどんなですかね。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。御提案ありがとうございます。

恐らく先日のことが少し関連しているかと思えます。林業林政系のほうが現場に急に出る必要があったんですが、農林課の公用車が現在1台でございまして、別の原野のほうに出ておりました。総務課の所有している、私たちが使わせていただけ

る公用車の分も全台出払っております、あとは各課の建設課とか、そのほかの課が持っている部分で借りるしかなかったんですが、ちょっと借り受けられなくて、個人的な部分であれなんです、橋本係長の軽トラを使って現場に出たという経緯がございました。ちょっと急を要する部分でもあったので、林道のほうの視察というか、確認が必要だった部分で、ちょっと現地のほうに個人の車を使って出た部分はありました。危険度的には、もう現地確認だけであったので、個人の車で行ってもらったところではあります。そういった部分からの関連もあるのかなと思っております。ですので、現在、課内というか、係内で話している部分で、来年度、公用車1台要望したほうがいいかなというところを、それこそ現在協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） 公用車と個人の私用車ですか、特に公務の場合におきましては、公用車を使うというのが原則かと思えます。というのは、先日来、事故も1つ起こったわけですけれども、どうしても個人の私用車を使った場合、保険とかの事故が起こった場合の対応とかが大変かと思えます。だから、その点については十分検討して、公用車でやっていただきたいなと思えます。

それから、特に当初予算に上がっております林業関係の金額なんですけれども、林業機械の導入事業補助金550万円、それからくまもと間伐材の事業補助金。

○議長（井上則臣君） 後藤議員、ちょっと申し訳ありません。1、2、3、4の通告が出ております。それ以外のことですか。何番に当たるんでしょうか。通告どおりをお願いしたいと思います。

○6番（後藤六男君） そしたら、3番、4番を中心に質問していきたいと思えます。

先ほどと重複するかと思えますけど、結局、その後継者の問題につきましても、やっぱり林業をしていて、以前のように収入がなかなか見込めないのではないかと、なかなか後継者というのが育たないという現実はあるかと思えます。これは何も林業に限らず、という部分もあるかと思うわけで、本当に林業を魅力のあるものにしていくということについて、町長からもう冒頭に答弁いただきましたように、子どものときからの木育ですかね、そういうことを中心にいろいろと御努力されているかと思えます。

その先にもう少し付け加えていただきますと、林業でもこれだけ儲かるというんですかね、もちろん危険はあるんだけど、夢のある仕事だというところが認識されていかない限り、本当に実際、地元の中、そして高校を出て、卒業して、地元に残れるかといいますと、本当に仕事がなかなかないというのが現実ではないか

と思います。これはもう農林業全般的にいえるかと思いますが、本当に魅力のあるというのは、収入から含めて、本当にそれだけの確保、できるだけものをちゃんと事業というんですか、そういうのが出来るならば、町のほうにおいても森林組合とか、現在の林業をされている方たちと、本当にタイアップしながら、つくり上げていく。そして、子どもたちが将来、仕事をしたいというときは、やっぱり林業で俺は食っていくんだというような、そういう誇りをもてるような、そういう形にもっていかない限り、現状の閉塞感の中で林業がなくなっていくのではないかと。というのは、製材所におきまして、現実、2つしかないわけで、なかなか伐採されても、よその地域に持って行って製材せざるを得ないというような状況にもあるわけで、本当にこのよみがえっていく林業づくりは、やっぱりこの行政においても本当に支援ではなく、ある面におきましてはリーダーシップをとって、ぜひやっていただけるとありがたいかなと思います。

そういうことで、一応、私の質問を終わりますけれども、答弁いただけたらありがたいかと思ひます。お願いします。

○議長（井上則臣君） 子どもの担い手の育成のための答弁。

○6番（後藤六男君） そうですね。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

ちょっと町長との答弁と少しかぶる部分もあるかと思ひます。林業のほうも農業とも同じような課題にはなってくる部分が大いいかと思ひます。何よりも、やはり議員もおっしゃったように、まず担い手問題、後継者問題、こちらのほうがやはり大きな、そしてもう喫緊の課題となっているかなと思ひているところでございます。特に林業に関しては特にそれが強いかなと、私たちとしても考えているところです。

まず、即戦力といった部分で、私たちが考えたのが協力隊の募集でした。地域おこし協力隊ですね。町のほうで雇用しているのが、まず3名いらっしゃいます。起業型ということで、2名の方が今いらっしゃっております。それぞれちょっと年数は、本町に来た年数はばらばらではあるんですが、本町の自伐型林業、これに取り組んでみたいという思いで来てくださっております。そのため、町のほうとしても、いろいろ支援という形で協力しながら、いろいろな考えを聞きながらといったところで進めているところです。もちろん、この方々がこちらへ定住していただいて、町の林業の担い手の一部になってくれたらありがたいなというところもあるし、今取り組んでもらっている1人の方は、清流の森の整備のほうを今中心的にやっただいております。遊歩道整備とかを含めたところで、バックホーを使って整備していただいておりますが、この間、黒川での懇談会のときに少し御提案いただいた方

がいらっしやって、ぜひ清流の森とちょっとコラボしてみたいというお話もいただきました。今、ちょうど整備しているのを見えていますということでお話を伺って、黒川のほうと清流の森と何かコラボできたらいいなと考えていますという御提案をいただきました。そういった形で、地元とのつながりもちょっとずつではあるんですが、やっていきながら、今後の林業を支えていってくれるかなというところで期待しているところです。

もちろん、そのためにもまた後継者の育成といった部分が重要な部分になります。その上で、木育、もう本当に小学校、中学校から、木材のほうに関わってもらいたいといったところで、中学生にいたってはもう現場の作業に出てもらっています。もちろん、それこそ協力隊から協力してもらいながら、間伐とまではいかないんですけど、木に触れ合ってもらう取組を行っているところです。そういったことで、興味をもっていただいて、今後の後継者に先々なってくれるとというのもあります。もちろん、儲かる部分と議員おっしゃっていただきました。やはり利益にならないことにはというのはあると思います。その一助として、私たちがモバイル建築というのは、今、取り組みだしたばかりで、どうなるかというのは確かに分からない部分はあるんですが、これが花咲けばとおかしいんですけど、うまくいっていただくと大分プラスの部分が出てくるかなと思います。木材としての価値もそうですし、建設というか、造っていくもの、こちらも地元の業者でもらえたらと、大工さんとかを含めたところですね。それプラス設計、コンサルタント業務としても関わっていけるんじゃないかなと思っております。今、中学生、小学生の子どもたちが先々、いろんな職業をもって、こっちに帰ってきて、そういうモバイル建築を含めた様々な取組に関わってくれれば、それだけでまた違ってくるかなと思っております。すみません。少し話が脱線したかと思うんですが、そういうところで考えているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） はい。御丁寧にありがとうございました。

これにて、6番、後藤六男議員の一般質問は終了しました。

休憩に入ります。午後1時から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を再開します。

日程第3、一般質問を行います。4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。4番、森永です。

通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

日本で最も美しい村ならぬ町としてあり続けるためにということで一般質問させていただきます。南小国町の美しい里山の風景や文化は、先人の皆様、そして地域の方々が日々手をかけ守り続けてこられた賜物であると、改めて深く感じております。感謝申し上げます。

本町も加盟しております日本で最も美しい村連合は、この秋に設立20周年を迎えました。自然と人々の営みが長い年月をかけてつくり上げてきた小さな、本当に美しい日本を未来へ残したいという基本理念の下、活動されています。連合の目的には、日本で最も美しい村として宣言をすることで地域に誇りをもつこと、景観や環境、伝統文化を守り生かしながら、地域経済の発展に寄与することなどが目的にあります。

本町は、連合の創設時から加盟をしておりますが、これまでどのような取組を行ってこられたのか、改めてお伺いいたします。併せまして、将来にわたり、日本で最も美しい町としてあり続けるために、今後どのような展望をもって取り組まれるのかお尋ねをいたします。

そして、ここで少し個人的な思いを述べさせていただきます。私が家族とともに南小国に住まわせていただいてもう11年余りになります。当時は県外に住んでおりました。南小国町で暮らすかどうかというのを家族で話し合っているときに、実際に町を歩いてみようということで、南小国町を訪れました。ちょうど何となく足が向いたのが、この役場近くの河川沿いでした。ちょうどアジサイの季節でした。大輪のアジサイがずらっと河川沿いに咲き誇り、川の水がきらきらと輝いていました。私は足を止めて、しばらく見とれてしまいました。よく見ると、雑草や落ち葉は丁寧に掃除されていて、ごみ一つ落ちていませんでした。そのときに、ここでは自然を慈しみ、四季の移ろいを楽しむ暮らしができるのではないかと、そういうふう感じてこの南小国町で暮らしていきたいと改めて決意をしたところでした。

その後、その河川沿いの手入れをされている方々と御縁がつながり、広がりました。南小国を自分たちの手で美しくしていこうと、志を共にする仲間とともに、南小国町ボランティア行動隊を結成しました。結成以降、毎月、ごみ拾いや草刈りなどの活動を続けております。ちょうど本日も午前中に仲間の皆さんが国道212号線のごみ拾いをしてくれていました。ありがとうございます。

今回の一般質問では、その仲間の思い、そして町を愛する多くの方々からいただいた声を頂戴して、質問をさせていただきます。どうぞ御答弁のほど、よろしくお願いたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4番議員の御質問にお答えをいたします。

NPO法人日本で最も美しい村連合は、失ってしまえば二度と取り戻せない日本の農山村の景観や環境・文化を守り、将来にわたって美しい地域を守り続けていこうと取り組む団体で、本町は連合の創設時の7町村の1つであり、今年度で設立20周年を迎えました。

本町では、景観条例を制定並びに景観計画を策定し、行為の規制や景観形成のための活動の促進、行政、町民、事業者それぞれの立場で、本町の特性が生かされた景観の維持・保全と創造に向け、取り組んでおります。

また、日本で最も美しい村づくり事業補助金による国内外の視察、調査、研修や人材育成などの人づくり事業、町並み景観形成や農山村自然環境保全活動、特産品開発、伝統芸能の継承活動などの地域づくり事業の推進、また日本で最も美しい村活動支援補助金による町内団体等が自主的に実施する清掃活動に対する支援により、景観形成、維持活動の推進など様々な取組を行っており、これまでに日本で最も美しい村づくり事業補助金では28件、日本で最も美しい村活動支援補助金では2件の支援を行っております。

そのほか、挑戦を生み出す町として、南小国町夢チャレンジ推進事業補助金をはじめとする様々なまちづくり事業なども評価され、昨年度行われた再審査においても、最高評価であるA評価をいただいたところです。

今後は、景観条例、景観計画に基づく規制や取組を軸とし、日本で最も美しい村づくり事業補助金、日本で最も美しい村活動支援補助金の事業を継続し、必要に応じて対象の拡充や内容の見直しなども進めてまいります。

併せて、美しい町であり続けるための取組は、1つの担当課で完結するわけではなく、町民課や農林課、建設課や教育委員会など、課を越えた取組でもありますし、関係団体や住民の方々の協力も必要不可欠です。それぞれの課題を皆で共有し、知恵を出し合いながら活動を推進することで、本町の地域資源の保護と地域経済の発展につなげたいと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。御答弁ありがとうございます。

景観条例や計画というのをしっかりと基づくものを作って、それに合わせて住民の方々の活動をサポートしていく補助金等も策定をいただいているというところの答弁だったかと思います。

どうでしょう。日本で最も美しい村ができて20周年ですけれども、町内での認

知度というのは、まだまだ低いのではないかと感じております。また、20周年というこの節目の年でしたが、特段何かイベントや告知などもあったわけではないなというのを感じています。周知するせっかくの機会だったのが、もったいないなというのを感じています。これからでも何かしら周知というのもしていくことができたらなというふうに思っています。

美しい村ですというのを宣言をして、その活動していくプロセスの中で、地域への誇り、また町への愛着というのが一層湧いてくるものではないかと思っています。人口3,745人、これはホームページに掲載されている最新の数です。3,745人の町で、この美しい景観や文化を、美しいまま継承していこうと維持しようとすると、住民皆さんの一層の協力というのは必要になってくるかと思えます。もちろん今現在、地域でまとまって活動をなさっている方もたくさんいらっしゃいます。草刈りとか野焼きなんかもそうだと思います。

一方で、今は自治会や組に所属しないという方も増えてきています。そんな中でも何かしたいけど何ができるんだろう、個人でもできることってあるんだろうかと思われている方も少なからずいらっしゃるのではないかと思います。

そこで、1つ御提案させていただきたいです。個人でも参加できる活動、こういった活動があるのかというものを、例えば一覧にすることはできないでしょうか。美しい村に関連するワードといえば、景観、文化、暮らしとありますが、実に様々な活動が地域に、町内にはあるかと思えます。私自身も幾つか町内でボランティア活動をさせていただく中で、各ボランティアの団体とか、その活動の組織の中からは、もっと参加者が増えたらなという声をよく聞きます。

そこで、町内で参加できるもの、活動されているものというのが、補助金一覧のように何か作成をしていただいて、それを補助金一覧であれば、年度初めに全戸配布されているかと思えますので、そういった形で何か配布をする、周知をするみたいなところで取組ができたらなと思っております。私自身、今、市原小学校の読み聞かせボランティアもさせていただいております。保護者向けに司書の先生が周知をされます。ボランティアの募集をされているんですけども、なかなか応募が少ないという状態でした。その結果、市原小学校だけが読み聞かせの日数が、ほかの2校と比べて半分の数しかできなかったという状況でした。そこで、何かボランティアの参加者を募りたいということがありましたので、私個人のSNSなんかでも、どなたか一緒に読み聞かせしませんかということで投げかけたら、2名の応募がありまして、うち1名はずうっと長い間、何十年も読み聞かせの練習をされてきた方でした。ただ、その活動の場がないというところで、ずうっと、でもいつかしたいというので練習をされていた方で、もう今は参加されて、ほぼ毎回参加してくださ

る、読み聞かせに来られているもう主力メンバーとなっています。そういうふうには、これは些細なことですけれども、この情報の接点の場というのが、まずは必要じゃないかと思っております。その接点の場づくりというところについて、例えば補助金一覧のようなものが作成できないかというところでのお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。

森永議員からの御提案、非常に気づかされる御提案だなというふうを感じながらお聞きしたところです。確かに、まちづくり課で毎年、年度初めぐらいに補助金一覧という形で、町が実施している補助事業を一覧にして町民の方に周知させていただいているところです。これも住民サービスといいますか、住民に対してより分かりやすい情報を提供するという面で貢献しているのではないかというふうに思っております。その中で、やはりボランティア活動とか、その他町民が参加できる活動を一覧にして何らかの形で提供するというところは、非常に良いアイデアかなというふうに思っておりますので、ちょっとまちづくり課でも検討させていただきながら、またこれはまちづくり課だけではなく、ほかの課も協力いただいて、一応情報提供とか、若しくはいろんな面で御協力いただく点が多々あるかと思えます。皆様の御協力をいただきながら、来年度早々にとというのは非常に厳しいかも知れませんが、何らかの形でお示しできるように検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。非常に前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

社協さんも含め、いろんなボランティアが町内にはあります。それが一体どういうボランティアがあるのかというのが見て分かるようになれば、これならできかもしれないとか、住民の方が何か1つでも参加をしていただける機会をつくっていただけたらと思っております。どうぞぜひよろしく願いいたします。

併せまして、もう1つ御提案ですが、例えば様々な活動がある中で、町が指定するボランティア活動に参加をした場合などに、ポイント制なんかも導入できたらどうでしょうかという御提案です。熊本市などでは、独自のくまもとアプリというものを導入されていました。ボランティア活動や地域活動をした際に、ポイントが付与されます。そのポイントは、抽選券に交換して、賞品に応募することができます。さらに、このアプリですごいなと思ったのが、ボランティアをしたいという人もそうですけど、ボランティアを募集するほうも登録ができるというものでした。民間

や市などもそうですけれども、小学校のPTAや自治会なども、もう本当様々なボランティアを必要とする団体の方がボランティアを募集されるという、そういう何かマッチングができるアプリだなと感じていました。熊本市は73万人ほどでしょうか、人口が。に対して、アプリのダウンロードも3万人以上ということでしたので、ボランティアに魅力を感じている方なんかもそれだけ多いのかなと感じるところです。

ただ、うちの町の規模で同等のことをするというのは、なかなか難しいかと思いますが、そこで例えば楽天さんと現在、包括連携協定なんかを結ばれているかと思いますが、楽天さんのこのポイントプログラムなんかも活用することができたら面白いんじゃないかなと思っています。一町民からすると、楽天さんと包括連携協定を結ばれているかと思いますが、連携を結んだ後、何か変わったんだっけというところが、まだ町民にとって分かりやすいものというのが未だ私の中では明確にできるものがないなと思っていますので、何かしら楽天さんとの連携協定を活かせるものがあればなと感じています。現在、国のほうもふるさと住民なんかも今後推進しようということですので、そういったところで何かしら交流の場づくりみたいのところ、さらにはポイントというところの分かりやすいといいますか、そういったものでボランティア活動の促進につながればなと思っています。この辺り、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

そういった自治体アプリみたいな話に関しまして、ちょっとこの前の赤馬場地区の懇談会でもそういった話も出ておまして、今、情報発信といえば、ああいった放送であり、広報紙であり、また今LINEでお伝えをしているような状況でもございます。そういった中で、そういったLINEとの使い分けだったりとかというのも必要かなというふうに思っておりますし、自治体アプリ的なものがあれば、それを見れば一目で大体、様々な情報が分かるというようなことにもつながるでしょうし、また同時に先ほどお話になられたような、そういったポイントというか、あと例えば地域通貨というか、今、商品券は紙で出しておりますけれども、そういったところを何か付与するような仕組みという、マイナンバーの兼ね合いもありますけれども、そういったところもちょっと今後考えていかねばならない一つの手法なんだろうなというふうに思っているところでございます。そういったところは、ちょっと情報をいただきながら、今自治体アプリも様々な自治体で導入をされているようなところもありますので、ちょっとそういったところの情報を集めさせていただきたいというふうに思っているのが1点でございます。

また、そういったものをボランティアに参加したら何ポイントとか、例えば健康診断に出たら何ポイントとか、特に今は野焼きだったりとか、そういった公役といわれるようなものというのは、非常に、先ほどの一般質問でもありましたけれども、人手が足りないというようなこともございますので、そういった活動に参加したら何ポイントとか、そういった取組もできるのではないかなというふうに思っておりますので、そういったところを情報を集めながら、話をしたいと思っておりますし、今度、楽天とはオンライン会議をするようにしております。といいますのも、先ほど言われたような、ふるさと住民登録制度みたいな感じのところでは何かできないかというようなところでのオンライン会議でもございます。以前からオンライン会議の中ではそういった運動を促すようなことをやった際に、ポイントが付くようなものができるかなみたいな感じのところを、町民課だったりとか、そういったところと楽天さんと話をしていたところではあるんですけども、そこがまだちょっと止まったままというか、良いアイデアがそこではちょっと生まれなかったものですから、それだったらポイントを統合してできるんだったら、運動につなげる、ボランティア活動につなげる、健康診断につなげるとか、そういったところでありますし、また楽天のほうでも楽天シニアとか、楽天ヘルスとか、そういった健康アプリがございまして、そういったところと組み合わせながら何かできるのかといったところも、ちょっと模索してまいりたいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

ぜひ、もうポイントというと、各自自治体で作っているというよりも、やはり楽天ポイントであれば、もう全国的に幅広い層に浸透ができていますので、そういったものを生かして、それこそ先ほど町長がおっしゃったように、健康関係もそうだと思いますし、こういったボランティアなんかも、町民の活動を促すものとして何かしら連携をするというのができたらなと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いをいたします。

そして、続いて町民の認知度を上げるためにというところですけども、例えば今、美しい村のロゴがありますが、こちらのロゴを使ったシールを作って、例えば町内の農家さんが出品をされている農産品に貼るというのができたらどうかと思います。町内の農家さんが個人で出品をされるというと、やはり町内でいえば、きよらかアサが一番多いのかと思います。きよらかアサのほうにも行ってみると、町内の産品も以前と比べたら随分増えていますし、また時期によっては、やはり生産されるもの、出荷されるものに偏りがあるといいますか、旬のものがどうしても多く出てきますので、そうではない、その時期に町内では作られていないもの

などは、仕入れをされて、今、売場を充実するというのを非常に努力をされています。なので、そこでうちの町の農家さんが作ったものに関してシールを貼っていくというのができたら、今、町内の方もきよらカァサでお野菜、お米を買う方が増えているかと思えます。また、町外の観光で訪れた方も、よく立ち寄られているかと思えますので、そういった意味でも農産品にシールを貼って認知度を上げていく。また、町内の産品だけ差別化ができるみたいなところで、そういったこともできないか、可能なのか。ロゴの使用が可能かというところも含めまして、御答弁いただけたらと思えます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。

ちょっと趣旨が全て議員がおっしゃることと合致するかどうかは分かりませんが、これも、これが個人がこのシールを貼って品物を出すといったときには、なかなか手続上、複雑な部分になりますので、もしこれを可能にするとするならば、物産館であるきよらカァサ、母体である株式会社SMO南小国が事業主体となって取り組むといった場合は可能になります。ただし、これが条件が出てまいります。まず、株式会社SMO南小国が日本で最も美しい村連合の正会員、若しくは準会員になっていただく必要がございます。その上で日本で最も美しい村連合ロゴマーク使用規定に基づいて使用申請手続を行い、使用許可を受けて、これがまた商品に貼るという状況ですので、営利活動に当たりますので、このロゴの使用料金を支払うことによって、また使用方法を遵守いただければ使用することは可能だということになります。

しかし、商品のパッケージ等に使用する形態は、今のところ実績はあるんですが、商品すべてにシールを貼るといった形態は事例がないかと思えますので、まずは日本で最も美しい村連合の事務局と協議が必要になってくるかとは思われます。

また、物産館きよらカァサの担当部署である農林課とも協議する必要が出てくるかというふうに思っております。

また、ちなみにですけれども、日本で最も美しい村連合の正会員になる場合は、入会申込の際に1口10万円、準会員になる場合は申込の際1口5,000円という形で入会申込が必要となります。

また、ロゴを営利活動に使用する場合の使用料金は、企業団体は1種類につき5万円、5種類以上は25万円という形になっております。この使用料を支払うことによって、使用が可能となるということでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。詳細調べていただきまして、ありがとうございます。

現時点で、大分予算等々もかかってくるというところかと思いますが、しっかりここはどうなんでしょう、認知、周知につながる場所ではないのかな、あるんじゃないかなというのも思っていますので、またここは引き続き物産館のほうとも協議を重ねていただけたらと思っております。物産館のほうのマネージャーと話をした際には、シールを貼る分には大丈夫ですという、それはもうもちろん物産館として、シールを貼るのは全然大丈夫です。ただ、そのシールの用意なんかはもちろん町のほうでしていただけたらというところを話されていましたので、どこまで、そこから辺の担当の方との協議も併せてしていただけたらと思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。

続きまして、町民の方からよく聞くお声ですけれども、やはり美しい村、美しい町と言っているけれども、河川、また幹線道路沿いの草木の管理、木々の管理というところはよく声を伺います。河川には堆積した土砂があり、そこから草木が生えております。長く南小国に住まわれている方にお話を聞くと、昔とはやっぱり川が違う、川の形が変わったと、川の水がどこを流れているか分かりにくいと、そういった場所まで見かけられます。景観的にもですが、災害時の被害を拡大させてしまうのではないかというような心配の声も出ております。また、道路沿いの木々も道路のバイパスの開通時から、随分と木々も成長しているのではないかと思います。茂みとなるポイントには、必ずポイ捨てが大量にあります。冬場は影となり、日当たりも悪いので、道路凍結による事故が毎年のように起きています。また、大型車が通行する際には、木々を避けるように中央に寄ってきますので、運転していて危険を感じる時もあります。河川も道路も管理者は国や県だったりするかとは思いますが、また木々の管理も山主さんの責任などと認識はしておりますが、町としてこの現状をどう認識されていて、どんなことをなさっているのか、対応されているのかお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。まず、お答えさせていただく前に、今日の午前中も含めて、212号線のごみ拾い、それと、その交差点から満願寺方面の、これも県道になりますけれども、毎年、草切り等をやっていただいていますことに、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

その上で、まず河川内の土砂の堆積についてなんですけれども、いろんな地域からいろんな要望をいただいております。ほぼほぼ熊本県管轄と所管になっております。毎年、熊本県に対して要望も行いながら、昨年度はみなみ浄化センターの前など、いろいろと河川の掘削も行っていただいているところです。中には、中原の樋

ノロ方面になりますけれども、グンバイトンボという絶滅危惧種の発生も確認され、結果的に途中で搬出ができなくなった。生物の多様性を踏まえた工事しかできなかったという状況もございます。また、河川の中にありますヨシノコでしたっけ、その浄化作用もあるということで、過去には工事を止められた経緯もございます。

しかしながら、もう議員おっしゃっていただいたように、やはり昨今の雨が非常に多い中で、ゲリラ豪雨の中で、いかに農地を守っていくのか、午前中もございましたけれども、当然、個人の財産、宅地、そういったものをいかに守っていくかというのは非常に重要なことだと思っています。今後も、県に対する要望等も含めながら進めていきたいと思っておりますし、また道路沿線沿いの木々についてなんですけれども、これは草切り含めたところなんですけど、昨今のまちづくり懇談会の中でも、非常に多くのお言葉をいただきました。おっしゃっていただいたように、所有者の責任というのもあるというのも常々、この場も含めて説明をさせていただいているところでもあります。

しかしながら、なかなかできない事情というのもあると思っておりますし、一方で通行車両への影響、通学路としての影響、人手不足、いろんな形の中でなかなかできない状況の中で、一方で私たちがやっている主要幹線道路、私たちが思う主要幹線道路です。ですので、全部の路線ではないんですが、年1回の草切りを1,700万円程度で発注しています。そういった工事が、人手不足とか高齢化によって、どんどんどんどん増えていく。そして、支障木等の実際発生しています交通事故等への危険性というところも踏まえながら、これもまちづくり懇談会の中でお話をしている部分、すみません、また懇談会の中では確か神社の中の倒木というのもあったかと思っています。そういったところも踏まえていながら、いかに安全性を守っていくか。そして、数年前だったかと思っています、瀬の本のほうでやまなみハイウェイの記念の講演があったかと思っています。その中でも景観をいかに守っていくかというお話も当然いただいております。もうおっしゃるとおりでございます。いかに美しい村を守っていくか、そしていかにいろんな方々のボランティアもいただきながら、いかに進めていくかというのが非常に大きな課題であり、正直、私も早急に答えを出していきたいなという思いもある中で、やはりどうしてもライン引きだったりとか、できない部分というのもございますので、出来る限り早く答えを出していきたいなという思いでございます。

すみません。ちょっと答えが現段階では出せないんですけれども、すみません。建設課としての思いになって申し訳ないんですが、よろしくお願ひします。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。建設課長、ありがとうございます。思いをいただきまし

た。

現時点では、やはり管轄が県だったりするかと思います。そこに対して、うちの町が独自でどんとするというのが、やり方、進め方なんかもあるかと思いますが、ただ、今のままでは変わらない、何かしないといけないと、何かした方がいいと思っています。

先ほどお話にありました、やまなみハイウェイのシンポジウムですけれども、私も出席をさせていただいておりました。大分県側のやまなみハイウェイでは、林野庁と県の職員さんとの話し合いもされて、確か林野庁さんのほうが予算も取って、修景活動というのをされておりました。実際に、林野庁と県との話し合いをして、もうやはりやまなみハイウェイも60周年でしたので、60年も経てば木は成長しております。当時は、やはり昔をよく御存じの方から聞くと、出来た当初は本当に木々が目がいく、目線からちょっと見上げるぐらいで、奥には山並みが広がって、久住や阿蘇の山並みが広がって、空は高くて広くて、もう本当に走っていてとても気持ちよかったという話を聞きました。しかし、今はもう木々が成長して、壁のように感じるというか、圧迫感を感じながらのドライブになるという話もありました。そこで、林野庁のほうが予算を取って、県と話をし、一部の景色が見えるポイントのところの成長しきった木を伐採をして、そしたらそこからかつて見えていた美しい久住の山並みが見えるようになったと。さらには、その伐採をしたところ、不法投棄を回収することもできたということで、タイヤが六十三、四本ほど捨てられていたりとか、もう2トントラックで何往復かしたということもおっしゃっていました。

このように、しっかり今後、例えば県と話をする機会というのがつかれるのか、もちろん今、県に要望を上げておられます。その中で、県も県内各地のどこかをされると思いますけれども、その際に例えばうちの町ではもうここここは重点的にやりたい。景観的にも、安全に通行できるためにもというところで、ここはうちの町でどうにか予算を付けてやれるかもしれないという、何かそういった話し合いができるものなのか、その辺りだけ1点お願いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。まず、ちょっと内容による部分もあるんですが、うちの財政がそういう形でOKという形になった上での話になりますけれども、いろんな手続等はございますが、可能です。例えば、熊本県の所管であっても、南小国町の事業としてやることは可能です。ただ、すみません、今私が申しているのは道路の部分だったり、河川の部分だったりのその部分です。

当然、その中で、例えば道路上におけます、いろんな景観を含めたところでのボランティア作業も含めてなんですけれども、熊本県としての補助事業も実際ござ

います。申請等、手続等もやればですね。ただ、非常に安いんじゃないのかなというふうに思っています。

そういった中で、以前もお話をさせていただいたことがございますが、社会福祉協議会が持っているボランティアの補助といたしますか、何らかの支給がちょっとあったかどうか、すみません、ちょっと覚えていない部分もあるんですけども、そういった部分、それと最も美しい村での補助金というのものもあるかと思えます。

また、町としてやっています機器使用料等の補助、これは燃料代とか、そういったところになるんですけども、当然、ボランティアをやっていただく方というのは、ほとんどがボランティア精神という形の中で、あまりお金を使わずに、自分たちとしてやりたい気持ちがある方というのが非常に多いというのは分かっているんですけども、やはり継続して続けていただくためには、そして安心・安全な作業ができる。かといって、事故も起こる可能性もありますので、そこら辺のバックアップ体制というところも非常に重要になってくるかと思えます。

以前、ちょっとお話を申し上げて、その後に私のほうからもまた声掛けもしていない部分もあるんですけども、熊本県の所管の部分をするかしないかというところも当然あるんですが、そういった作業を行っていただく上で、何が足りないのかどうかというところも、また改めてお話をさせていただきながら、しいては先ほど言った部分への積極的な活動の促進といたしますか、ほかの団体も含めてなんですけれども、そういったことにつながる可能性もありますので、またそういった場を持たせていただければというふうに思えます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。また、ぜひ引き続き、また場を作らせていただきまして、お互いの知恵を出し合って、何かできる方法はないか模索させていただけたらと思っております。今後、多分、財源も絶対に伴う話かと思いますが、そこに関しても今後、宿泊税の検討委員会なども、宿泊税なども含めたところでの検討委員会なども開かれる予定かと思っておりますので、併せてそこら辺も含めて広くまたお話をさせていただいて、共に知恵を出させていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

併せまして、道路沿いにあります看板の劣化についてお尋ねをいたします。現在、本町の入り口、町の境のところには、美しい村のロゴが入った看板もあるかと思えます。この看板が劣化しているものが非常に逆に目立ってしまいます。日本で最も美しい村ですと書いてある看板が色あせてきて、杉田のところですかね、とかはちょっと斜めになっていたりとかしますので、この辺りの見直しというののも必要では

ないかと思えます。

また、212の道路を走っていると、標語というんですかね、ごみは持ち帰りましょうとか、来たときより美しくじゃないですけど、そういった文言が書いてある看板もありますが、これも劣化してしまっていて、文字が見えないというものも見受けられます。私ども、毎月歩いてそこを通ります、ごみ拾いしていますが、近くを歩いても見えないというぐらいになっていますので、その辺りの見直しや撤去、更新なども必要になってくるかと思えます。その辺りについて、御答弁いただけたらと思えます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。

町のPR看板であるとか、観光に関する看板、若しくは標語とか、いろんな看板がございまして、これも町が設置したものから、観光協会、その他各種団体や企業、地元自治会が設置したといったものもございまして、様々でございます。

町以外の団体等が設置したものは、やはり設置者におきまして適宜、管理・更新をいただきたいというふうに考えております。ようこそ南小国町へとかいったような町境にある看板につきましてはまちづくり課で設置したもの、また標語につきましては各課が設置したものと、いろいろ町でも設置した、それぞれの部署で設置が行われておりますので、その状況を確認しまして、更新すべきものにつきましては、また更新をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。課長、ありがとうございます。ぜひ見直しをしていただきまして、更新すべきものは更新いただいて、撤去すべきものは撤去いただいてというところで、お願いをいたします。

そして、次に私たち南小国町ボランティア行動隊から2つお尋ねをさせていただきます。まず1つ目が、現在、各地で美しい村としての実働されている団体や組織があるかと思えますが、その実働している方々での勉強会や研修会の開催というものをしていただけませんか、まずはその要望を連合のほうに上げていただけないかというお尋ねです。

私たちは、毎年、美しい村に加盟をされています自治体、また地域へ視察をさせていただいております。一昨年は高森町さんへ、昨年は八女市の星野村に伺いました。本町から20名強で行っております。それぞれ高森町では、草村町長をはじめ、職員さん、また星野村では、合併当時の高木村長さんをはじめ、現在の職員さん、また現場で実働されている団体のリーダーの方などに御臨席をいただいております。

そして、意見交換をさせていただくことで、リーダーの強い思いだったり、実際の活動というものを何うことができました。意見交換をして、現地を視察することで、お互いに新たな視点やヒントをいただけますし、何より、もっと私たちも頑張っていこうという、こういう意欲も高まります。本町も今年、今年度が負担金が45万円だったかと思いますが、連合への負担金があったかと思いますが、この負担金を支払うだけではなく、実働されている方たちのつながりの場というものをぜひつくっていただきたいと思っております。そんな要望を上げていただきたいのですが、要望を上げられるのか、その点を1点お尋ねをいたします。

そして、2つ目のお尋ねが地域のこのボランティア活動に、役場の職員さんたちにもお顔出しをしていただけないでしょうかというお尋ねです。今、やはり町外の職員さんも、町外出身の職員さんも増える中、やはり住民と職員さんとの距離が遠いと、どなたか分からないというような声も聞きます。役場は、住民にとって一番近い行政組織かと思っておりますので、顔をお互いに覚えられる、また地域のことを知ってもらおうという意味でも、例えば若手の職員さんに何かしら地域活動に参加をしていただくような、そういった促進もしていただけないかという、以上2点お尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目の日本で最も美しい村連合の中で活動されている方との交流の場の提供を、日本で最も美しい村連合の事務局のほうにそういう場をつくってほしいというところでの要望ということでございますが、一応、一旦町のほうから要望で、こういうことができないかというところで、事務局のほうには打診をしてみたいというふうに考えております。その中で正式に町からの要望があれば動きますというようなお答えをいただけるのであれば、正式に文書等でまた事務局のほうに訴えかけて、そういった場を設けるように要望したいというふうに考えております。これが実現可能かどうかというのは別にしまして、そういった要望につきましては、行っていきたいというふうに考えております。

2点目の職員のボランティアへの参加ということですがけれども、ボランティア活動はあくまで本人の自発的な意思に基づいて行われる自発的な活動であるべきだというふうに考えております。現状では、社会福祉協議会が主催する晴ればれりんどろボランティアの日、今年は10月5日に開催されましたけれども、こちらのほうに職員の参加を募りまして、毎年参加をさせていただいております。私自身も職員としてではなく、馬場の自治会として毎年参加をさせていただいているところでございます。また、環境美化活動として、くまもとみんなの川と海づくりデーという

ことで、それぞれの課局で町内道路沿線を区分けしまして、ごみ拾い等を行っているところです。その中で地域の方々との交流の場とかいうところで、先ほどボランティアとか参加できる部分の一覧表を作成してという話もございましたので、そういった中で職員のほうに、こういった活動にもし興味があれば参加をしてはどうですかという呼びかけにつきましては、課局長会議を通じてとか、また各課への回覧を通じまして、呼びかけというのはできるかなというふうに考えております。その上でなんですけれども、我々管理職や役場職員以外の方からの参加強制とならないような、また職員に対しての参加プレッシャーとならないように、またそれに参加しなかった場合に不利益な取扱いをされないような、また我々は配慮をしながら、ボランティアに関する広報周知に取り組んで、またそういった形で少しでも活動を広めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。御答弁ありがとうございます。

まず、美しい村への要望はぜひお願いをしたいところです。何かしら研修の機会があるということは、要望している私たちだけではなくて、参加される、実働される方にとって、きっとプラスになることが多いと思います。ぜひお願いをいたします。

そして、地域のボランティア活動に職員さんもお顔出しをいただけないかというところですけども、もちろんボランティアというのは基本無償ですという奉仕の心といいますか、そういったものかと思imasので、無理強いというのはできないところだとは思いますが、確か大分か何かのほうでは、新入職員さんに対して、研修の一環として、そういうプログラムのような形で地域への活動というものもされていまして、今後、町外の出身の方が、職員さんが増えたとしても、町内のことを知っていただく取組の1つでもあるかと思imasので、研修の1つとしても組み込んで、検討いただけたらなと思imasので、研修の1つとしても

やはり私たちの役割の1つは、元気で美しい町を、南小国を子どもたちの代にしっかりとつないでいくことだと思imas。行政、民間、個人、ボランティア、様々な立場があるかとは思imasが、共に手を取り合って、知恵を出し合って、美しい南小国を子どもたちの代につないでいくことができればと思imas、願い、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、4番、森永一美議員の一般質問は終了しました。

休憩に入ります。2時5分に再開します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 4 分

再開 午後 2 時 0 5 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を再開します。

一般質問を行います。5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 5 番、井野です。

通告に基づきまして、2 点質問をさせていただきます。

1 点目は、南小国町、小国町の共有財産の今後の維持管理についてであります。南小国町と小国町で長年維持管理をしてきた共有財産の山林も、林齢が 6 0 年を超え、伐採の適期を迎えております。しかしながら、ほとんどの山林が保安林に設定されており、間伐をするにしても制約が伴う状況にあります。その前に、手入れをするための作業道の整備や森林保険の代金の捻出など、経費がかかるばかりで、本町にとってはメリットがないように感じられます。今後のことを考えれば、権利を放棄して、小国町のほうにすべて移譲してはと思いますが、町としての考えを伺います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5 番議員の御質問にお答えをいたします。

平成 1 1 年 3 月 3 1 日をもって解散した小国町外 1 ヶ町共有財産組合が所有していた尿処理施設、ごみ処理施設、火葬施設に係る公有財産、基金及び物品は、平成 1 1 年 4 月 1 日をもって阿蘇広域行政事務組合に引き継ぎ、それ以外の公有財産等は小国町と南小国町の共有とし、その持ち分を両町それぞれ 2 分の 1 とし、小国町・南小国町共有財産協議会規約に基づき、その両町共有財産の管理運営、施行計画、財産取得処分等で、特に重要な案件について協議してまいりました。議会からも、井野議員、穴井則之議員、穴井秀房議員の 3 名に当協議会委員として定例会等に出席いただいているところでございます。

財産としては、計 6 か所、2 1 筆、7 1. 7 4 ヘクタールの土地及び小国町森林組合出資金 6 万 4, 0 0 0 円を有しております。土地に関していえば、山林が 7 1. 2 ヘクタールで、うち保安林が 4 0. 3 7 ヘクタール、山林の作業道の公衆用道路 0. 2 7 ヘクタール、テレビ・ラジオの受信アンテナ設置の宅地と跡地の雑種地、それらの取付道路の計 0. 2 5 ヘクタール、集会所跡地の雑種地 0. 0 2 ヘクタールという内訳になっており、すべて小国町内となっております。

近年では、平成 2 4 年度に一部ではありますが、間伐や藪切り等を実施しており、令和 6 年度においては道路支障木の特殊伐採を行っております。土地のすべてが小国町内であること、今後も継続する費用負担を鑑みると、本町の 2 分の 1 の持ち分

の権利を小国町に譲渡することも具体的に検討し、小国町と協議していく必要があると考えます。その際には、間伐や皆伐の時期や、それにより収益がどれだけ見込めるのか等々検証する必要があるかと思いますので、引き続き、井野議員をはじめ、3名の協議会委員さんにも御協力をお願いしたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。ありがとうございます。

これは事務局は5年ごとに、小国と南小国で持ち回りということで、私も2期目になりますけれども、1期目はほぼ新型コロナウイルスの影響で両町でのそういった会合、協議は行われずに終わったと記憶をしております。

こちらの共有財産がどのような形で両町で維持管理をするようになったのか、そのような経緯が分かれば、まず教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。御質問にお答えをいたします。

今、町長のほうが答弁をされた、最初のほうに出てきましたけれども、その一番最初のもと、明治29年に北小国村・南小国村組合北部高等学校設置許可組合が制定され、規約を制定したと。現在の小国高校を両村で設立したことから始まっているという資料のほうを、小国町が1枚持っておりましたので、資料をいただきました。昭和23年に小国高校が県立になったことを機に、小国町外1ヶ村財産組合を設置し、先ほど言われたし尿処理施設等々を平成11年に広域行政のほうに引き継いだということでございます。昭和53年には小国高校新築の土地確保も行い、その後、昭和56年度に小国高校の土地を熊本県に売却しておるところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。町長の答弁にあったように、保有している土地がすべて小国町、例えば南小国町と小国の境の関田辺りだとか、脇戸と小国の間とか、そういったところじゃなくて、もうほぼどちらかという大分県に近いような場所で、他の議員さんたちと現地の確認にも行きましたけれども、今後、手入れをするにしても、作業道も入っていないし、また近隣のほかの所有者の許可がなければ近づけないような場所もあります。

そんな中で、町のほうも災害があつて県のほうに委託をして、その保安林の整備事業で大部分がその復旧がなされたというような記録がありましたけれども、令和5年の大雨で共有財産のうちの2本の杉の木が小国の町道のほうに倒れ掛かって、

その伐採撤去の工事が必要になったということで、こちらが両町で経費が65万3,000円かかっております。その伐採した木の売上が4万4,000円ということで、もうほぼ60万円、両町で30万円ずつぐらいは手出しで撤去したという形になっております。

雑種地もありますけれども、雑種地の中には元集会所の建物が残っております。そして、記念碑があるということで、これを例えば一般の方に譲渡するにしても、その集会所の解体撤去費用、またはその記念碑の移転あたりで経費が出てくるかと思えますし、公衆用道路に関しては、以前、NHKやラジオの放送の中継局、これが小国町の鍋ヶ滝の上のほうにありますけれども、そちらの建設の土地、NHKあたりの中継局の土地が宅地になっているようでもありますけれども、それまでの取付道路あたりもすべて両町で管理をしていると。こちらの使用料に関しては無償で各放送局のほうには提供しているということで、ほぼほぼ入って来るような収入源というのではないと思われま。

そんな中で、どのような形でその両町の共有になっていたのか分かりませんが、黒淵にあった阿弥陀杉は、これは南北の共有財産ということで、これは平成12年ぐらいだったですか、小国町のほうから譲渡の話があって、450万円で南小国町の権利をすべて買い取って、小国町の財産としたというような記録が残っております。

その後は、10年ほど前に、もともとのその山林の所有者が維持管理をしていたのでということで寄附金をいただいた。ただ、その寄附金は間伐であるとか、弦切りとか草刈り経費に充てられていたかと思えますが、非常に南小国にとっては持ち出しはあっても収益を得られるような状況ではないと。こちらもそれぞれ委員さんが両町、選挙の度に変わっていきますので、総会で諮っても現状維持のまま、ここまで来たのかなと思えますけれども、当初、総務課長から説明があったように、今の小国高校の前身を設立したときから、その山林等はあったのかと思えますが、ただこれが今小国高校が建て替えたりとか、あとは例えば子どもたちが遠征をしたりとか、いろんな経費に、小学校・中学校でいう学校林としての扱いではなくて、あくまで個別の財産ということで、非常にこれは南小国町としても今後維持していく上では、もう必要ないものではないかというふうに考えます。

そんな中で、町長の答弁の中にあつたように、し尿処理場であるとか、ごみの処理施設、または火葬場、このあたりは阿蘇広域行政事務組合のほうにすべて移譲したということで話を聞いておりますけれども、北部の火葬施設は南小国町の敷地の中にあると思えますけれども、この敷地は町有地なのか、その土地も含めて、事務組合のほうに出してあるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ただいまの御質問にお答えいたします。

今現在は、阿蘇広域行政、地籍を見ても、阿蘇広域行政のほうに今お渡しをしているというところになっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） その場合は、これは公共の施設ではありますが、固定資産税あたりの扱いというのは、どういうふうになりますか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。固定資産税等も支払いは行っておりません。町のほうからはですね。広域行政側のほうになっております。町のほうもございません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。固定資産税のほうも免除になっているということであれば、以前、両町で取得していたし尿処理場であるとか、ごみ処理施設あたりの土地のほうも、そういう固定資産税あたりが入ってこないということであれば、共有財産の協議会としてはもう何も入って来る予定はないということでもいいかと思いますが、そんな中、火葬施設の土地を確認していた際に、町境、これは今年度、各家庭に配布をされた総合防災マップですけれども、こちらを見ておりましたら、ちょうど小国町との境の林間広場あたりの境界が一部、南小国のその土地のほうの小国町の林間広場のほうに入り込んでいるような地図の形になっておりますけれども、これは林間広場を建設する際に何か小国町のほうからそういった話はあったのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。その林間広場建設のときの話はちょっと確認ができておりませんが、地籍で見ると、そこに南小国町の土地がかかっているとはないと。グーグルとか何かそういうもので見ると、かかったような形になっておりますけれども、実際は南小国町はかかっていないところが現状でございます。ですから、防災マップ、そちらにちょっとかかったようなグーグルを使ったのか、ちょっとかかった形になっておりますけど、そこはちょっと今後、次の地図を作り替えるときにでも訂正をしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。もう大字赤馬場中原地区は地籍調査はすべて完了してい

るかと思えます。このあたりはそんなに煩雑な作業ではないかと思えますので、できるだけ最新のそういう境界あたりの地図は、町のほうできちっと作成をしていただきたいと思います。やはりこれを見た町民の方は、一部小国町のほうに貸してあるのかなというような、それで例えばその使用料とか、そういった部分の話が出てこないとも限りませんので、一応そのあたりは今一度確認をしていただきたいと思います。

こちらは本当に、ほかの両穴井議員も一緒ですけれども、南小国町としてはもう小国町のほうにすべてあげていいんじゃないか。町長は、材積あたりを見てというような話もありましたけれども、もうすべて権利を放棄して、小国町のほうに差し上げてもいいんじゃないかなというふうに考えます。

同じ小国町の選出の委員さんとも話したときに、1名の方は小国もいらんというような、これは立ち話ですけど、やはりもう維持管理をして、道も入れなん、これから手入れをしていかなんと、いらん金がかかるけん、うちもいらんというような話もありましたけれども、土地が小国町でありますので、ぜひこれはそういった場所であれば、なおさらうちも必要ないんじゃないかなと。その分、必要な部分に予算のほうを使う形にして、1つでもそういった議員さんたちの役も少なくなれば、ほかの仕事もできるのかなと思えますので、ぜひこれはすぐにいりません、もらいますというような話にはならないと思えますけれども、早いうちにある程度、道筋を作っていただけたらと思えますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2問目の質問に移ります。町の災害対応は万全かということであります。先月、大分県の佐賀関町で大規模な火災があり、10日以上経っても鎮火に至らず、多くの住民が避難生活を送りながら、今後も見通せない状況であります。

また、本町でも久しぶりに大きな地震が起こり、不安を感じている町民も多く、災害に対する関心が高まってきていると思われます。町も防災に対する取組がなされておりますが、災害によっては広域な連携が必要になってくる場合もあると思えます。町だけではなく、近隣の自治体との連携のための取組も必要だと思えますが、何かそのような取組の実態があるのか、今後何かそのような計画があるのか、町の取組を伺います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5番議員の御質問にお答えいたします。

災害時の広域な連携については、各種協定を締結しているところです。阿蘇郡では、熊本県阿蘇郡町村災害時相互応援に関する協定書を締結し、資機材、食料、車両の提供、救援・救助、医療、防疫、清掃、応急復旧に必要な職員の派遣について盛り込んでおります。本協定は、県町村会長に権限を委任しており、県町村会と県

市町会が同様の協定を締結することにより、県内全市町村間で本協定と同様の相互応援を行うことができます。実際に、今年の8月10日からの大雨で被災した市町村に対しては、この協定に基づき県内各市町村から災害応援派遣が行われております。

本町におきましても、八代市、氷川町、美里町に対して、延べ20人の職員を派遣し、家屋調査業務、災害廃棄物対応業務、土砂等の運搬を行う災害車両の誘導業務に従事しております。今後、本町で大規模な災害が発生し、人員不足等の事態が生じた場合には、町村会を通じて同様の災害応援要請を行い、県内の自治体から御協力いただくこととなります。

また、本町においては、自治体間の協定だけでなく、民間事業者様とも協定を締結させていただいており、物資の優先供給に関するもの、燃料供給に関するもの、輸送に関するもの、廃棄物処理に関するもの、仮設トイレやトレーラーハウスの賃借に関するものなど、災害時に重要となるものについて取り決めを定めております。

今後も様々な業種の事業所様との協定締結などにより、非常時への備えに取り組んでまいります。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

昨日も東北・北海道のほうで大きな地震が発生しまして、非常に夜も落ち着いて眠れないような日々が続いているかと思えます。町は、本当に防災に関しては、非常にいろんな手厚い準備等をされておりますけれども、例年、町のほうで5月の終わりか6月の頭ぐらいに、防災会議を行われているかと思えます。これは自治体だけではなくて、ほかのいろんな事業者であるとか、消防であるとか、いろんな団体との意見交換をされているかと思えますが、この防災会議の内容、その時期的に大雨や台風に備えての会議なのかなと思えますが、どのような災害を想定しての会議を行われているのか、ちょっと内容のほうをお伺いできればと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。防災会議の場合は、地震関係、水害関係が主なところではあると思えます。毎回、少し違ってはおりますけれども、ある程度同じ内容でやっております。訓練的などころではありませんので、会議になっておりますので、毎年同じ形で計画の中身を変えたりとか、そういうところが主となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。ありがとうございます。

先月、11月9日に町のほうでは、町と、それから各自治組織で防災訓練を行われたかと思えます。この場合は、町の職員さんも80数名おられますが、これは全員出勤しての訓練だったかと思えますけれども、いざ災害が起こった場合に、先ほどの一般質問でありましたけれども、町外出身の職員がかなり増えてきた中で、例えば災害発生から30分、1時間以内に、どのくらいの職員がこの役場に来るのが可能なのか、どのくらいの人数を町としては想定されているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

井野議員と議会以外でもよくそういう話をさせていただいたこともありますので、今回またそういうところを入れて、防災訓練を行いました。15分以内で14名、これはもう職員が家で準備をしておかなくて、もうLINE等で連絡をして、それから準備して来る。ですから、大津にいる者は1時間以上かかってくるとか、そういう形できちんとどれだけ自分でかかるかを見るようにして防災訓練を行いました。15分以内で14名、16分から30分で13名、30分以内が27名、1時間以内で32名、1時間半以内で41名、1時間半を超えた者も42名ほどおります。

そのときそのときで違いますし、参集できない者は来なくてもいいというところでやっております。ただ、もっと実際のときには集まる人間が多分少なくなるということも想定して、まずはやっぱり発災直後というのは、住民の方々は自助・共助、そのあたりが一番重要ではないかと。自主防災組織に対して、自助・共助に関する防災講話等を今ケーブルテレビでも行っているというところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。それでは、実際、災害が起きた場合に、例えばいろんな避難所を開設したりとか、対策本部を設けたり、また課局によっては町内の状況を確認に回ったりする必要があるかと思えますけれども、どのくらいの職員がいれば、その体制が整って、対策本部として機能するのか、だいたい何人ぐらいの人数を想定されているのか教えていただけますか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。何名という形で想定はしておりませんが、またその災害の大きさにもよりますけれども、20名、30名、今ここで言いますと、1時間以内に32名職員のほうが来ますので、避難所を開けたりとか、本部に残ったりとか、電話関係とか、そういうところもできると思えますので、本当に災害の大きさで全然変わってくると思えますけど、二、三十名は必ず1時間以内に役場

職員は集まれるものと思っております。その大きいものであったら、なかなか難しいですけど、想定はそのあたりでやっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 本当に、まずはやはり自分の命、そして家族の安全を確認するのが最優先かと思えますけれども、やはり職務上、町民の安全のために、やはり家族を置いたまま役場に出てくるような職員もかなりの数いるかと思えます。それが災害の状況によっては何日も続くという形になりますので、すべての職員が同じようなスキルを身に付けていれば、誰が来ても対応は可能かと思えますけれども、やはり昨今の災害の状況を見ておきますと、もうこちらの予想をはるかに超えた、今まで想定もしていなかったような災害というような話をよく耳にします。

例えば、これが今のような昼間の時間帯であれば、そんなに心配はないのかと思えますが、これが夜間であったりとか、あとは冬場の今から先、厳しい寒さの中に避難を強いられた際に、例えば避難所に想定の人数すべて、その避難所のほうに招き入れることが可能なのか、いろんなやはり想定をしながら、いざ起きたときに慌てて対応するのではなくて、いろんな状況を想定して準備をしていく必要があるかと思えますので、そのあたりは本当に一辺倒の訓練ではなくて、いろんな形を想定して災害に備えていただきたいと思えます。

そんな中、特に火災に関してなんですけれども、例えば町の公共施設、役場にしてみてもそうですし、小中学校、また公民館あたりで、町としてはどこを水利にして、どのような体制で火災が起きた場合は対処するとか、そういったマニュアルがありますか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。消防のほうでは、きちんとそのあたり、訓練と話をやっていると考えております。

先ほどちょっと言い忘れていたことがありますけれども、町は毎年、BCPといわれる業務継続計画というものを更新しており、発災後に誰が何の担当をする、30分以内には何をする、1時間以内には何をするというものも、ある程度きちんと決めてやっておりますので、そのあたりで行っていくと。

それと、他の各関係機関との連携というところでは、リエゾンというものがありまして、災害時の対応として町からの要請またはプッシュ型によって、消防、警察、自衛隊、振興局からリエゾンといわれる連絡員の方がこちらに来られて、素早く連絡ができる。職員が少なければどうするとか、そういうこともできるように行っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。例えば、役場は木造の庁舎になりますので、火災の場合にはかなり大きな被害になるかと想定されます。そうなった場合に、どこを水利にするかと、前に河川がありますけれども、とても河川から放水は難しいのではないかなど。その河川までの距離もありますし、例えばこの横の道路が進入できるかどうかというようなことも考えられます。そうすると、例えば出初式のときに一斉放水するあの水路、それからきよら歯科の裏を流れている水路、そのあたりが消火用の水利になるのかなというふうに考えます。そうなった場合に、例えば県道波野南小国線は一時封鎖をしなくてはならないのかな。そちらのほうから消防のホースを延伸した場合に、何本もそちらのほうから引っ張りますので、車両の通行は難しくなるのではないかなど。やはりそういった想定をしておかないと、例えば隣の市原小学校にしても、馬場川にしても、志賀瀬川にしても、上から多分小型ポンプのホースは下までは届かないだろうという想定ができます。そうなった場合に、じゃあ小学校が火災のときに、どこを水利にして、どういった体制で消火活動を行うのか、そういったところはやはり町としては町のそういう施設に関しては、どのような体制で対処するというようなものはあらかじめマニュアルを用意して、各消防団員のほうにそれを通知すると。消防のほうは1次出動、2次出動という形があると思いますので、まずやはり赤馬場地区が火災のときは第1分団が出動になると思いますけれども、応援の場合に例えば第2分団、第3分団が応援で来る場合に、例えば車の進入はどちらの方向からやってもらうとか、やっぱり一方の方向から来れば、4台目、5台目の車というのは、もう災害の現場からかなり遠いところに止めなくてはならなくなると。そういったところにやはり消火活動に支障を来すような状況も出てくるかと思えます。

そういった部分を想定しながら、現在、町内では大きな火災等が起きておりませんので、これはもう日頃から町として消防団の皆さんの活動の成果かなと思いますけれども、逆に私が消防団を辞めて十数年経ちますが、やはり今の若い団員は、経験値がほとんどないと。やはり、どこの火災現場も、火を消すのが第一ですけれども、やはり現場によっては全然状況が違います。ともすれば、風下のほうからホースを引っ張って、どんどん延焼してきて撤退しなくてはいけないというような状況もありますし、最前線で消火活動をしていると、反対側からの消火用の水で瓦が飛んできたりとか、そういった二次被害の可能性も十分出てくるわけですね。

そんな中で、その消防団員の経験値が少ないというのは、これは本当に安心な町ではある一方、ちょっと心配な部分なのではないかなど。私もいろんな現場を経験

してきましたけれども、以前、保育課長が消防担当のときに、黒川地区で火災があった際に、あの河川からどうしても国道を横断してホースを引っ張らなくてはならなかったと。そのときは、まだ夜ではありましたが、非常に車の通りが多くて、やはりホースの破損の恐れ等があつて、それを機に例えば車が乗り超えても安全なようにホースブリッジを各消防のほうに購入をしてもらつたりとか、あとはその車の誘導のために誘導の棒、ああいうのを準備をすとか、やはりそういう現場を経験しないと、気が付かない部分がたくさんあるんですね。

現在、町の消防団の定数は252名だったかと記憶をしております。現在の消防団員の登録実数というのは何名なのか教えていただけますか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。現在、定員251名に対して、機能別団員等を含め223名、消防団員が199名となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。やはり災害が起こった際は、やはり消防団の力というのは非常に大きなものがあります。やはり1つは土地を熟知しているという部分ですね。やはり消防団員がおりますけれども、やはり小さな特に今は携帯あたりで調べれば、場所等が出てきますけれども、小さな小字を言われても、なかなか署員の方は場所が特定できない、そういった状況もあります。そして、先ほども言いましたように、どちらから進入してくれば、スムーズな消火活動が行えるのか、そのあたりの誘導あたりは、やはり地元の消防団員ではないと分からない部分があると思います。

そんな中で、もうここしばらくは新入団員の訓練というのが、消防学校ではなくて、北部の消防署のほうで訓練をされております。その後はもう各部のほうにお願いをして育成をしてもらっている形かと思いますが、なかなかやはり以前のような消防に対する気持ちを醸成するのは難しいのではないかというふうに考えます。

そんな中、1月と9月に消防出初と点検を行っておりますけれども、いざ災害のときは、今年の秋の点検が130名ぐらいの参加だったですかね、団員さんが。これが本当に災害になると、各部3人若しくは4人ぐらいの体制で初動の体制を行うような形になるかと思えます。ですから、第3分団だけでも来ても30人、40人ぐらい、そんな中でどのような活動をしていくか、それから2次応援、3次応援が来るかと思えますけれども、すみません、こういった言い方は失礼かも知れませんが、通常点検の中で訓示や来賓の挨拶がありますが、6名も7名も挨拶をされて、ほぼ直立不動で聞くよりも、実践に即した訓練あたりを行っていただけないかなと。

もう団長、町長あたりの訓示だけで、あとは来賓の方は紹介でもいいんじゃないかなと思います。これは本当に、私が団員のときに本当に肩が雪で真っ白になるような状況の中で、本当に身動きもせず話を聞いて、半分も話は入ってきていません。ほとんどの方が町民の生命、身体、財産と、この3つは話されるわけですが、もうこれは本当に団員の方は十分承知をしていると思います。

できれば、そういった点検で大字ごとで、例えば何か災害を想定して、赤馬場地区は今年度こういう災害を想定した訓練をします。ほかの2分団、3分団の方は、それを一応見ていただきながら、自分たちの参考にしていただく。その次は2分団、3分団というようなふうに、やはり状況を変えながら訓練をしていくほうが、団員の方々の向上にはつながっていくのではないかなというふうに思いますけれども、出初式、通常点検、いろんな事情もあるかと思いますが、今後、改善の余地があるのかどうか、何か考えておられるのかお伺いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

私がどうこうはなかなか言えないところもございますけれども、ただやはりそれに出席して、いろんな方、来賓の方もわざわざ朝から来られて御挨拶というところもございますので、なかなかそこをどうするかというのは難しいところもあるとは思いますが、ただその出初式というのが何のための出初式か、そこを考えれば、その挨拶、御紹介をすればいい部分も多分あると思いますので、そこを何名かに絞って、そしてそういう訓練とか、いろんなものに時間を充てると、そういうこともこちらで考えていきたいと思えます。

ほかにも、そういう消防関係の訓練というのが、一連の訓練を毎回毎回するというよりも、今回はここの部分をピンポイントとか、先ほど井野議員が言われていたように、若い方が細かいところが分からないと。であれば、座学みたいな、ちょっとみんな集めて、そこで話をして、こういうときにこういうことをするとかいうピンポイントで勉強するとか、そういうことも今からいろんなものを変えていかないといけないと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。ありがとうございます。

熊本地震から来年で10年経ちます。もう本当に私自身、もう災害はしばらく来ないんだろうなというふうに考えていた矢先の地震でしたので、久々にあの頃の恐怖がよみがえってきましたけれども、やはりこれが人は皆そうだと思いますが、時間が経てば、もうしばらくは大丈夫だろうと。うちの町は大丈夫だろう、うちの地

域はそこまではないだろうというような気持ちになってくるのは、これはもう仕方ないことなのかなというふうに思いますが、これだけ災害が続いておりますので、やはりそういう意識を常に持ち続けられるように、町としてもやはり広報等を行っていただきたいですし、またそういった自主組織あたりを巻き込んで、そういった訓練、または連絡を密にしていっていただきたいと思います。

そして、何より1時間以内に32名ですか。なかなか厳しい状況であれば、ここに議員さんが9名おられます。やはり議員も町民の生命・財産を守っていく義務がありますので、ぜひそういった議員さんたちの力も借りながら、防災会議等あたりには議長も出席をされておりますので、そのあたり気軽にはいいませんが、ぜひ必要な場合は議員さんあたりも声掛け、要請を行って、町民のために少しでも安心したまちづくりができればと思いますので、今後とも防災に対しての意識が高い町でありますようお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員の一般質問は終了しました。

これにて、一般質問はすべて終了しました。

休憩に入ります。15時15分に再開いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開きますので、委員の方は控室のほうに、この後お集まりください。よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午後2時52分

再開 午後3時25分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を再開します。

-----○-----

日程第4 議案第67号 専決処分の報告について

（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第8号））

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第67号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第8号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第67号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第8号））、歳入につきまして総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第67号、専決処分の報告について。

地方自治法第179号第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

専第10号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）。

次のページをお願いいたします。

専第10号、専決処分書、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月7日。南小国町長、高橋周二。

次をお願いいたします。

専第10号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）。

1ページをお願いいたします。

令和7年度南小国町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億5,657万9,000円とする。

令和7年11月7日専決。南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。寄附金、寄附金、ふるさと寄附金です。今回3億円を増額し、13億500万円とするものです。ふるさと納税が11月中旬には10億円を超える形で推移しておりましたので、専決をさせていただきました。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。総務費、総務管理費、財政管理費です。今回3億円を増額し、13億2,525万7,000円とするものです。内容としましては、役務費、委託料、積立金へ同じ割合で分配をしております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ふるさと納税が増えることは、よろしいことかと思えます。9月末でポイント付与が終わったと思いますので、9月までの実績と10月、11月、単月での実績と、12月の予想まで教えていただけますか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） すみません。資料を持ってきたはずが、どこかに行っちゃいました。申し訳ないです。11月末までの実績は、10億1,507万3,500円でございます。9月が増加しております、今年度は9月には5億円を超える

ぐらいの5億何千万円、三、四千万円か、そのぐらいの金額が入ったところでございます。ちなみに、令和6年度が全部で11億9,800万円、令和元年が7億4,700万円、平成27年度が1億3,900万円、そこからずっと今現在増えて、今年度9月のポイントが終わるというところで、駆け込みで9月に入っておりますけれども、その後がちょっと厳しいかなというところでしたが、まだ少し増えておりますので、12億円をよければ超えるんじゃないかというところで、今推移をしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。捕らぬ狸じゃないですけど、例年12月にまた駆け込みでかなりの金額が来ると予測されますけど、それを踏まえた上で3億円プラスで13億円、トータル13億円というところで大丈夫という思惑でよろしいですか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。一応その形で推移を見ながら、財政のほうは数字を積み上げてきております。少しやはり前年とは今下がっておりますけれども、ただ、思った以上には下がっておりませんので、12億円を超えるぐらいは来るんじゃないかなというふうに見ております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第67号、専決処分報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第8号））を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

**日程第5 議案第68号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について**

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第68号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第68号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第68号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由。熊本県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料表及び期末勤勉手当の支給月数等を改定するために、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

10ページ目をお開きください。

新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後でございます。

まず、第17条で、宿日直手当を4,400円から4,700円へ改めております。

次に、第19条、期末手当でございますが、基礎額100分の125としているものを、6月支給には100分の125、12月支給には100分の127.5を乗じると改め、第3項につきましては100分の127.5とあるのは、100分の72.5とするを加えております。

その下、第20条、勤勉手当でございますが、同じように100分の105を、6月支給が100分の105、12月支給が100分の107.5を乗じると改め、第2号につきましては100分の50を、6月支給には100分の50、12月支給には100分の52.5と改めております。

この改正により、職員給料表を準用する会計年度任用職員についても引き上げられることとなっております。

なお、規則で定める技能労務職給料表につきましては、県給料表が確定後に規則を改正し、引き上げを行う予定としております。

期末勤勉手当の改正につきましては、職員の期末勤勉手当支給割合に準じる技能労務職員及び会計年度任用職員並びに職員の勤務手当支給割合に準じる特別職及び

議員についても引き上げられることとなっております。

1 ページお戻りください。

附則、この条例は令和8年1月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
以上でございます。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方
からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、
御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第6
8号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原
案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第69号 南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条
例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第69号、南小国町消防団員の定員、任免、給
与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第69号、南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等
に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第69号、南小国町消防団員の定員、任免、給与、服
務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のように定める。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由。消防団員の高齢化や担い手不足等に対応するため、消防団を再編し、より効率的な消防団運営を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

2ページおめくりください。

新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後でございます。

第12条第2項の下線部分の機動分団3万円（年額）を削っております。機動分団に関しましては、第1分団5部に再編となっております。

1ページお戻りください。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第69号、南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第70号 南小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第71号 南小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第7、議案第70号を議題といたしますが、議案第70号と議案第71号は議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、これ

に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） それでは、異議なしと認めます。

議案第70号、南小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第71号、南小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第70号、南小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第71号、南小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 議案の説明の前に、議会の直前に資料の提出と議案の差し替えが発生いたしました。大変申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。

議案第70号、南小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

南小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由。児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、乳児等通園支援事業所の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

説明の中で、こちらの資料が今手元にあるかと思いますが、こちらを御用意していただくと助かります。

条文の説明の前に、議案第70号及び議案第71号の条例案により、実際に行われる事業について御説明いたします。

こちらのパンフレットで御説明いたします。

こども誰でも通園制度がこちらの条例で実際に行う事業になります。こども誰でも通園制度は、令和8年4月1日から全国でサービス提供される制度でございます。保育を提供する事業所におきまして、一時的にお子様を預かるサービスとなっております。お手元のリーフレットを読み上げさせていただきます。

こども誰でも通園制度とは？すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成

育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。対象者としましては、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までが対象となっております。

利用方法としましては、月10時間以内の枠内で、時間単位で柔軟に利用可能となっております。本町におきましては、市原保育園においてサービスを提供する予定です。利用時間は、平日の9時から11時、利用料金は1時間当たり300円を予定しております。

ここで、既存の一時預かり事業と子育て支援広場ぬくもりとの違いを説明させていただきます。一時預かり事業は、保育が必要な理由が必要ですが、通常の保育時間に利用ができます。利用料金は5時間までが1,000円、5時間以上は2,000円となっております。子育て支援広場ぬくもりは、保育が必要な理由が不用で、無料で利用できますが、親の同伴が必要となります。利用にあたりましては、自由にサービスを選ぶことはもちろん、役場から適切なサービスの組み合わせを提案させていただきたいと思っております。以上が事業の概要となります。

それでは、条文の中を説明させていただきます。

1ページをお願いします。

南小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、前段に説明しましたことも誰でも通園制度における設備及び運営に関する基準を定めたものとなります。

第1条、趣旨、こちらを読み上げます。この条例は、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。以下、2条以降定めておりますけれど、こちらは設備や運営に関する基準が定められております。現在運用されている保育所、認定こども園等の設備や運営の基準とほぼ同一になっております。それで、その違いについて説明させていただきます。

違いは2点ございます。1つ目は、調理室の設置が必須ではないということでございます。食事の提供は任意であります。提供する場合は保育所と同等の設備が必要となります。2つ目は、屋外遊戯場の設置は必要ありません。その他の基準は同一でございますので、以後は要点のみ説明させていただきます。

第2条から第4条までは、最低基準が定められています。常にサービスを向上させ、最低基準を理由にサービスを低下させてはならないとされております。

2ページをお願いします。

第5条から17条については、人権・人格の尊重、安全確保、虐待の防止、衛生

管理、職員の資質について定めております。

5 ページをお願いします。

第18条は守秘義務について、第19条は苦情への対応が定められております。

続きまして、5 ページの一番下ですけれど、第2章第1節、通則となっております。

6 ページに移りまして、第20条、こちらは条文を読み上げます。括弧内は省略させていただきます。乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。第2項、一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって、次の事項に定めるものに該当しないものをいう。第3項、余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園または家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設または事業を利用する児童の数がその施設または事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第20条では、2つの事業形態を定めております。一般型乳児等通園支援事業は、こども誰でも通園制度を専門の形態で行う場合の名称でございます。余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育園等の定員の余裕状況を勘案して事業を行う場合の名称でございます。本町においては、余裕活用型の提供を考えております。

続きまして、第2節、第3節においては、各種設置基準が定められております。保育所等々の同一の基準となっております。

11 ページをお願いします。

中段あたりを御覧ください。第3章第27条は、電磁的記録は書面の記録に代えて取り扱うことができると定めております。

第28条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとなっております。

12 ページをお願いします。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第22条の2の規定は令和8年4月1日から施行する。附則におきまして、施行日が複数記載されておりますが、第22条の2におきまして、引用される子ども・子育て支援法第30条第1項第4号の施行日が令和8年4月1日となっております、この日に効力を発しますので、このような表現となっております。

一括議題でしたので、続きまして議案第71号の説明をさせていただきます。

議案第71号、南小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

南小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由。子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業所の運営に関する基準を条例で定める必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

1枚めくりまして、2ページをお願いします。

南小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

議案第70号では、こども誰でも通園制度の設備に係る説明を行いました。議案第71号では、こども誰でも通園制度の運用に関する基準を定めております。

第1条、趣旨、こちらを読み上げます。この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

第2条、一般原則になります。こちらは保育の質、人権等につきまして定められております。また、第3項におきまして、地域や医療機関、その他の福祉サービス関係者と密接な関係を取ることが定められております。

2ページをお願いします。

中段の第3条から第14条までは、サービスの提供までの流れが定められております。この中で子どもの現状把握に努め、面談等を通じて適切なサービスが提供できるように努めることが定められております。

次は5ページをお願いします。

次は、1番下ですね。15条になります。15条、こちらを読み上げます。特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。第2項、特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るように努めなければならない。

6ページをお願いします。

第16条におきましては、保護者からの相談の受入れや助言について定めております。

第17条においては、事故等に際して、緊急連絡の対応が定められております。

第18条においては、支給決定に関する不正の町への通知が定められております。

第19条においては、事業者における定めるべき規定が11項目設けられており

ます。これは通常の保育園の規定等に準じられております。

続いて、7ページをお願いします。

第20条については、職員の勤務体制や研修の確保が定められております。

第21条においては、利用定員以上のサービスの提供は行ってはならないとされております。

第22条においては、運営規則等、重要事項を広報しなければならないと定められております。

第23条、こちらは読み上げさせていただきます。特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分、または第12条の規定による支払いの状況によって、差別的取扱をしてはならないと定めております。

第24条から27条については、虐待防止、秘密保護、利益の提供等の禁止が定められております。

9ページをお願いします。

第28条においては、苦情解決として窓口の設置、内容の記録、報告また改善について定められております。

第29条は、第2条の一般原則にもありましたが、地域との連携について定められております。

第30条については、事故の未然防止や発生時の対応について定められております。

10ページをお願いします。

第31条、32条においては、会計を他の事業と区別すること、また帳簿の整理について定められております。

第33条は、電磁的記録等の定めをしており、電磁的記録が可能であり、書面の記録と同等の取扱いを行ってよいと定めております。

12ページをお願いします。

一番下の段になります。附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。この条例案は、子ども・子育て支援法の条文を引用しておりまして、令和8年4月1日施行分に基づき、条例案を作成しております。条例案の施行日も令和8年4月1日となっております。

説明は以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。丁寧な説明をありがとうございます。

いくつか質問させていただきます。この誰でも通園制度におきましては、0歳6

か月から通園することができるということですが、現在、市原保育園を含め、本町ではかねがね10か月、早くても10か月からの保育受入れかと思えます。6か月から10か月のお子さんも預かるのかというのを1点お尋ねです。

そして、2点目がお預かりの時間が9時から11時ということですので、給食の提供はないということかと思えますが、例えば9時半ぐらいであれば、2歳児まではおやつがあったりしますので、そのおやつの提供があるのか、またアレルギー等を含めて、事前の面談もされるのかというのがお尋ねです。

あと3点目に、実際の受入れのキャパシティといいますか、先生方のキャパとか、余裕型を活用するということですがけれども、1日何人ぐらい受入れが可能なものか、3点お尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） はい。受入が、市原保育園ということで、私のほうからお話させていただきます。

まず1点目の、受入れの対象年齢ですかね、0歳6か月から。国の方針で0歳6か月から2歳児、満3歳未満ということなんですけれども、その中での受入体制については、各自治体で決められることになっております。本町においては、国の方針どおり0歳6か月からを今のところ考えておりますけれども、0歳6か月から生後10か月になるまでは親と同伴の親子通園、こちらをお願いする形で、今検討のほうを進めております。

なかなか0歳児で、なおかつ6か月となると、月に利用できる時間が10時間、来て多分泣いて終わってしまうという形になってしまいますので、そのあたりはこちらのほうも考えて10か月までは親子通園という方向で、今のところは考えている次第です。

続きまして、給食の有無ですがけれども、こちらについてはなかなか小さい子、まだ食の体験が乏しい状態です。アレルギーをお持ちの在園児も数名いる中で、なかなか安全な給食の提供となると、非常に給食の先生の負担が大きくなる。そういった部分も含め、また先ほど申し上げましたとおり、月に利用できる時間が10時間となると、やはり子どもと一緒に保育活動を体験する時間を主に考えたときには、午前中の保育時間のときに来ていただくという方向で、今考えを進めている最中です。

最後、定員ですがけれども、市原保育園では余裕活用型で考えております。先ほどの条例の基準でございました中にありますとおり、例えば0歳児だと、子ども3人に先生が1人必要です。今、市原保育園、現状ですと先生が3人付いております。お子さんが5名、ですから単純計算で3名掛ける3の9までは受入れが可能な状態

ではございますけれども、ぎりぎりというわけにはいきませんので、受入れができて、もう本当1名、2名ぐらい、0歳児でいいですとですね。あと、1歳児、2歳児、ございますので、そのあたりは来年度の入園の予定等を加味した上で受入定員を決めたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。分かりやすい御説明をありがとうございます。

現在、保育園も入園申込みのまだ真っ最中ですので、どのくらいの利用があるのか等も、これからかとは思いますが。その中で、やはり福祉課長おっしゃっていましたが、ぬくもりとの兼ね合いといいますか、違いみたいなのところも御説明をしっかりといただけたらなと思っております。私自身も調べるまでは、ファミサポがないから、この制度を使って例えば保護者さんが歯医者さんに行けるとか、そういうのかなと思ったら、あくまでもこの主体は子どもであると。子どもの体験、学びのための制度というところで、その保護者の理由というのでは預けられないというところがありましたので、そこらへんしっかり御説明をいただけたらなと思っております。

また、実際に県内で幾つかの自治体が先行導入をされておりましたので、実際に私の知人が使用しておりましたので、使用してみてどうだったかというのを感想を含めてお尋ねしたところ、その方はすごく、その方にとっては良かったと。子どものふれ合いになって良かったという話もされていたんですけど、1点ありましたのが、やはりシステムでオンライン予約になるかと思えます。その際、やはりちょっとシステムがまだ不慣れということもあるけれども、ちょっと使いづらかったというのがありましたので、受入人数を入力するタイミングというのがあるかと思えます。特に保育園で受け入れるのであれば、保育園の先ほどおっしゃった定員の問題、また保育園の行事なんかもありますので、そのいつからいつまで予約受付ができるかみたいなのところも申込みのときに明確に知らせていただけると、保護者としても利用がしやすいかということもおっしゃっていただきましたので、今後、運営が始まる中でまた気にかけていただけたらと思えますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） はい。御質問ありがとうございました。

ぬくもりとの関係性ですけれど、この申込みの際でもそうですし、保育園申込みでもそうですし、ぬくもりの申込みのときもそうですけれど、役場窓口であったりとか、保育園を訪ねてもらったりして、必ず面談をしていただきまして、家族とお

子様の関わり合いだったりとか、どのような利用形態が望ましいかというのを面談の中で説明させていただいて、それに応じたサービスを提供させていただきたいと思っております。

オンライン予約ですけれど、ちょっとまだいろいろな制度が、まだやっとな国の制度が決まった状態で、これに関する設備に関する部分と運営に関する部分の条例化を取りあえずやらないといけないということで、こちらはやらせていただきまして、運用に関してはまだ詰めていかないといけないところがありますので、ちょっとまだそこは答えができないところになっております。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 子育て支援という中で、また新たな取組、国の進める取組ですので、利用してみないと分からないというところもあるかも知れませんが、今、森永議員の質問に対して、福祉課長、保育課長が答弁されましたけど、このリーフレットには子ども家庭庁のつながりを詳しくはそちらみたいを書いてありますけど、うちでいうならば子ども家庭センター、ここは町民課も絡むのかなと思いますけど、どこが一番主体となってこの事業を進めるのか、責任とは言いません。どこがメインでやるのか、ちょっとそこだけ教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） こちらの制度は、福祉課のほうで受け持っております、支給決定等も福祉課のほうの窓口に来ていただいて、申込みをしていただくところになっております。ただ、もう既にぬくもりを使っていらっしゃる方とか、そういった方は多分、保育園のほうから、こんな制度が新しくできましたよということでお知らせはいただくところになっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ということは、利用にあたっては福祉課のほうに行って面談する。であれば、子ども家庭センターとのつながりに関してはどうなるんですかね。せっかく制度的に子ども家庭センターで作ったですね。起動していると思うんですけど、その辺は経由しない。若しくは、そこに一本化するとか、そういうお考えというのはないですかね。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） はい。子ども家庭センターの絡みの前に、まず手続の段階なんですけど、まず子ども誰でも通園制度を利用したい方は、福祉課の窓口で申請と聞き取り等をします。その中で保育園、今回、市原保育園ですけど、市原保育園のほうにその申込みが来た中で、保育園の先生がその保護者とお子さんの事前面談

を行います。保育園は、実際、その事前面談を受けて、その後にこのこども誰でも通園制度を活用して保育を一時的にするわけですが、その保育を行った内容等をまた振り返りで記録として残していくわけですが、保育園としてはその事前面談の親子の様子、また保育を実際やった後の記録、そういった部分の情報、必要な情報でも子ども家庭センターと共有するようなお子さんがいた場合には、保護者の同意の下、子ども家庭センターのほうに情報共有しながら、可能な支援をやっていこうと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御質問ありがとうございます。

子ども家庭センターのほうから少しお話させていただきます。子ども家庭センターのほうでは、妊娠届から乳児健診、幼児健診と、ずっと子どもさんと御家族の方とお会いしていきますので、家庭状況とかそういったところをお聞きしながら、こういった事業がありますと。直接の申込みの窓口は福祉課ですという形での御案内になるかなと思います。

それとは別に、福祉課さん、保育課さんと、定期的にいろいろな面での連携を行っていきますので、子どもさんと御家族の不安とか、育児支援の面について協力しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、討論に入りたいと思います。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第70号、南小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第71号、南小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第72号 南小国町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第9、議案第72号、南小国町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第72号、南小国町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 議案第72号、南小国町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由。子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、南小国町子ども・子育て会議条例の改正が必要となり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

2ページおめくりください。

新旧対照表となっております。

第1条におきまして、法第77条を第72条と改正しております。法律の条文ずれによるものでございます。さらに、法の文字が消去されておりますけれども、前段の法と重複しておりましたので、今回訂正させていただきました。

第2条におきましても、法第77条を法第72条と改正しております。こちらも同じ条文で法律の条項ずれになっております。

続きまして、第4条、委員の任期でございますけれども、2年とするを、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとすると改正しております。2年としますと、役職付の方が年度を超えて、またこの委員として残って役をさせていただかないといけませんので、年度区切りとして、新しい年度になりましたら、再度委嘱することを考えております。

1 ページお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方からの意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第72号、南小国町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第73号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（井上則臣君） 日程第10、議案第73号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第73号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第73号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改める。

一番下をお願いします。

提案理由。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

令和8年3月31日をもって、菊池市が退会するものでございます。

真ん中の附則をお願いいたします。附則、1、この規約は令和8年4月1日から施行する。2、改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者にかかる交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により、災害を受けた者にかかる交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第73号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

本日は、これにて延会といたします。

明日また9時から始まりますので、ひとつよろしく願いいたします。

本当長い間、お疲れ様でした。

ありがとうございました。

-----○-----

延会 午後4時24分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 2番

会議録署名議員 3番

会議録調製者 松岡 洋

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 1 2 月 1 0 日 (水) 開 会

(第 2 号)

南 小 国 町 議 会

令和7年第4回南小国町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月10日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第74号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）
- 日程第3 議案第75号 令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）
- 日程第4 議案第76号 令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第5 議案第77号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第7号）
- 日程第6 議案第78号 令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）
- 日程第7 議案第79号 教育委員の任命について
- 日程第8 議案第80号 物品購入契約の締結について
- 日程第9 議案第81号 物品購入契約の締結について
- 日程第10 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 委員長報告 付託議案陳情第4号 総務文教常任委員会 令和7年付託
「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼
- 日程第12 委員長報告 付託議案陳情第5号 経済建設常任委員会 令和7年付託
飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書
- 日程第13 陳情第6号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア
労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求め
る陳情書
- 日程第14 陳情第7号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書
- 日程第15 陳情第8号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求め
る陳情書
- 日程第16 陳情第9号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止
し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環
境整備等を求める意見書提出の陳情
- 日程第17 陳情第10号 「町道志津志童子線道路改修工事」依頼
- 日程第18 議員派遣報告について
- 日程第19 議員派遣の件について

日程第20

閉会中の継続審査について

(総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査
対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 毅	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	6番	後 藤 六 男
7番	穴 井 秀 房	8番	穴 井 則 之
9番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長 松 岡 洋 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	朝 日 康 博	建 設 課 長	本 田 圭 一 郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	農 林 課 長	穴 井 康 治
教育委員会事務局長	志 賀 美 彩 代	保 育 課 長	佐 藤 淳
福 祉 課 長	室 原 孝 平		

開議 午前9時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより令和7年第4回南小国町議会定例会の第2回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、森永一美議員、5番、井野和哉議員を指名します。お二方、よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第2 議案第74号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）

○議長（井上則臣君） 日程第2、議案第74号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第74号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）は、歳入につきまして総務課長、歳出につきまして各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第74号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）。

1ページをお願いいたします。

令和7年度南小国町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ595万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億5,062万6,000円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。起債の目的、緊急防災・減災事業債です。今回410万円を増額し、1,790万円とするものです。利率は1.8%でございます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。分担金及び負担金、負担金、災害復旧費負担金です。今回9,000円を増額し、9,000円とするものです。

農林水産施設災害復旧費負担金、過年災につきましては実績による追加分、下段が現年分でございます。

続きまして、総務費負担金です。今回118万2,000円を増額し、3,401万7,000円とするものです。どちらも給与条例改正に伴うものでございます。

9ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金です。今回44万4,000円を減額し、1億7,287万5,000円とするものです。特別支援教育就学奨励費負担金につきましては、交付決定に伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。

国庫補助金、民生費国庫補助金です。今回2万9,000円を増額し、1,552万円とするものです。子育て世帯訪問支援事業分でございます。

続きまして、土木費国庫補助金です。今回21万2,000円を減額し、5,492万6,000円とするものです。住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の実績による減額でございます。

続きまして、教育費国庫補助金です。今回30万3,000円を減額し、169万7,000円とするものです。へき地児童生徒援助費等補助金の交付決定に伴う減額でございます。

続きまして、総務費国庫補助金、今回1,690万5,000円を増額し、1億502万5,000円とするものです。内容としましては、事業費及び事務費が交付が確定したことによる財政調整基金繰入から国庫補助への財源組替でございます。

11ページをお願いいたします。

県支出金、県補助金、民生費補助金です。今回2万9,000円を増額し、1,202万7,000円とするものです。子育て世帯訪問支援事業県補助金でございます。

続きまして、農林水産事業費補助金です。今回1,323万6,000円を増額し、1億5,177万7,000円とするものです。多面的機能支払事業補助金につきましては、対象農地の増に伴う増額でございます。攻めの園芸緊急生産対策事業補助金及び最適土地利用総合対策補助金につきましては新規事業でございます。

続きまして、土木費補助金です。今回13万5,000円を減額し、4万円とするものです。耐震関係事業補助金の実績による減額でございます。

続きまして、災害復旧事業補助金でございます。今回539万8,000円を増額し、539万8,000円とするものです。農林水産施設災害復旧補助金過年分につきましては実績による追加分、下段は現年分でございます。

次のページをお願いいたします。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金です。今回4,229万2,000円を減額し、5億2,344万6,000円かとするものです。歳出の減額に伴う減でございます。

続きまして、防災対策基金繰入金です。今回410万円を減額し、623万9,000円とするものです。発電機購入の予算を14ページの緊急防災・減災事業債に組み替えております。

13ページをお願いいたします。

諸収入、雑入、受託事業収入です。今回64万4,000円を増額し、1,025万円とするものです。保育園広域入所受託収入として1名分の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

町債、町債、緊急防災・減災事業債です。今回410万円を増額し、1,790万円とするものです。防災対策基金繰入金からの組替でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 議会事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） はい。15ページをお願いいたします。

ここから歳出です。議会費、議会費、議会費、今回54万7,000円を増額補正し、5,909万2,000円とするものでございます。内訳でございますが、報酬、給料、職員手当等、共済費につきましては、給与改定に伴う増額補正となっております。

需用費につきましては、議会だよりの小国郷内の各店舗等へ許可を取って置いてもらっておりますけれども、今回、配布先の拡大に伴う印刷製本費の補正でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。16ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回655万7,000円を増額し、2億6,799万8,000円とするものです。内容としましては、報酬から共済費まで給与改定に伴う増額でございます。また、これ以降も全体的に給与改定を反映させた増額を行っております。役務費につきましては、町長車NHK受信料、2010年からの過年分、現年度分でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、企画費です。今回85万円を増額し、2億9,292万5,000円とするものです。内容としましては、需用費85万円

の増額、移住者向け空家活用住宅の宅内引込み部分の水道給水設備の不具合による修繕料の増額となります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 続きまして、地籍調査費です。今回32万9,000円を増額し、4,964万6,000円とするものです。報酬、職員手当、共済費、ともに今回の給与条例改正に伴う増額補正となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 17ページをお願いします。

ケーブルテレビ運営事業費です。今回44万5,000円を増額し、9,850万6,000円とするものです。内容としましては、報酬、給料、職員手当等、共済費、ともに給与改定に伴う職員並びに会計年度任用職員の報酬と人件費の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 続きまして、18ページをお願いいたします。

徴税费、税務総務費です。今回151万2,000円を増額し、6,385万円とするものです。補正の内容といたしましては、報酬から共済費につきましては給与条例改正に伴う増額、それから7節報償費につきましては、入湯税検討会報償金68万6,000円の減額、こちらにつきましては、今回、観光費のほうで南小国町持続可能な観光地域づくり財源検討委員会の報償金を計上のため、今回、減額補正するものでございます。

続きまして、賦課徴収費です。今回29万5,000円を増額補正し、2,219万3,000円とするものです。補正内容といたしましては、委託料、家屋評価委託料の増額です。今回、家屋評価の調査対象家屋の見込みの増に伴いまして、木造家屋、附属家合わせまして7棟分29万5,000円を増額補正するものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 19ページをお願いします。

総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回411万7,000円を増額し、5,880万1,000円とするものです。内容としましては、報酬から共済費までは給与改定に伴うものになります。委託料につきましては、離婚後の共同親権に関する法改正の施行日が令和8年4月1日となったことによる戸籍システム改修業務委託料になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 20ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回192万6,000円を減額し、1億1,692万2,000円とするものです。内容としましては、報酬から共済費までは給与条例改定に伴う増額でございます。

次に、需用費、役務費、負担金補助及び交付金につきましては、定額減税調整給付金の精算に伴う減額でございます。定額減税調整給付金は、令和6年分の所得に係る所得税、町県民税の減額しきれなかった方を対象に差額を支給するものでございますが、減額の主な理由としましては、転入見込み数のすべての方に対して支給する試算をしておりましたが、実際には多くの方が減税で満額の助成を受けており、申請の必要がなかったためでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 続きまして、国民年金事務費です。今回25万4,000円を増額し、47万1,000円とするものです。内容としましては、令和7年度税制改正に伴う国民年金システム改修業務委託料25万4,000円になります。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 21ページをお願いします。

児童福祉費、児童福祉総務費です。今回46万円を増額し、1,633万1,000円とするものです。給与から共済費につきましては、給与条例改正に伴う増額でございます。

次に、委託料につきましては、実績に応じて支払いをしております子育て世帯訪問支援事業におきまして、当初見込みよりも多くの御利用をいただいたため、今後の委託料に不足が生じたためでございます。

続きまして、児童措置費です。今回52万円を増額し、2億3,575万2,000円とするものです。内容としましては、委託料につきましては施設型給付費公立保育園広域委託料を19万9,000円増額しております。小国町の公立保育園への委託料でございます。増額分を含めまして、総額169万9,000円の支出を見込んでおります。

続きまして、償還金利子及び割引料につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金の前年度の実績に伴う国・県への償還金でございます。内容としましては、児童手当の制度の法改正に伴う事務費分でございます。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） 続きまして、児童福祉施設費です。今回740万円を増額し、2億4,293万6,000円とするものです。内容といたしましては、報酬から共済費まで給与条例改正に伴う人件費の増でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 23ページをお願いします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回211万7,000円を増額し、3億1,779万6,000円とするものです。内容としましては、給料から共済費まで給与条例改定に伴うものになります。

償還金利子及び割引料は、令和6年度の感染症予防事業実績確定による返還金になります。

繰出金につきましては、介護保険特別会計繰出金になります。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 24ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業総務費です。今回補正額172万5,000円を増額し、1億3,671万7,000円とするものです。内容につきましては、報酬から共済費につきまして、給与条例改正に伴います増額分です。

続きまして、農業振興費です。今回補正額86万1,000円を増額し、1億4,396万1,000円とするものです。内容につきましては、負担金補助及び交付金86万1,000円の増額、攻めの園芸緊急生産対策事業補助金は新規の県事業となっております。JAの小国郷ハウレンソウ部会での取組で、両町で協議を行いまして、本町側から進達を行うこととなりました。中身としましては、高温対策のための寒冷紗の購入補助となっております。

多面的機能支払交付金につきましては、対象農地の増加による増額となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、土地改良事業費です。今回156万2,000円を増額し、4,297万2,000円とするものです。

需用費、修繕料250万円ですが、西部農免農道、通称ミステリーロードですが、1か所、牛道、牛が道路を横断するための施設がございます。地下構造物なんです

が、その部分で舗装の表面上の段差が大きく見られ、沈下が発生しております。現状は「段差あり」の注意看板により対応していますが、安全性を確保するため、道路の路床から表層までの約70平米の修繕を行いたいとしたものです。

続きまして、委託料です。93万8,000円の減額になりますが、右に記載しています各1か所ずつの水路改修測量設計事業費の実績に伴う減です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 続きまして、地域農政費です。今回補正額1,300万6,000円を増額し、1,300万6,000円とするものです。内容につきましては、報償費350万円の増額、需用費830万円の増額、役務費15万円の増額。25ページになります。委託料105万6,000円の増額でございます。報償費から委託料まで、最適土地利用総合対策事業としての計上となっております。この事業につきましては、本日追加で配付させていただきました資料のほうに記載されていますとおり、今後、農地をどのように活用していくかを集落で話し合い、実際に取り組んでいくものとなっております。その中で営農を続ける、農地を守るため、省力機械の導入、また基盤整備などに活用できるものとなっております。

また、粗放的農地としましては、新たな活用のための試験的な取組、こちらのほうに支援することができるものとなっております。その上で、今年度としましては、粗放的農地への対策として要望が多かったジュニパーベリーの苗を購入予定としております。なお、次年度以降につきましては、集落等との話合いで行っていきまして、様々な取組のほうを行っていきたいと考えているところでございます。

次に、予算の内容につきましては、まず報償費になります。土地利用者等との調整などを中心的に担っていただくための農用地保全等推進員、こちらへの報酬となっております。また、ジュニパーベリー関係の専門家の方、こちらは栽培管理等の助言をいただくための報償費も併せて計上しております。

需用費は消耗品となっております。種苗関係の購入代と獣害対策の資機材、こちらのほうの購入を計画しております。

役務費は手数料となっております、土地の農用地関係の土壌分析代、こちらのほうを計画しております。

委託料は、大字中原地区の地域人口や農業担い手の今後の変動等を予測分析業務として発注していきたいと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。25ページになります。

交流促進センター管理費です。今回補正額16万9,000円を増額し、1,245万9,000円とするものです。内容につきましては、役務費11万2,000円

の増額、手数料の増額となります。温泉館きよらの入り口にございます看板、こちらを照らす照明を設置するものでございます。付近に外灯等も少なく、看板が夜間では視認性が低いため、集客に影響するのではとの御意見をいただいたことで、今回設置計画にいたったものでございます。

備品購入費5万7,000円の増額、温泉館きよらの残留塩素測定器の購入を計画したものでございます。11月に阿蘇保健所の立入検査が行われた際に、浴槽ごとの測定と記録、浴槽ごとの記録が必要であるとの指摘がありました。このことから、今回購入を計画するものとなります。

26ページをお願いいたします。

林業費、林業総務費です。今回補正額28万8,000円を増額し、2,100万7,000円とするものです。内容につきましては、給料から共済費につきましては給与条例に改正に伴います増額でございます。

続きまして、きのこセンター費です。今回補正額28万4,000円を増額し、434万8,000円とするものです。内容につきましては、使用料及び賃借料28万4,000円の増額、機器使用料の増額となります。9月末で業務を休止していますきのこセンターにおきまして、リースしてましたプレハブの冷蔵庫、こちらのほうを解約することで、中途解約金等が発生することから計上するものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 27ページをお願いします。

商工費、商工費、商工総務費です。今回31万9,000円を増額し、451万3,000円とするものです。内容としましては、給料、職員手当等、共済費ともに、給与改定に伴う人件費の増額です。

続きまして、観光費です。今回7万8,000円を増額し、3,620万円とするものです。内容としましては、報償費7万8,000円の増額、町の持続可能な観光地づくり財源検討委員の報償費の増額です。先に策定した観光基本計画を基に、町の持続可能な観光地づくりを進める上で財源をどう確保していくのかなど、意見聴取や協議検討を進めていくため検討委員会を設置しますので、その委員さんの報償費です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 土木費、土木管理費、土木総務費、今回136万8,000円を増額し、9,074万4,000円とするものです。区分2から4について

は、給与改定に伴うものです。また、負担金補助及び交付金63万3,000円の減額につきましては、右側記載の各事業について申請がなかったことにより、全額を減額するものでございます。

次のページになります。

道路橋梁費、道路維持費、今回52万円を増額し、1億1,230万円とするものです。まず、需用費、修繕料500万円ですが、9月補正におきまして工事請負費として町道市原黄川線の路肩決壊5か所の復旧費を計上していましたが、各箇所における需用費が小さいことを考慮し、また早期完成を目指すために修繕料として計上をし直すものでございます。

使用料及び賃借料、機器使用料につきましては、倒木や落石除去の対応が例年より多く見られ、また今後の新たな対応への予算額とすることから増額を行うものです。工事請負費につきましては、先ほどの修繕料に予算を組みなおしたことによるものでございます。

続きまして、道路新設改良費、今回6,600万円を減額し、8,317万円とするものです。委託料3,800万円の減ですが、9月補正におきまして、町道打手ヶ原線ほか、黒川のきららの前から入っていく別荘地帯のほうの道路になりますけれども、約2,000万円として測量設計の委託費、また陳情が上がった部分であります。田ノ原白川線の白川地区集会所の道路改良測量設計委託1,800万円を計上しました。しかしながら、本年8月の県内各所で発生しました豪雨災害により甚大な被害が発生したことから、測量設計コンサルタントへの対応が困難な状況となっております。また、年度内の完了が見込めない状況であることから、合計3,800万円を減額するものとしてございます。

続きまして、工事請負費2,800万円の減額でございます。当初予算におきまして町道樋ノ口吉ノ本線道路改良工事2,000万円の計上を行い、また9月補正によりまして測量設計委託の計画等を踏まえて、相当な工事費がかかる、用地関係も相当かかるという形の中で、計画等を現在行っておりますけれども、次年度以降等の対応としたことによる減額です。

また、同じく9月補正によりまして、中湯田赤迫線里道復旧工事800万円を計上させていただきました。その際に今までの地権者の流れから発注できるものとして予算を計上しましたが、その地権者がお亡くなりになり、相続が発生したことで、工事発注が困難となったことから、次年度以降の対応としたものでございます。

続きまして、住宅費、住宅管理費、今回24万2,000円を増額し、3,019万2,000円とするものです。いずれも給与改定による増です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。31ページをお願いいたします。

消防費、消防費、災害対策費です。今回補正額はゼロ、合計が2,995万2,000円、財源組替でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 32ページをお願いします。

教育費、教育総務費、事務局費です。今回補正額233万円を増額し、1億9,898万9,000円とするものです。内容につきましては、1報酬から4共済費につきまして、給与改定に伴う増額になります。

33ページをお願いします。

小学校費、教育振興費です。今回補正額36万8,000円を減額し、102万2,000円とするものです。内容につきましては、扶助費36万8,000円の減額です。特別支援教育就学支援奨励費の支給対象者の決定により、当初予算で試算した対象者への支給予定額からの減額になります。

34ページをお願いします。

中学校費、学校管理費です。今回補正額47万7,000円を増額し、7,726万9,000円とするものです。内容につきましては、1報酬から4共済費につきまして、給与改定に伴う増額になります。

続きまして、教育振興費です。今回補正額47万9,000円を減額し、559万8,000円とするものです。内容につきましては、先ほど小学校費と同様に、特別支援教育就学支援奨励費の支給対象者の決定により、当初予算で試算した対象者への支給予定額からの減額になります。

35ページをお願いします。

保健体育費、保健体育総務費です。今回補正額6,000円を減額し、853万9,000円とするものです。内容につきましては、旅費13万7,000円の増額、会計年度任用職員及び各種委員の出張旅費における実績見込みによる減額と、スポーツ推進員による九州地区スポーツ推進員研究大会にかかる経費を増額計上しまして、13万7,000円を増額するものになります。13使用料及び賃借料5万7,000円の増額、車借上料の増額になります。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたスポーツ推進員研修費におきまして、車借上料が必要となりましたので、増額とさせていただきます。18負担金補助及び交付金20万円の減額、こちらにつきましては、当初、スポーツ推進員研修費補助金として計上しておりましたが、旅費へ組替えを行ったことによる減額になります。

続きまして、学校給食費です。今回補正額104万4,000円を増額し、4,738万5,000円とするものです。内容につきましては、1報酬から4共済費につきましては、給与改定に伴う増額になります。13使用料及び賃借料35万2,000円の増額、漏水により下水道使用料が不足することにより増額を行うものです。なお、この増額につきましては、市原小学校の消火管漏水による水道料金の増額に伴う下水道料金の増額になります。このことにつきましては、9月議会で議決いただきました消火管の漏水調査業務委託により、先日、漏水箇所が特定されましたが、委託料の範囲内で収まる程度の状況ではございませんでしたので、改修工事に向けての設計及び改修工事が今後必要になってまいります。現在、これらにかかる経費につきまして試算中でありますので、金額の目途が立ち次第、議員の皆さまに改めてお諮りさせていただきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧費、今回5万2,000円を増額し、117万4,000円とするものです。工事請負費4万3,000円につきましては、8月11日の豪雨によりまして、農地1件が被災し、暫定法による農地農業用施設災害復旧事業の採択を受けたことによる復旧費の増です。

償還金利子及び割引料、今回9,000円を増額につきましては、繰越事業による令和6年災農地2件分の実績による負担金の還付による増となります。

続く、農業用施設災害復旧費、今回959万6,000円を増額し、1,237万3,000円とするものです。先ほどと同様、豪雨により水路施設1件が被災し、国の採択を受けたことによる復旧費の増です。先ほどの農地と今回の施設と合併施工という形になっておりますので、被災箇所としては1か所になります。

続く、償還金利子及び割引料、今回3万9,000円を増額、繰越事業による令和6年災水路施設1件分の実績による負担金の還付増となります。

続きまして、公共土木災害復旧費、応急災害復旧費、今回補正はございません。内訳の組替えになります。

使用料及び賃借料と工事請負費になりますが、中原湯田地区にあります普通河川古賀川、町管理になりますけれども、左岸側におきましてブロック積基礎部分からの洗堀が発生しまして、背後農道の陥没が延長5メートル、高さ4メートルの1か所が発生しております。耕作用の道路でもあることから、早急に発注する必要があります。予算残も考慮し、機器使用料300万円を減額し、工事請負費を同額増とする

ものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 38ページをお願いいたします。

公債費、公債費、利子です。今回350万2,000円を増額し、1,295万円とするものです。地方債償還金利子につきましては、当初予算に計上していた見込額の確定による利子の増額でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） では、まず1点、26ページのきのこセンターについてお尋ねをいたします。きのこセンター、現在どうなっているのかというところについて教えてください。

9月の議会の際には、事業に対して興味をもっていらっしゃる方もいらっしゃるという答弁だったかと思えます。その後、譲渡されるのか、若しくは譲渡が厳しいのであれば、施設を今後どうするのか、解体するのか、その際の土地はどうか。また、機械がまだ減価償却が残っているものもあったかと思えます。そのあたりも含めてお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。御質問ありがとうございます。

以前にもお話したかも知れませんが、9月末をもって一旦休業とさせていただいているところでございます。その中で、今後の利活用についてですが、直接、私たちのほうに使用についてというか、利活用について御相談はありませんでした。ただ、直接というか、まず土地の所有者の方、現所有者の方にまず御相談というか、今後の意向をお聞きしに行ったところです。土地の所有者さんとしましては、貸すことは可能とは考えておりますが、町のほうが間に入った貸し借り、直接貸し借りはできないという御回答でした。町が入った上で、町が保証した上での貸借であればいいといった部分でした。どうしても貸し借りの部分で、相手の方というか、利活用される方のその後というのの不安材料が大きいといった御回答でした。ですので、町としては町が入ったの貸借というのは不可能かと考えたところでございます。所有者さんのほうとももう少し協議は進めましたが、なかなか折り合いがつかなかったというのが本当のところ、きのこセンターとしてはもう休業といったところを考えました。

次年度以降というか、今後につきましては、一応まだ何かしらの利活用ができるかという部分と、取り壊し、所有者さんにお返しする場合は原形復旧ということでのお話でした。ですので、お返しする場合は取り壊し、その後の整地が必要になってくるかと思っているところです。ただ、その場合は、先ほどもありました中の資材関係、こちらのほうの売却等ができないかといったところは、ちょっとまだ確認はできておりませんし、私たちでは判断しにくいところもございます。ですので、そのあたりはコンサルタント業のほうに発注せざるを得ないのかなど。取り壊しするにしても、どちらにしろ、取り壊しの設計書のほうが必要になってきます。どうしても産廃処理とかのほうが大きくなりますので、そのあたりはまだ協議中でありますので、決定ではありませんが、取り壊しのほうと今後の利活用についてというところで協議しているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。土地の所有者さんからしたら、当初は町が借りるところでの安心感もおありだったんじゃないかなというのはお察しいたします。また、その今後の方向性についてですけれども、これは休業を決められた際に、そのあたりまで見越して休業と、指定管理ではなくて業務委託というのを出されるべきだったのかなんていうのも感じているところですが、ただこのまま協議をしますということですけど、いつまでに結論を出すのか、そのあたり、お考えのところがあれば、そこらへんも決められていたほうがいいのではないかと思いますので、そのあたりをお願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。私たち農林課としましては、今年度中に結論を出したいと思っております。その上で、来年度の動きというか、取り壊しなのか、何か活用できるのかというところを、予算等も出てくるかとは思いますが、考えていきたいと思っております。方向性としては今年度中に出したいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。それでは、24ページの地域農政費の最適土地利用総合対策事業の内容について、ちょっとお聞きいたします。消耗品費で苗木代と、苗木1,500本ということでしたかね。それから、獣害対策の海苔網とか木柵等というふうにお聞きしたところですが、まだ最適土地利用の説明会の途中で、要望もまとまっていないというような時期だろうと、昨日の話の中でも思っており

ましたが、この時期に買って、また前回は温泉館の中でずっと苗木を置いて管理し
とったというような状況でございましたが、今回、場所がまだ決まっていない。そ
れも説明会を順次していく途中で、あえてこの苗木を今の段階で購入する予算が必
要だったのかということをお教えください。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

まず、消耗品のその種苗関係、苗代ですね。こちらのほうは前回というか、10
月のほうに全体としての説明会を大字中原としての説明会を行ったところでした。
その中で、一般質問でもございましたとおり、ちょっとなかなかこちらのほうもう
まくお伝えできなかったといった部分で、ちょっと不評のほうを得てしまったかな
というところでした。ですので、その後、各地区の集落単位というか、行政区単位
くらいのところで、もう一度聞いていただけませんかというところで呼びかけたと
ころで、現在が5地区目も今度入る予定ですけど、4地区に今入っているところで
ございます。その中でぜひ取り組みたいといったお話を、その4地区はいただいて、
早速取り掛かりたいというお話をいただいたところでした。その要望がどうしても
粗放的というか、遊休農地しかかっているようなところ、こちらのやっぱり考えの
ほうが現在は集落の方も強いかなというところの認識です。その中で要望が、苗の
ほうをまず購入して、作付けのほうをやってみたいというお話をいただいていると
ころが多数でございました。その方から今回、その種苗関係のほうに計画を重きを
置いたところで、今予算要望という、予算計上させていただいたところですよ。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。それでは、説明、今年から中原に入るとことで、中
原のほうでこの苗木が全本数ちゃんと配分できて、管理を中原の農業者の方々が説
明会での条件、5年先の8万円ぐらいが取れるというようなことを説明した上で了
解をいただいて、また自分たちでやりたいというような要望があつて、管理をして
いくことを条件に配るといふようなことになるわけですよ。

この苗木代というのは、貸付けといふようなことになるわけですかね、そういう
場合に。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

そうですね。貸付けといふか、実験的な意味合いになってしまいます。実験とい
いますか、今は所有権は確かに、町の事業として行いますので、町の所有物となっ
ておりますが、5年後には払下げという形でその管理される方にお譲りする形にな

ります。そして、ちなみにですが、要望の本数が今、集落のほうから出ている本数はちょっとうちの購入できる本数を超えております。実際のところは、今回の本数が1,500本を予定をしております。というのも、苗木屋さんというか、お店のほうにもうそれ以上ないといったところでのお話でしたので、それが限界だということでした。ただ、要望本数としましては、それをもう超えておりますというふうに集計上はなっておりますので、ちょっと按分というか、振り分けのほうはちょっと協議しなければいけないところかなと思っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。苗木のほうは、最終的には農家のほうに払下げという形で、その人たちの所有になるというようなことだと思います。

もう1つ、今お話の中で、この苗木を売っているのが日本で1か所しかなくて、そこに苗がもう1,500本以上はないということを今、農林課長は言われましたが、これは来年、再来年と、赤馬場と満願寺地区を説明会をするわけですね。そうした場合、そこが希望した場合には、この苗がもうとても1年でできる代物じゃないと思いますが、どういう対応を取られる予定でございますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ちょっと店のことですので、こちらからどうとは言えないんですが、今現在、御準備できるのがというところで聞いております。その都度、基本的にはこちらで栽培されている分と、輸入等で賄っている分とかもあるかと思うので、ちょっと店のほうに確認はしたいと思いますが、1年間で1,000本から2,000本しかないというわけではなかったと思います。その都度その都度で仕入れ等は行われていたかと思っておりますので、確定とはいえませんが、私たちとしてはそういうことで理解しているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。分かりました。

多分、菊陽の店だと思っておりますが、輸入等が行われているのであれば、対応は可能だと思いますが、来年、再来年と、ほかの地区に移っていったときに、同等ぐらいの苗は確保しておかないと、先に話が出た中原だけに苗木が行って、これが5年間、6年間かかって、ようやく実になるということでございますので、そのあたりの不都合がないように計画は立てていただきたいと思います。

それから、それに伴う農地保全員の250万円というような予算が上がっておりますのでございますが、この内容をもう少し詳しく、農地保全員という方がどうい

う方々で、どういう活動をするのか、それをお教え願えますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

農用地保全等推進員ということで、私たちとしては人数を何人とは考えていない
というか、どうしても話合いというか、地元と行政、町のほうが入って話を
する以上、地元と行政をつないでいただく部分というのは、集落の中心
的になっていただく方、こちらのほうを選定というか、選任できないかな
と
思っているところ
です。例えば中原でいえば、今4集落、5集落日も今度入っていきますが、
そういう場合は各集落から出ていただいて、5人とかいった形で選任でき
ないかな
と
思っているところ
です。その話合いの場を円滑に進めていくとか、そういう部分の中心
的な方を選任できればと
思っているところ
です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。それでは、これは今、集落支援員とか、そういう方々に
改めて払うのではなく、その地元の方々の代表的な方をまた選任してお支
払いする。
日当的な支払方とか、そういうものになるのかと思いますが、この250万円
というは使わなければ余るというようなことということで考えてよろしゅう
ございま
すか。

了解いたしました。うまく進めていっていただければというふうに思ってお
ります。

それでは、もう1つよろしゅうござい
ますか。交流促進センターの管理費の温泉館きよらの看板のことで、次の
ページ、25ページ、きよらの看板のことでござい
ますが、私、前回の議会のときに、旧室原病院のところに国道のほうから
入って来た看板が非常に傷んでおるとい
うお話をさせていただきましたが、これに対しては何か対応されてお
りますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

今後の看板の照明の関係で、一応指定管理者のほうと話した際には、そ
この修繕についてもお話はしてあります。ただ、今回の照明につきまして、
按分というか、町からの出資額と指定管理者側の出資額の話のところ
で併せて行っていたところで、折半する
のか、そういう場合、その修繕は少し待ってほしいといった話も
いただ
いたところ
でした。ただ、今回の照明器具の絡みがござい
ます。照明器具のほうを、私たちと
しましては町のほうで設置したいと
考えているところ
です。照明の所有権というとおかしい
んですが、町の所有物として持
っておかないと、指定管理者が
変

わった場合のことを考えた場合が、町のほうで設置させていただきたいというところで、今、指定管理者のほうにはお話をしました。ただし、その後の電気料、また修繕等が発生した場合は、修繕費を指定管理者のほうでお願いしますといったところで話の折り合いを今つけさせていただいたところです。その上で、今度、旧室原病院の前の修繕は早急に行ってくださいということで、今お伝えをさせていただいたところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。指定管理の内容自体を詳しくは読んだことがございませんが、看板というのはあそこの温泉館と離れたところにあるし、当初から町が指定管理を行う前からあって、もう相当古くなっております。これも今の電気を、穴井課長が言われたとおり、町のほうで修繕するのであれば、この看板自体も町の修繕でいいのではないかと考えますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。旧室原病院の看板につきましては、前任というか、以前の担当に確認しましたら、あれは指定管理者のほうで設置していただきましたということでした。ですので、町での修理も考えましたが、指定管理者のほうで行っていただくほうがいいかと、私は思いまして、そちらのほうで今お話をしたところでした。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。指定管理者のほうで作ったということですが、現在の指定管理者さんよりもずっと前からあるというふうに考えておりますが、もし指定管理者がするというのであればよろしいんですが、見ていただくと、相当傷んでおまして、これは温泉館の案内板として適切なものかどうかということを毎回通るたびに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。前回御指摘というか、御意見いただいたときに、私も早速見に行って、写真を撮って来たところで、もう半分近くがめくれているような状態ではありました。私としても早急には思っておりますので、指定管理者のほうとももう一度協議してみて、経営的な面もありますので、かなり無理があるようでしたら、町のほうで修繕することを提案して、協議してみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。案内看板というのは、非常に大事な意味合いをもつものだと思います。それも温泉施設等の案内板であれば、この先にあるのは寂れた温泉か、中身はどうか人それぞれの考え方だと思いますが、まず案内というのは、町の施設の案内板であれば、この町のものがそういうものだというふうなイメージを考えることもございますので、指定管理者等あるかとは思いますが、良い状態で皆さんに周知できるような看板としていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 農林課長には、まだまだしばらく付き合っていたきたいと思います。

今の最適土地利用総合対策、今日、朝から、説明会の資料をいただきましたけれども、これはいつの時点の資料で、どういう人たちが集まったか、5地区と言ったですね。4地区が終わったのか。今度、5地区目。どういう人たちにお声掛けをして集まったのかというのを、まず最初をお願いしたい。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。すみません。私も説明会に全部出席はできていないのであれなんです、まずはどうしても中山間直接支払、多面的機能支払、それから現在、中山間とかの代表者、それから組長さんとかにお声掛けさせていただいて、集めていただいた。農業者を中心とした部分の説明会であったと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） ありがとうございます。

私もまだこれに参加しとらんで、よう分からないところもあるんですが、これに一番最初に書いてありますよね。中山間や多面的とは別の事業になりますというのが、一番最初に書いてありますね。1,000万円もくれるという、それも5年間で5,000万円もくれるということで、この会計とかいうようなことについては、これは役場がするというのでいいんですね。農林課がするということですね。

一番今、問題になっている、先ほどジュニパーベリーをやりたいという人が何人もおって、その1,500本に足りないということですから、それはすごいなと私は思っているんですけども、それはあくまでも個人的なやりたいという、それも若手の人かどうかというのを、幾つぐらいの人がそういうふうなことを言っているのか。あくまでも地域でやれという話じゃないんでしょう、これは。手を挙げた者がやるということなんですね。そこをはっきりとして教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。個人でというとなれなんです、どうしても私たちのほうと、国の要綱とかいう中身を見ても、集落単位ということではなっておりません。ですので、集落で集まっていたいて、その中でまた希望者が、個人で結局、手挙げ式だったり、話合いの中で、私がやってみたいですという話になった上で、集落単位での申込みということにはなっております。ただ、あくまでその集落の中で話していただいた上でですので、賛否というか、反対意見とかもある場合もあるかもしれないし、ジュニパーベリーに限らずなんです、別の意見とすれば、いや、ここはまず基盤整備をしたらどうだとか、一般質問でありました水路改修とかにも使えるので、水路改修に使っていきいたいといった話になる場合もあるかも知れません。今回の4つの中では、そのジュニパーベリーで意見が一応統一されたというところで、私たちは認識しているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 課長。ちょっと内部で調整してこられたがいいんじゃないですか。さっき私は出ていませんとか言っている、その担当者とよく確認して御答弁願いたいと思うんですけど、よろしいですか。

ちょっと15分ぐらいまで休憩取ります。担当者の方とよく打ち合わせをしてください。お願いします。

-----○-----

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。先ほどの御質問のことで、年代のということでした。確認しましたところで、個人名のほうは特定はできておりませんが、40歳前後から60代の方ということで、今要望のほうは出されているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 中学生の皆さんが来られましたので、少し丁寧な言い方をせにゃいかんかなと思っておるところです。

さて、今日、朝から配っていただいた、この説明会の中に面白いことが書いてあるんですね。4枚目のポイントのところ、最終版を作ったら、その後5年間、最終版に沿って農地を活用しなければならない。これは当たり前です。ただし、令

和7年度から11年度まで実証的取組を行ってみて、やっぱりできないから、ここは計画から外すということも可能と。これはすごいことですよ。5,000万円かけて、ああこれはやっぱり駄目だったけんが、もうやめよと言うたら、それでいいという話。そうなりませんか。どうですか、そこは。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。そのポイントのところの文言だと思われま。このやめたというか、粗放的利用の部分の話になるかと思ひます。遊休農地というか、今後、その農地が耕作が不可能と、集落も含め、行政も一緒に協議をしながら、その場を今後はもう利活用が困難であるといった場合の計画から外すといった意味合いになります。例えば、それは転用を含めた上で、転用して林地にしていくとか、そういった計画でも大丈夫ですという意味合いで記載させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） はい。ということは、結局、やめたで済むという話になる。やっぱりこれだけ、この粗放的なということに、役場としては、農林課としては、ジュニパーベリーを植えたいということでしょう。ジュニパーベリーを植えて、サントリーにそれを買取らせて、そしてそれを町の特産品にしたいということなんでしょう。違う？もう本音の本音の話をしてよ。耳障りのいい話じゃなくて、私たちはこうやりたいんだという本音の話をしてくれない。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

はい。以前からのお話も含めたところで、私たちが今、確かに進めているというか、サントリーさんの名前も出ましたが、販路として一つの大きな手段と、私たちが考えているところでございます。粗放的農地、遊休農地化というか、もう手をかけにくい、今後担い手も減っていく中、後継者が減っていく中で、手をかけにくい農地、そういったところでどういった利活用ができるかといったところを、今回も含めて考えたところです。そして、その中での1つの手段で考えていたのがジュニパーベリーでございました。やはり作付けした後の除草関係はもちろん出てきますが、ただ追肥とか、施肥とか、その後の管理といった部分がかなり省力化できるのではないかと考えたところでございました。その上で、販路のほうも目星が立つというか、今後、正式な交渉とかにも入っていきますが、サントリーさんのほうで買い上げていただけるといったところを目指していきたいと。そこを強くバックアップというか、どうしても集落での意識向上というか、今後、RMOとかのお話も一

般質問で出ましたが、そういった部分も目指しながら、やはりやっていきたいと、強くここは進めていきたいと私たちも思っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） いや、それならそれで、私はやり方が、まあ言い方が悪いかも知れんけど、手ぬるい。さっき何でどんな年齢の方が受けましたかという、希望しましたかという話をしたのは、植えて、そして年に2回か3回は除草作業をせにゃいかん。私たちはその田んぼの周りの畦を切るだけでもおおごつしよるのに、そういうところに植えていったら、畑全体を切らにゃんごつなる。その木が大きくなってしまえばいいばってんが、小さいうちは本当に我々も子どもの頃というか、ちょうど中学生ぐらいまでやったばってんが、杉の中切りて、今でもしますよね。小さい時にはもう10年ぐらいは除草をせんと、草に木が負けてしまうもんだけんが、おおごとするとな、当然のこと。これはもう皆さん方、中学生の諸君もやったことがあるかも知れん。つまり、どれだけ手がかかるかという、そして害獣対策せにゃいかんという話をしよったろう。つまり私が言いたいのは、やっぱり1人や2人じゃできないという作業がそこに待ってるということ。それを何年も続けにゃいかんということ。若手一人で、うん、私がやりますよと言って手を挙げたとしても、1人じゃできないということよ。せっかく、私は例のシン何とか協議会がどんな組織になっていくのか、またどういうつもりでおるのか分からんけれども、やるならば自分たちが責任もって、自分たちが身銭を切ってもやるぞというような、そんな強固な意地の下にやらんならば、ああお金は役場が出しますからいいよと。自分たちは何か外から見てから、ああしたほうがいいばい、こうしたほうがいいばいというような、言葉だけで済むような話じゃないということ。ということを私は強く申し上げたい。それだったら、その協議会を例えば本気でやるならば、株式会社にせえよと、何とか法人にでもせえよと、そして人がおらんならば、全国から協力隊を10人ぐらい来てもらって、そしてその若手の力でどんどんやっていくぞというような意気込みがないと、最終的にここにあるように、やっぱりできないからやめたとするならば、何のためにやったつかいと、その労力は何だったつやという話になっていきかねないという、そのぐらいの本当にやるぞという責任感のある意気込み。手法の問題じゃないんだ。最初は心の問題から、心で行くぞと、やるぞというその気持ちがないと、何の達成にもならない。これはこのジュニパーベリーの話だけじゃない。世の中全体、何をするにしてもそうだろうと、私は思うんです。その責任をもったそういう意気込みという、これはジュニパーベリーだけじゃなくてもいいんだろうと思いますよ。中湯田のほうから、球磨郡のほうでは薬草で何か最

初は何百万円のやつが、今5億円ぐらいになつとる。そこも合同会社何とかというところが中心になってやつとるらしい。だけん、そういうふうな俺たちはやるぞと、もう私は正直言って、今の5,000万円というのは農林課任せだけでも、農林課は人任せになってしまうと、私は思いますよ。だけん、そのことをしっかりと頭に叩き込んでやってもらいたい。じゃなければ、何のためにしよるかちょっと分からん。町長、どう思いますか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

それはもう議員がおっしゃっておられることは、もう十分私も感じる部分があります。やはりこういった貴重な財源を、国からとはいえ、そういった土改連とか、そういったところからいただきながらやるということは、やっぱり私どもとして責任のあることでもございます。そして、今回、進めさせていただいている、この事業に関しましては、私は南小国の農業の在り方だったりとか、そういったところを大きく変えていくものであるというふうに非常に期待をしております。そのときに、いろいろな御縁もあって、そういった企業さんから出向していただいた方のつながり、そういったものもありながら、いろいろな条件が重なって、今のような状況があるというふうに思っています。もちろん、今回の事業に関しましては、町として新たな取組でありますので、本当手探りの状況で進めていかねばならないということもございます。

そういった中で、そういった企業さんだったりとか、有識者の方々も手を挙げていただきながら、そういった取組だったら応援したいという方々も多くいらっしゃるのも事実でございますので、私どもとしても、これは真剣に取り組んで、もちろんそこはもうどうしても地域の方々の協力が必要でございますので、そういった方々の協力もいただきながら、もう手探り、一步ずつ、一步ずつかも知れませんが、試行錯誤しながら、このプロジェクトをどうにか成功させたいというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 改めて、町長以下、皆さん方お願いします。本当にこれが農業者といいますか、もう農業をやる人はもう70以上がほとんどですよ。私はきゅうり部会長をやっていますけれども、きゅうりの今平均年齢は73歳か74歳ですけど、次のこの町でどうするかというのの大きな転換点が今来ているように感じてなりません。本当に真剣にこれで行くぞと決めたら、行政を上げてやるような、さっきの球磨郡の薬草も、最初は錦町かあさぎり町か、どこか多良木町か、そのあ

たりが相当行政が最初に力を入れたみたいですが、恐らく支援の補助金とか何とかもいっぱいあったんじゃないかなというふうに思いますが、つまり中途半端な、国から1,000万円来るからとかいうような話じゃなくて、身銭を切ってもやるぞという、そのくらいのつもりでやっていただきたいということをお願いします。

質問は以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。農林課長、もうしばらくお付き合いをください。

交流促進センターの件です。看板に照明器具を付けていただき、素早い対応、ありがとうございます。もう住民の方も喜んでいることだと思います。

それでもう1点、先般、温泉館が開館しているときに、ボイラーの故障で突如休館したことがあるというふうに聞きました。ただ、そのときに告知放送もお知らせもないまま、何人かの方がうろうろと、お風呂を利用したいのになんかどうなっているんだということ、うろうろされたようなことを聞きました。この辺の対応というのは、どうなんでしょうか。指定管理者に対して、利用ができなければ、役場のほうに連絡いただいて、告知放送等でお知らせをするような手続というのは決められているのか、どうなのか。非常に利用者からは不評でございましたので、ちょっと確認をさせてください。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。その件につきましては、私のほうにも最終的に連絡があつて、それがありましたのが、つい先日、休日、日曜日の日の件でございました。開館はしたものの、結果的にボイラーのほうで故障しまして、お湯のほうで止まってしまったと。その修理のほうに指定管理者のほうも動きながら、業者の依頼をして、その業者を待ってという対応をしていたということでした。休館ではなかったのも、もちろんお客様のほうはいらっしゃったところで、その指定管理者のほうで一人一人説明はしたつもりでしたといったところを聞いております。一応入り口に貼り紙も行った上で、応援で来た方、修理に動いている、作業しながらの対応でしたということでしたが、一人一人説明をしたつもりでしたということでお話がありました。

その際、私たちのほうになぜ連絡をいただけなかったのかということを確認したところで、休日でしたので、私たちのほうがまず役場にいないし、ちょっとそこは気が引けてしまいましたということでおっしゃったところでした。ですので、私たちとしても早急に連絡、私たちの携帯も含め、役場に連絡していただければ、日直等もお呼びして対応ができたのでということでお話を改めてしたところで、今後

つきましては時間を問わず連絡をいただきたいという旨でお話をさせていただいた
ところでは。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。もうこれは基本的なところだろうと思います。契約時に
でも、そういう緊急事態の発生に対しては、きちっと対応する。当然、町民が利用
する部分でありますので、町民に連絡をする、お知らせをするというのは、もう当
たり前のことではないかなと。町外の方だったら分かります。開館しているだろう
ということで訪問して、実際使えませんというのは、それは管理者がすべきことで
しょうけれども、町民にはきちっと御連絡をしていただくよう、もう一度そのへん
の徹底をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それともう1点、続けてもよろしいですか。

○議長（井上則臣君） はい。許可します。

○3番（佐藤 毅君） 18ページで、入湯税の検討会の報償金の減額がございます。
これは以前から入湯税の値上げを検討してくださいという要望があつて立ち上がった
ものだと思いますけれども、今後この入湯税に関しては、もう検討しないとい
うことで減額されたのか、それとも今後の観光づくりの財源として、入湯税を含め
て、宿泊税とか、ふるさと納税とか、そういうふうなところにシフトしたので、こ
ちらを落としたのか、この入湯税の在り方についてお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先般の総務文教常任委員会のほうでも話題になったといいますが、予算計上され
ているけれども、どうなっているんだというような御質問があつたかと思ひます。
そのときに御指摘いただいたことを踏まえまして、今回は減額補正をしたものでご
ざいます。

議員おっしゃるように、観光費のほうで上がっております観光財源の検討委員会、
その中で入湯税の嵩上げとかについても、観光基本計画でしたか、あちらのほうに
もうたつてあつたかと思ひますので、もうそういったものも含めまして、観光財源
の検討をするという検討委員会ですので、議題に上がってくるものとは思われます。
ただし、先ほどから申し上げたとおり、観光費のほうに改めて計上いたしましたの
で、今回はこの税務総務費のほうで計上しておりました入湯税検討会報償金は減額
補正させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

この入湯税に関しては、法定内、目的をもった税収ですので、非常に観光づくりとして使うというよりも、それよりも宿泊税のほうにシフトしたような形で検討したいというようなこともあったような気がするんですけど、実際、まだやっぱり入湯税の値上げというの、その検討の余地の中にあるんですかね。それとも、もう宿泊税をメインに考えるのか、両方を天秤にかけるよりも、もう1つに絞ったほうがいいのかなどは思うんですけど、町長、どうでしょう。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。入湯税のほうが法定内目的税ということでもございまして、どうしてもその用途が限られているといったところもございまして。今回は宿泊税、その他諸々もちろん検討しながら、最終的に何がいいのかといったところも考えていくことになりますので、必ずしも入湯税は次の段階では別に排除するというものではありませんで、その委員の皆様方にまずはこういった税目があって、そういうところを、どういったものをうちの町では財源にしたほうが適当なのかといったところを、まずは全部テーブルの上に置いて、そこから議論をしていくことが、何よりも一番分かりやすいのかなというふうに思っております。特に特定徴収義務者の方々に関しても、もちろんすべてのことを深く理解されているわけではございませんので、そういったところですべてテーブルに上げながら議論を進めていくということが1点。あとはそういった有識者の方が来られますので、全国の事例を踏まえながら、多分、宿泊税だけを導入されているところもあるでしょうし、もちろん入湯税を嵩上げしながら、また同じく入湯税の嵩上げもしながら、宿泊税も上げているところもあると思いますので、そういった事例も踏まえながら、判断をできればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

その観光地づくりの財源検討委員会で議論されるんでしょうけど、いつまでに宿泊税をするだとか、上げるとか、そういうのを結論を出そうと思っているのか、最後にそれだけ教えてください。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。私どもとすれば、丁寧な議論が必要であるということはもちろん十分承知はしておりますけれども、今回、12月からスタートさせながら、何か税目が決まって、国からの判断も、議会の判断がその前にあるんですけれども、議会の判断があって、国の総務省のほうに申請を出して、導入というときに、私と

すれば令和9年度頭にできれば一番いいと思うんですけども、もちろんそのプロセスが一番大切な部分でございますので、もしかしたら令和9年度の可能な限り早い時期に、そういった形ができればいいなというふうに思っております。というのも、1つは熊本県のほうもそういったところの検討を考慮しておられるということもございますので、私どもとしてはその前にスタートさせる必要があるというふうに認識をしております。ですので、できるだけ速やかにというところは考えているところで、目標としては令和9年度の年度当初を目標とはしておりますけれども、結構スケジュール的には大分ぎゅっとなる可能性はございます。一応目標としてはというところで御理解いただければと思います。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 10ページの国庫補助金の中で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらが国の方針としては年内に各自治体のほうに交付金を出せばということで、今話を進めているようでありますけれども、先の9月の定例会の一般補正の第5号のほうで、重点支援対策交付金の推奨メニュー分ということで、事前に予算が下りてきていると思います。町としては、交付金が下りた時点で、どのような形で町民のほうに、その交付金の配布を考慮しておられるのかお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。今後の国の補正というところでの理解でよろしいですかね。はい。国の補正の、その国からの交付金に関してでございますけれども、国のメニューとしては物価高騰対策といったところがございます。それが生活支援分と事業者に関する部分、大きく2つに分けられるものなんですけれども、国とすれば早急に12月の議会を出してほしいというようなお話もありましたが、現在のところ、まだうちの町のほうにどれだけの金額が下りてくるというのは、まだ情報がございませんので、私どもとすれば、それを待つて考えなければならないというふうに思っております。今、特にマスコミとかでも話題になっているような、お米券とか、そういったところもございますが、やはりお米というのは、うちの町でも生産されている方もたくさんおられますし、かといって、今、結構お米のほうが足りないというようなお話も聞いております。また、一方ではやっぱり灯油だったりとか、ガソリンだったりとか、食料品のほうも非常に価格が上がっているといったところを踏まえると、例えばこれまで出していたようなくらし応援券的な部分だったりとか、プレミアム率を高めた商品券にするのかとか、そういった部分もありますし、実際、事業者からすれば、そういった資材、肥料、そういったところが非常に高止

まりしているというふうなお声も、この前の意見交換会の中でもあっておりますし、それはまた観光業でもいろいろな高騰で困られている方がいらっしゃるというふうな認識をしております。

今のところは、まちづくり課、そして農林課を中心に、金額が確定次第、事業のメニューをそれまでに、ある程度出してくれというようなことで指示は出させていたいただいておりますので、それぞれのメニューを踏まえながら、あとは最終的には国の交付金がどれだけ来るのか、そしてどれだけ町の持ち出しが発生するのか、そういったところのバランスを見ながら、事業のメニューを出していきたいというふうに思いますし、可能な限り速やかに、1月の臨時議会でも開催をさせていただきながら、そういったところの事業を進めさせていただければというふうに思っております。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 金額は、まだ未確定でありますので、確定して現金で給付をするのか、若しくは商品券、クーポンあたりで給付をするのか、そのあたりもまだ未確定ということでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。そういった商品券だったり、クーポン券だったりとかという、そういった出し方に関しては、今のところはくらし応援券的な部分に関しては、やはり商品券で出すべきだろうと。やっぱりどうしても現金で出してしまうと、町内では使われない可能性というのが非常に高うございますので、そういった出し方にしたほうがいいのではないかなというふうに思っているところでございます。もちろんそういった事業者に関しては、ちょっとまだまだ議論の余地もございますけれども、そういったところはまたこちらのほうでもしっかりと協議をしながら、検討してまいりたいと思いますし、また併せて議員の皆様からもそういった事業者の高騰に関する支援に関しても、やはり商品券とかそういったところを出したほうがいいのではないかとか、そういった御意見がございましたら、遠慮なく、また私たちに御意見いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 再度、再度、農林課長にお聞きします。

最適土地利用総合対策についてですが、この事業は今年度は中原で行いますが、次年度、また赤馬場若しくは満願寺、これを3年間、説明を行って、その地区ごとに年間1,000万円ずつ事業を行うということによろしいですか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。議員がおっしゃったように、来年から赤馬場か満願寺か、その後、またその残り1地区を、5年間事業のほうに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。分かりました。ありがとうございます。

それから、昨日の穴井秀房議員の一般質問の中で、ジュニパーベリーの販売に対して、当初20万円の収穫があるだろうということでしたが、その中で協議会が3割、それから事務局が3割、農家に4割という話があったと思いますが、それについては穴井秀房議員から、課長の答弁としては、これは町が決めたことではないので、内容についてはよく分かりませんと。それに対して、穴井秀房議員から、ちゃんと説明、精査するよという質問の内容だったと思いますが、よろしいですね。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。今御指摘があったとおりと、私も思っております。

使い方というか、その20万円という根拠も、申し訳ありません、私たちが算定したのではございませんでしたので、ちょっと回答を少し避けたところがあったかと思えます。仮にサントリーさんが買うとしたらという単価での算定でございました。10アール当たり、1反当たりの算定を行ったところでございました。その中で協議会、シン複合型農業実践協議会、そちらのほうで算定を考えたときに、3割が事務局というか、協議会の運営費、また出荷選定とか、農協さんがされている形にかなり似ていると思えますが、そういう費用として3割を考えていると。農家のほうには4割で、残りの3割は事務局とかではなくて、ちょっと確認したところで、そのとき提示したのが、スマート農業とか、結局、草刈機、そういった部分の予算に充てたいと考えているそうでした。中身としてはですね。実際に協議会の運営費としては3割で、次の3割で機械導入とか、リースとまではいかないかもしれませんが、リース利用とかができたらとか、そういった部分に3割を使って、残りを農家のほうへというところの御提案でしたということで確認はしたところです。ただ、これも決定でもないし、町のほうも、議員のほうからもおっしゃっていただいたように、関わりながら、その中身というのは今後、詰めていきたいと、精査していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。大体の内容は分かりましたが、何でも品物を出荷するに

あたっては、出荷経費は当然かかるものと思っております。安くて1割5分、非常に高いところで3割、これが通常ではないかと思いますが、協議会は会社ではないと思えます。補助事業で成り立っている協議会だと思うんですが、そういうところが会社だったら当然、会社が取るといのは分かりますが、補助事業で成り立っているところが、そういうところを3割も取るというのはいかがなものか。ましてや、生産した、20万円とは限りません。10万円かも知れませんが、生産したものが出荷して4割しか農家に残らないというのは、これは生産意欲を欠いてしまう、こういうことにつながると思いますが、課長、いかがですか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

まず、その協議会の成り立ちというか、確かに法人化されているわけではございません。今、議員がおっしゃったように、補助金とかそういった部分を活用しながらの今運営を行っているところではございます。ただ、こちらの協議会というか、町としても、それこそ一般質問でもありましたRMOというところを考えていけば、やはり法人化、何かしらの団体になっていくほうがいいのではないかとといったところは考えているところではございます。そういったところになってくると、RMOに続いていくような道につながってくるのではないかと考えているところです。それこそPTAとか小学校とか、そういったところを巻き込んだというか、一緒になって連携した動きに今後なっていければ、それこそ地域の活性化につながっていくと思うんですよね。そういったところを目指していければという、これで課題解決ができるとは確かに言えないかも知れませんが、ただ、その糸口になってくるんじゃないかと、私たちとしても考えているところで、行っているところです。今後取り組んでいきたいと思っているところではございます。

その中で、4割、3割とかの話も確かに、生産意欲といった部分も出てくるかと思えます。ただ、何よりもその販路があるかないか、その20万円という根拠も、販路ありきの算定であるというところは考えていかなければならないなと思っております。特段、サントリーじゃなくても、確かにいいと思うんですよね。ほかの企業というか、業者でも構わない部分だと思うし、そこまで私たちとしても制限をかける、サントリーじゃないとだめといった部分はないかと思えます。逆に言えば、法人化した後とかでも、蒸留所とかこちらで造って、自分たちで地産地消ではないんですが、作って、そこでそれを活用して、それを販売していくと。最終的には、その形も面白いというか、できたりするといいいのではないのかというところもあるかと思えます。ただ、どうしてもまず目の前の確かに収入の部分と、生産者の意欲向上というのは大きな課題とは思っておりますので、そこはもう少し時間をかけて

詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。まだ先の見えないものに対して、町からこうやって補助事業を行っていくというのもどうだろうか。先が分からないのに対して投資をしていくという、これもどうなのかなとは思っています。しっかりやっぱりそこは見据えた上でやっていかないと、無駄なお金になってしまう可能性もあるということ。

それから、やっぱり農家の生産意欲を少しでも出していただかないと、この事業は絶対続かない。先ほど下城孔志郎議員が言われましたが、本当にやっぱり農家の生産意欲あってこそこの事業だと思います。そういうところを考えながら展開していただきたい。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

確かに、先の見えない部分、そもそもがこのジュニパーベリー、こちらのほうで実が生るのかといった不安なところはあるかと思えます。ただ、私たちとしても販路がある、作ってみたいという方もいらっしゃるということで挑戦をやっていきたいと強く思っているところです。

1番議員にもおっしゃっていただきましたが、中途半端なというか、そういった覚悟では駄目なんだというのを思いましたので、改めてそこは気を引き締めて、今後展開していきたいと思っております。

ただ、確かに8番議員がおっしゃったように、そのほかの手段というのをもちろん並行して考えていくべきだと思っております。先ほど少し出ましたが、中湯田集落のほうからの提案という形でいただいております。そちらのほうは、薬草、漢方薬とかのほうをやってみたいなという考えがございました。もちろんそれを止めることでもないし、どういった部分の販路というか、企業とかとつながっていくのかとか、販路の部分もその方も少し考えていらっしゃるって、その話もしっかり詰めていきながらやっていきたいと思えます。

もう1つ大きなところでいえば、やはりどうしても担い手、今後の後継者というところがどうしても強いと思えます。どんなに作ろうと思っても、作る人がいなければならないと思えますので、生産意欲をもちろん高めていながら、担い手の確保、新規就農、Iターン・Uターンを含めたところで、そういったところの確保もしっかり同時に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本日は、これにて延会いたします。

なお、明日1時半から再開します。

お疲れ様でした。

-----○-----

延会 午前10時59分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 4番

会議録署名議員 5番

会議録調製者 松 岡 洋

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 1 2 月 1 1 日 (木) 開 会

(第 3 号)

南 小 国 町 議 会

令和7年第4回南小国町議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月11日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第74号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）
- 日程第3 議案第75号 令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）
- 日程第4 議案第76号 令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第5 議案第77号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第7号）
- 日程第6 議案第78号 令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）
- 日程第7 議案第79号 教育委員の任命について
- 日程第8 議案第80号 物品購入契約の締結について
- 日程第9 議案第81号 物品購入契約の締結について
- 日程第10 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 委員長報告 付託議案陳情第4号 総務文教常任委員会 令和7年付託
「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼
- 日程第12 委員長報告 付託議案陳情第5号 経済建設常任委員会 令和7年付託
飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書
- 日程第13 陳情第6号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア
労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求め
る陳情書
- 日程第14 陳情第7号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書
- 日程第15 陳情第8号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求め
る陳情書
- 日程第16 陳情第9号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止
し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環
境整備等を求める意見書提出の陳情
- 日程第17 陳情第10号 「町道志津志童子線道路改修工事」依頼
- 日程第18 議員派遣報告について
- 日程第19 議員派遣の件について

日程第20

閉会中の継続審査について

(総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査
対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1番	下城孔志郎	2番	北里桂一
3番	佐藤毅	4番	森永一美
5番	井野和哉	6番	後藤六男
7番	穴井秀房	8番	穴井則之
9番	井上則臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長 松岡洋 会計年度任用職員 室原明子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町長	高橋周二	教育長	岩切昭宏
総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治
教育委員会事務局長	志賀美彩代	保育課長	佐藤淳
福祉課長	室原孝平		

開議 午後 1 時 3 0 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） こんにちは。

本日の出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、これより令和 7 年第 4 回南小国町議会定例会の第 3 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、6 番、後藤六男議員、7 番、穴井秀房議員を指名します。お二方、よろしく願います。

-----○-----

日程第 2 議案第 7 4 号 令和 7 年度南小国町一般会計補正予算書（第 9 号）

○議長（井上則臣君） 昨日に引き続き、議案第 7 4 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 2 4 ページの農業振興費で、攻めの園芸緊急生産対策事業補助金 3 6 万 1, 0 0 0 円計上されておりますが、これは 1 0 0 % 国からの補助金になっているかと思えます。これが対象がハウレンソウのハウスの遮光ということで説明がありましたが、どのような補助割合で生産者の方に補助されるのか。これが単年度だけなのか、今後継続してこの補助事業を行うのか。そして、今回、ハウレンソウということですが、ほかの対象作目に範囲を広げる計画があるのかどうか、3 点お伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。御質問ありがとうございます。

今回のこの事業が県の単県事業になっております。県のほうからのお話があった件で、県のほうから直接、JA の部会のほうにお話があったそうです。その上でハウレンソウ部会のほうの方の中から 4 軒の方が希望されるというか、要望されまして、手続のほうに入っていたところなんです。一応町のほうへ進達した上で、県のほうに申請を行っている事業になっております。補助の割合ですね。これが県のほうが 3 分の 1 の補助になっております。事業者負担が 3 分の 2 の補助事業となっております。これが今回の県のほうの補正事業で始まったということでお聞きしております。次年度も一応継続を行うというお話を聞いております。

申し訳ありません。要綱等を今手元に持ってきていなくてあれなんです、ほか

の部会もできないということはないかと思えます。高温対策というところになってきますので、様々な作物が対象になるかと思っております。ただし、個人ではできなかったと思えます。一応団体を作るような形だと思えます。今回の4軒の方もハウレンソウ部会ではなくて、高温対策部会、ちょっと仮称みたいな形にはなるんですが、団体を作って、規約を作って、申請をされていらっしゃると思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） この問題は、一般質問等でも出てきましたけれども、これから先、これはもうずっと続いていくものだと思います。これはハウレンソウに関わらず、キュウリであれ、パセリであれ、トマトもそうですし、いろんな作物をハウスで栽培する分においては、やはりこの夏秋作物については、やはりこの高温対策というのは非常にこれから対策が急がれる部分になってくるかと思えますが、説明では一応生産者のほうが3分の2負担ということで、今回36万円で4軒分、普通に割って1軒9万円ぐらいの補助になるかと思えますが、とてもこのぐらいの補助では、すべてのハウスを賄うような状況にはないかと思えますが、例えばこれが来年度以降、継続して県のほうが事業を行う形で、例えばそのうちの4分の1なり2分の1を、また町のほうから補助するのか、そこまでまだ考えがないのか、今後これが県が継続をしていくにあたって、町としてはどのような対策を考えていかれるのか、計画があれば伺います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

現在のところでいえば、上乘せを考えておりません。一般質問等でもお答えさせていただいた部分に少し重複しますが、町としてもというか、農林課として、ある程度絞ったところで重点的に補助金等を行っていきたいと。次年度であれば、担い手補助金、こちらのほうを要綱見直し、中身の見直し、それから補助の増額といったところをできないかといったところを考えているところでございます。そういったところを重点的に町としては行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。すみません。ちょっと私もハウレンソウの生産農家が何軒あるのかちょっと把握はしておりませんが、ほんの一部の生産者に限定されると思います。今後、こういった事業が展開されるのであれば、ほかの生産者からも、これは町のほうにそういったまた補助事業の要望等も上がってくるかと思えますので、先ほど課長が言われたように、担い手補助金あたりの対象範囲を広げるなり、

また要綱を変更するなり、やはり希望される農家のほうに、できるだけ希望する農家にすべてそういった手当が行き届くような方策をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。私、16ページの企画費、需用費の修繕料について、移住定住用の空き家の利活用住宅分ということだったと思いますけれども、もう少し詳細に、どこの部分で使われるのか御説明をお願いします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただいまの質問にお答えします。

移住者向けの空家活用住宅で、現在、新規で工事中になります高村卓信さんのところのお宅をお借りして、今、改修工事を行っておりますが、宅内引込みの水道給水管の分岐部分に不具合が生じていることが判明しまして、こちらのほうが改修工事とはまた別個補助対象にならないものですから、今回、修繕費のほうで修繕という形で実施をさせていただきたいというところで計上を行ったものでございます。以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ということは、次、移住者が希望があったときに入れるように、今年度整備をしている物件ということでよろしいですね。はい。ありがとうございます。

それで、ちょっと午前中、わさわさと庁舎内を回って調べさせてもらったんですけども、何が言いたいかというと、移住希望者が結構多く、相談もされているけれども、どうしてもやっぱり住まいがなく断念されている方、そういう方が多くおられるような形かなというふうに思います。その住まいの問題は、一般質問等でいろいろと出ています。実際、私も一般質問するときに、空き家の調査、今年度の調査実績を出してもらったんですけども、令和3年調査時が109軒、今年が138軒、もう29軒増えているところです。実際、利活用ができているところは、そのうち7軒しかないというところで、非常に空家対策という意味において、非常に苦労しているというか、苦戦しているなという感じが、先進地を見ても、その辺はうまくいったのかも知れませんが、本町においてはなかなか苦戦している状況かなというところです。

また、この空家等対策協議会は今月24日にありますので、またそのへんで話を聞きたいなと思いますけれども、そうであれば、その住宅を確保する上において、町が管理している住宅、いわゆる町営住宅ないし教員住宅、農業者担い手住宅、ま

ちづくり住宅、調べたところ、利用可能な部分が186戸、そのうち空いているのが14戸もある。ここにちょっとびっくりしたところなんです。教育委員会の教員住宅が14戸のうち8戸空いているということだったので、こういうところをもう少しうまく利活用できないのかなと。町の問題として、移住定住を促進して、人口減を止めて、町の活性化につなげていただこうと思うならば、こういうところを一元管理するような仕組みをもうちょっと整備すべきじゃないかなと思いますけど、その辺の考えがあるかどうか。

それともう1点、私はもう一つ踏み込みますけれども、特別会計にして、この住宅に関しては一元管理まで、当然、収入がありますので、収入、収支に関しても明確に、そしてなおかつその後の投資、修復、修繕、管理というところの予算も一体化すべきじゃないかなと思いますけど、ちょっと新年度が始まる前ですので、ぜひこの辺の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。

確かに議員がおっしゃるように、住宅は不足をしているような状況です。また、空家活用にしても、やはり所有者の意向が非常に強い状況の中で、なかなか活用できるような空き家も少ないという状況の中で、今、様々な住宅を保有している担当、若しくは住宅が必要な担当の課局長と、町長を含めて、今住宅に関する協議を進めているところです。その中で、やはりまず不足する部分を建設するにも土地の問題とか、いろんな問題がありますので、早急にそこを解決できるかと言われると、まだまだ時間がかかる問題ですので、今、既存の住宅等を活用できるものがないかというところも踏まえて、今、協議を進めているところです。

その中でも、やはりそれぞれが所有している住宅には目的がありますので、その目的に沿った仕様の中で、じゃあ空きがあるからといって、今後その空き家が使われない状況が続くのかといわれると、それもまた教職員住宅であれば、教職員の異動等によって、またそこが利用できるような状況にもなるかと思しますので、そういった今後の状況、今後の見込み等も踏まえながら、空きがずっと続いている状況の住宅を、まずは利活用できる方法はないか。まずできるところからというところでは、そういうところも踏まえて、今、協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません。御承知のことだと思いますけれども、空いているという言葉の中で、全体的な話として町営住宅もお言葉の中にもありましたので、町営住宅に関しましては、一時的に空いているところはございますけれども、

もう次の案内者がいるような状況ですので、町営住宅については今は空きはないという形で思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。特別会計の部分といいますのは、私も定義といいますか、詳細な定義といいますか、そのあたりはちょっと調べないと分からないところもございますので、そこはやっぱり財政と話して、そういうことも考えられるということになるかも知れませんが、そこは検討いたしたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。当然、必要なものは確保しておいていただいてもいいんですけど、現状からすると、教育委員会の話になると、14戸あるうち8戸空いているならば、これが8戸今すぐ必要ですという形にはならないと思うんですね。もう現状、経過しています。今から冬の時期になるので、どうしても通勤が困難になるということもあるかも知れませんが、以前みたいに雪が30センチも40センチも積もる日はないので、そこまで確保する必要があるのか。当然、4月の異動時点でも状況は確認できると思いますので、例えばこの8戸あるうちの4つでも、半分でも提供ができるならば、移住者の受入れも可能になるんじゃないか。単純にそういう話をしたところですけど、そのためには管轄を一元化して、私の希望ですね。今後、移住者を受けるのであれば、まちづくり課なりに、町営住宅以外の部分で農林課が造った部分だとか、まちづくり課が準備した部分だとか、教育委員会が持っている部分だとかをしっかりと一元管理して、そういうふうな対応ができるようにできないかというお願いでございます。

特別会計に関しては、境町の方に視察に行ったときに、あそこは住宅に関しては特別会計をされておりました。当然、あそこは毎年新しい団地なり建物を建てて移住者をどんどん受け入れて、25年経ったら払い戻すというか、入居者に明け渡す。そういう管理が必要でしょうから、そしてその中で補助金をもらっていますから、当然、収入だとか、支出だとか、管理だとかいう部分をその会計の中で処理をされていると思います。ですから、うちももうそういうやり方もあるのかなと。もっと言うならば、開発までやるならば、もう住宅公社をきちっと作って、土地開発から住宅開発まで全部やってもらうのが一番いいのかなとは思いますが、ぜひそのへんを踏まえて、新年度、新たな動きができるようお願いをしておきます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 教育委員会管轄の教職員住宅になりますけれども、今現在、議員のほうからのお話にもありましたとおり、14戸中8戸が空いているという状況になっております。ただ、空きが8戸のうち、4戸につきましては学校敷地内の住宅という形になっております関係で、学校敷地内ということで、なかなか一般の方の入居はちょっと何らかの対策を取らなければ難しいと考えているところ です。

また、この4戸、学校敷地内の教職員住宅4戸のうち3戸につきましては、老朽化も進んでおりますので、今後の継続についても事務局内のほうで継続についての検討も必要な時期に来ているかと思っておりますので、そういったところで、実際の空き住宅という形になりますと、矢津田の教職員住宅の4戸という形になってくるかと思っております。

ただ、先ほどまちづくり課長の答弁にもありましたとおり、教職員の異動、年度途中の臨採職員等の異動等もございますので、なかなかその空き状況、空いているからといって、そこに何かしら別のところで活用するというのが、今現状難しい状況ではあります。実際、昨年度につきましては、ほぼこの矢津田教職員住宅は入居があつている状況にはなっておりましたので、1年間を通して、すべての期間というわけではなく、転出入に伴って、ある一部の期間という形の入居という場合もございましたので、そういったところを考慮しますと、なかなかこの空き住宅を別用途に使う、利用するというところがなかなか困難な状況で、今現在の状況ではそういった状況であります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。今、議員さんのほうから御意見いただきました部分に関しては、今、関係する課局長で構成しながら、住宅問題をどうやって解決していくのかというところについて話しをさせていただいておりますので、今御提案いただきましたような、何か一元管理するような仕組みだったりとか、特別会計にしたほうがいいのかとか、そのへんはちょっと私もすぐには即答できない部分もありますので、そういったところは関係課局長と協議をさせていただきたいというふうに思いますし、その中でこの前、一般質問にもございましたPPP、PFIでの住宅の整備だったりとかというところも、ちょっとメーカーさんと呼んで話を聞いてみようというようなことにもなっておりますので、そういったところの場でちょっと引き続き協議をさせていただければというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） すみません。ちょっと今のまちづくり課の課長の関係で質問させていただきたいと思いますが、空家対策ですよね。こういったものでちょっと聞かれたことがあって、もう空き家が120～130あると思うんですが、そのうち使えるものが20～30しかない。そして、あとはもう解体するしか方法がない。そういうところにおいて、解体の費用の補助等ができないものかという御質問をいただきまして、こういったこともいろんなことを考える上において、していただくことができないだろうかという質問があったので、いつか聞きたいなと思っておりまして、ついでにちょっと聞かせていただきたいと思います。

それが1点と、もう1つは29ページですね。この道路の維持費と新設改良費、ここが8月の豪雨においてできなかったということで、マイナス計上されておりますが、来年度に繰り越したような形で、これを実行するのかどうか教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

解体の費用というのが、管理不全空家だったり、そういった部分につきましては、指定がされれば幾らか、上限50万円ぐらいの補助というのができる制度はあるんですが、それ以外にただ単に空き家だから解体をしたいんだといった場合、その管理不全空家に該当しない場合は、今のところ、特段補助がないような状況でございます。

今後、解体をしなければならぬ空き家も増えるでしょうし、またそれを、うちとしてはできれば活用したいので、所有者の方の同意を得ながら活用させていただきたいという面はありつつも、やはり解体をせざるを得ない住宅も出てくることは容易に想定されますので、今後、何らかの形で補助ができるような部分を検討してまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。補足的な意味合いで、ちょっと今、課長のほうからの答弁がありましたけれども、例えばよそに住んでいて、もうこの家が空き家になっていて、じゃあそれをお金を出してわざわざ解体までするのかと言われると、その解体した後の土地に関しては、ちょっとまた税金が上がったりとか、そういったところもあつたりするものですから、そういったところはやっぱり何かしら、こちらからのサポート的な部分がないと、そこまで踏み切れないと思うんですよね。しかし、一方でやっぱりそのまま空き家が残ってしまえば、防犯的にもよろしくないですし、

そういったところを踏まえると、例えば何かしら町のほうで条件を付して、こちらのほうで解体のほうを行いながらも、その後の例えば土地に関しては、例えば町のほうにいただくというような形の仕組みだったりとか、多分そういうのをしていないことには、補助を50万円ぐらいで解体しますという話にはなかなかならんのかなというところもちよっと感じている部分もありますので、そういった意味合いでまたちよっと今後協議をさせていただきながら、何か対策が打てればというふうに思いますし、またこの空家対策協議会が12月の終わりにありますので、そういったところの中でも委員さんから、また何かしら良いアイデアがいただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。29ページの道路新設改良費なんですけれども、多くの箇所が陳情書をいただいて採択を受けた場所になっております。そういった中で、今後進める中で、今回は全額を落としているという形になりますので、繰越事業とは当然のことながらなりません。その上で、あくまでも来年度の予算審議については今からという形になりますので、当然そこは皆さん方も御審議いただくところではあるんですが、基本的に来年にしたいというふうに思っておりますが、1か所、地権者がお亡くなりになられているところがございます。県外で相続者がいらっしゃるという形になりますけど、いろいろと手続等も含めて難解だなという点もございます。極力、来年度やっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 御回答ありがとうございます。

ぜひとも、やはり空家等については、町長もおっしゃったように、防災、こういったことも含まれて、空き家に誰かが入って、寒くて火を起こして火災が発生して延焼していくとか、こういったことが考えられますので、もう近年、火災でもものすごく大きなものに、山火事もそうなんですけど、なっております。こういったことも含めて、やはりそういったことで県外等でそこに誰もおられんところについては、空き家の対策の調査で120とか出てきとるんだらうと思うんですが、ここはもうやっぱりどうにか手を添えていかにやらんということであれば、そこらへんはやっていただければと思います。

それと、やはり道路等の整備等が、やはり金額が大きいけんできんじゃなくて、ちよっとずつ前のめりに、少しずつでもやって、箇所が多いのは分かるんですが、少しずつでも進めていただければと思います。それで、前に来年度に進めていただ

ければ有難いと思います。

はい。終わります。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。先ほどの2番議員の方の関連にもなりますが、執行部のほうの答えを聞いておられますと、私もずっと前から何回も聞いておられますが、何度も何度も庁内で協議しているというお言葉をいただいたわけです。ただ、その間、答えが出ないうちに、対策が出ないうちに、町としてはずっと移住者の募集には行っとるわけですね。移住者の方が来て、住宅はないというのを皆さんも、今も町長のほうも、宮崎課長も口にされました。それが分かっておって、募集かけて来ていただいて、ないというのは、これは非常に不審を招く基なんです。実際、私の私的なことを言いますけれども、私の息子も、ああこれは南小国町にはもう住めないなということまで、途中まで行って、それから、それは言うな、俺がおるから言うなというようなことを言いまして、我が家に同居したから、半年ぐらいおれるわけですが、そういう状況の中で、いつまでも移住の募集は続ける。来てみれば、住宅はない。この状態はいかがかと思いますが、非常に不審を招く基になっているのではないかと思います。一旦、募集のほうをやめて、対策ができてから募集をまた始めるということはいかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。

確かに、私の答弁の中でも、住宅がないというところは紛れもない事実でございますので、その中でわずかながらも空家バンク等で売買物件等が出てまいりますので、こちらに売買物件等があった場合に、買ってでも移住をしたいんだというような方がおられて、またその物件がある場合は、一応相談の窓口としてお受けするような形を取りながら、やはりその中でも賃貸物件を望まれる移住者の方は多くございますので、そういった場合は今現在、賃貸物件というのはございませんというところでの御説明をしながら、移住の相談は受けつつ、またそういった売買物件が少なからず出てきますので、そういった部分において、出てきた場合に御紹介をかけるような形で御案内しますという形では、相談を受けつつというところで進めていければというふうに思っております。もう全く移住を受け付けないというか、そこでシャットダウンしてしまうと、またこれもまた継続をしていく部分では、なかなか先が難しくなっておりますので、なるべく門戸だけは開けていくような形で、ただ積極的に移住してくださいという形で言う部分においては、やはり賃貸物件とか、なかなか数がございませんので、そういった部分では移住の相談は受けつつというような形で進めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。今のお答えが最適なお答えだとは思いますが、なるべくその間にも、その対策、さっきから役場の中で話をしているんだという対策、前回のときにいつまでするんだぐらいの答えを出して、それに向かって進むぐらいの気構えがないと、いつまで経っても対策をしている、話合いをしているで、これは相手の方は土地を買うなら、相手の方もいることですので、話合いをするだけじゃ、いつまで経っても進みません。だから、今の答えで賃貸物件がないならというのをはっきり出して、移住相談会に向かって、いつ頃までにはできる予定ですよぐらいの、そういう希望でもないと、売買だけはありますがと、余裕のある人はそんなに、こちらに来られて、町が、こういう言い方は悪いですけど、本当に必要とする人口増につながるような人たちというのは、そんなにいらっやらないと思います。ですから、その対策をなるべく早期にすることを協議している協議しているという言葉だけじゃなくて、本当に進めていってほしいんだというふうに思うところなんです。そして、そういう若い世代の人たちが本当に入ってきてもらわないと、人口減は絶対止まらないわけですよ。余裕のある方だけで皆さんいらっやればいいんですけども、そういう方だけじゃないと思います。協力隊に呼びかけるにしても、若い人をそんなに裕福な方だけじゃないと思いますので、なるべく早くこの市内の協議を調べて、どういう形にするんだ、それに向かってどうお金を使って、どうしていくんだと。例えば特別会計とか当然作らにゃいかんと思いますけれども、そういう形を早め早めに打ち出して行って、やるべきだと思います。よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 16ページ、一般管理費の中の役務費で24万2,000円、通信運搬費がございしますが、これについてちょっと詳しく教えていただきたいと思っています。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。御質問にお答えをいたします。

こちらが町長車2010年からの分になりますけれども、チューナーには接続をされておらずに、テレビも見れない状態であったものですから、この話が出たときに、NHKとある程度、そのあたり交渉をいたしましたけれども、チューナー、モニター、アンテナが揃っていれば支払ってもらわないといけないと、どうしてもそういうふうにお話をされたものですから、ちょっと壊れておっても、直せば点くのであれば、払ってもらわにゃいかんということで、もうこの1台分というのはもう

計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） そうなると、過年度分まで含めて24万円ということ。ですから、これから毎年払っていく形になるわけですか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） これは1年分がいくらだったかは、ちょっと持ってきていないんですけども、2010年からの16年分を全部合わせて24万2,000円ということになります。ですから、2万円ぐらいですかね。年間2万円前後ということになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） これはNHKから、今年になってそういう請求が来たわけでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ほかでもニュースがあっており、各町村に全部調べのお話が来ておりましたので、うちは見てはないと、見れる状態ではないので、そこはということで交渉をしたんですけども、理由的にはそういう形で支払っていただくということになりました。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 熊本市あたりでは1,500万円ほど、過年度分を入れてという数字が出ておりましたが、やっぱり町長車は見れるようにして、災害とかそういうときがあったときのために、やっぱり見れるようにしておくべきじゃないかなと。熊本市の担当課もやっぱりそういう見解で、必要のないところは今後買い替えの時点で、もうテレビ視聴ができるものは、そういうのができない車にしていくという考えだそうです。

公用車では、あと教育委員会がハイエースですか、ありますけど、やっぱりこういう車は視聴ができるようなナビを付けておかないと、やっぱり災害時とかそういうときに対応できるのではないかなと思うんですけど、スマートフォンなど通信はいろいろありますからあれですけど、やっぱり画面で見るのに、公用車としてはせめて教育委員会のハイエースぐらいはテレビ視聴ができたほうがいいんじゃないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

今、議員さんが言われたように、スマホで、今特に若い人たちももうスマホで見
ていくというところもございますので、今、町長の車が大分古くなりまして、これ
は16年前からということで、今の車がもう16年近くになっておりますので、も
うそろそろというところでありまして、そこでいろいろとそのあたりは考えてい
きたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 31ページの消防費410万円、これは発電機の購入というこ
とで伺っておりましたが、すみません、ちょっと私の記憶が抜け落ちてしまして、
この発電機は役場の本部のほうに設置する発電機だったですかね。各消防のほうに
配置する発電機だったですかね。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。これは1台大きいやつですので、町のほうに置いて
おくと。大規模災害等のときに長期停電時、下水道及び農業集落排水区域のマンホ
ールポンプが稼働できず、汚水処理等にも影響を及ぼすことがあるときに、今1台、
あちらの浄化センターですかね、あっちのほうにも1台同じような形がありますの
で、その2つを使い分けながらやれるようにというところで、これを上げておりま
す。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。その点は承知しました。

今回、財源組替ということで、防災対策の基金のほうから利息を払ってまでも、
町債のほうに財源を替えた。この財源を替える1,790万円分が緊急防災減災
の事業債ですね。これ利率で、年間換算すると大体年間32万円ほどの利息が発生
するかと思いますが、利息が発生しても、基金のほうから支払うよりも、そちらの
ほうに財源の組み替えをしたということは、町として何かメリットがあるのか、そ
のあたりの説明をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。もともと防災対策基金、県からいただいた基金とい
う形で1,000万円前後、まだあったのが、残りが600万円ですけれども、こ
れを緊防債に該当するということで、そちらに替えて、残りがまた防災対策基金
のほうに600万円ぐらいこれを戻せば、600万円ほど残る形になります。それ
も県のほうができる限り早めに使ってくださいというところではございますけれど

も、こちらの緊防債のほうで支払いのほうをやれば、その防災対策の基金のほうはまだ600万円残りますので、またそれで早めにいろんなことは考えられるというところで、そこは替えた。置き替えたというところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 直接の担当ではありませんけれども、以前、財政の担当をしておりましたので、すみません、ちょっと推測でお話を申し上げるのはいかがかと思いますが、この起債、緊急防災減災事業債、こちらもいづらか交付税措置があったかと記憶しております。ですので、仮に50%の交付税措置があった場合には、後年度にこの借り入れた分の半分は交付税として入ってまいりますので、実質、町の負担は半分でいいということになりますので、恐らく利息分を払ったとしても、利息分を含めたところでの交付税措置になっていますので、半分の持ち出しでいいというふうに思われます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。今、また税務課長のほうからも説明がありまして、交付税として返ってくるのであれば、その利息の分以上の効果があれば、はい、それも必要なのかなと思いますが、総務課長が言われましたが、一応先月の例月監査の基金の分で残金を調べたところ、防災対策基金が現在、定期のほうで1,870万円余り、それと創意工夫分で1,030万円、合わせて2,900万円ほど防災対策基金としては定期のほうに入っていると思います。

金額の大小に関わらず、そういった交付税措置があるのであれば必要だと思いますけれども、やはり無駄な利息を払うよりは、基金があれば、そちらのほうを使いながら、利息を払うべき金額をまたほかのところの事業に回せると思いますので、そのあたりはいろんな工夫をしながら、有効な予算の遂行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。今の総務課長の中のところで、大規模災害用に発電機を買うんだというようなことをお聞きしました。ちょっと前から言っておる、もう災害対策用に役場の屋根にソーラーのやつをどうだろうかというような検討をしたけれども、もうそれじゃなくて、発電機2台でやっていくのがいいという結果になったということよろしいですか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。その代わりにという形ではございませんけれども、この基金のほうもございますので、一応その発電機を1つというところで上げたところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。その発電機なるものは、ちょっと詳しく、どういう形で、どのくらいの能力があって、燃料等がどうなるかということをお聞かせください。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。何月補正で計上したか、今ちょっと覚えていないところもあるんですけども、前回説明をさせていただいた関係上、私のほうで説明させていただきます。

まず、先ほどの答弁の中にもありましたが、停電が起きた際に必要なものと考えたときに、先ほどお話のあったとおり、公共下水道、農業集落排水事業におけるマンホールポンプが各道路上にございますので、非常にもう大規模とかになった際に、トイレを使用できないというのは関連死に非常につながるという観点から、1点御説明をさせていただきました。また、その上で役場にあります発電機が重要な部分にしか配線がされてなく、かつ当然、発電機の容量もございますので、限られた台数になっていきます。そこを考えたときに、一般的な事務として必要となる職員用端末がまず使えなくなると。充電で空いている分しか使えなくなってくると。そういったところも含めて、かつ避難所、りんどうヶ丘小の体育館、元気プラザ、役場はここになってきますのであれなんですけれども、そういったところにおいても発電機を使用する可能性が高いというふうに思っています。

今回、私たちのほうで発電機を準備しておく場所としては、みなみ浄化センターを考えていますけれども、災害の種類若しくは被害の種類によって、当然、マンホールだけに使用する場合もあるかも知れないし、いろんな用途というのが必要になってくるんじゃないかと思っています。そのため、発電機については、一般的に軽油の燃料を利用して、単相三相、そういった電源が利用できる形として、またうちのほうで今持っています発電機、それと今回購入を予定している発電機、場合によっては今もちょっと役場のほうに予備対策としてリースをしていますけれども、発電機を1台、今、先だってからの地震の影響でどういうことになるか分からないので準備していますけれども、そういった多用途的な利用ということを考えて、予算の審議をいただいたところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。そういうことで、大規模災害にも対応できるという判断をされたということですから、それはそれで構わないんですが、今のお話で了解いたしました。

それから、もう1ついいですか。26ページですかね、ジュニパーベリーにちょっともう1つ、これは確認です。昨日の説明の中で植えて5年経った木は植えた人のものになるということでしたが、5年間は町のものということでしたですね。ただし、この中の昨日、説明会の資料の中に、ただし、令和7年度から令和11年度までは実証的取組で、途中でやめることも可能ですと。木を植えて、やめましたという方の木自体はどういう形になるわけでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。その時点でやめたのであれば、所有権は町のままになるので、町のほうで撤収というか、回収等を行うことになる可能性はあるかと思えます。申し訳ありません。まだそこまでちょっと詰めきれなかったもので、今のところ、私はそういったところで考えているところです。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。今、穴井農林課長の回答が、今こういうことじゃないでしょうかというような御返事でした。この事業自体がもう今年から始まるわけですね。始まる前に、規約なり、説明会に行く前にそのあたりをちゃんと決めた書類的なものを作っておくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。申し訳ございません。そこは確かに作っておりませんでした。この事業が所有権の移転というか、実証的にまず5年間、例えば最初のこのまず1年目、今から取り掛かっていく部分になりますが、この部分でこの5年後の所有権の部分については、九州農政局のほうと確認したところで、その所有権移転のところで問題ないという回答をまだ得られたばかりというのもおかしいんですが、先月ぐらいからそういうところを詰めていたところで、うまくいかなかった場合、枯れた場合とかが想定されるかなと思います。栽培がうまくいかないときというものもあるかと思うので、そういったところまではちょっと詰めきれていなかったもので、そこは確認はしたいと思えますが、今まず取り掛かっていくというところでは、計画上は問題なかったので進めておりました。ちょっと規約等を含めて、もう一度そのへんを詰めたところを作成していきたいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。これは木を買うのは、町としてはこれが最初じゃないわ

けですよね。前回は購入されていますよね。それを何人かの人が植えて、試し植えをされておるといふふうに聞きましたが、それはどうなっておりますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。町のほうで購入した分は、つい先日、植樹祭を行いました三村野、あちらのほうに500本植えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。了解しました。

じゃあ今まで町が植えたのは、全部三村野のほうにあるということですよ。じゃあ三村野のほうは町有でもございますし、どういう管理をするかというのは、それはもう町のほうがすればいいことだと思いますので、早期に先ほど言いました規約なり、どういう形になるか知りませんが、契約書なりを貸付けを始める前に、できれば説明会の前に、こういう状況でございますというのをはつきり皆さんにお知らせした上で了解していただいていたほうがいいかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

規約というか、言葉的に今後の取扱いについてというお知らせ的な部分、プラスその規約といった形でお配りする分と、こちら保管する分と作っていきたく思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ちょっと今では弱すぎるんだと思うんですよ。町のものを5年経ったら差上げますよなんですよ。国からもらったとしても、国民の税金なんですよ。そのあたりを考えると、ちゃんとした契約書という形で作っておかないと、非常にあやふやなことになるんじゃないかなと、そこが心配なところもございますので、公費で買った品物でございます。なくなれば、いろんなことが想像されますし、これは会計検査も入るものだと思います。そのあたりまでしっかり考えた上でやっていかないといけないんじゃないかと思っております。もうここまで進んでいるんですから、ジュニパーベリーを今からやめようとか、そういうことを提案するつもりじゃございません。しっかりした管理をして、しっかりとした良い方向に向かうようなために、ちゃんとした仕組みを整えてほしいということでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。先ほどから空家解体の件も出ていたかと思えます。ぜひ危険空家に関しましては、特に解体の促進となるような施策を求めます。子どもたちの通学路の中にも危険なところというのは一部あるかと思えます。教育委員会のほうでもしっかり、年に1度、学校のほうと見ていただいておりますが、やはりそこを歩いている子どもたちからすると、強い風が吹いたときとか、やっぱりちょっと心配になる、怖いという話も聞いていますので、積極的に空き家の解体ができて、さらにそこが町が無償譲渡なんかいただけたら、それを例えばお家を新築したいという方につなげて、人口の増加など、定住促進なんかにもつなげられたらと思えますので、ぜひ引き続き積極的な協議をお願いいたします。

そして、質問が21ページの子育て世帯訪問支援事業委託料についてお尋ねをさせていただきます。こちらは福祉課長の説明の中で、見込みより増えたというような御説明だったかと思えますが、当初予算には確か計上はなかったように記憶しています。もしあってたら申し訳ないですが、昨日見返したときはなかったかなと思えますが、その見込み増につながった背景などがありましたらお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） はい。御質問ありがとうございます。

まず、当初予算に上がっていたかどうかということですが、私の認識では上がっておりまして、65万9,000円計上されておりました。すみません。補正だったか、当初だったか、ちょっと私も覚えていないんですが。今回の補正以前に、すでに上がっておりまして、65万9,000円に8万8,000円プラスいたしまして、総額で74万7,000円ということになっております。

見込み増についてですけれど、この制度が国の制度でして、制度の概要をちょっと御説明しますと、特に支援の必要な、例えば養育環境が少しよろしくなかったりとか、親さんが少し家事ができない状況にありまして、お子様が困っていらっしゃる、そういった御家庭に対して、国・県の補助をいただきまして、事業をしているところになっております。令和5年度から制度化されておりまして、令和5年、6年は事業がなかったんですけれど、本年度、初めて対象の方がいらっしゃいまして、実際使ってみると、やっぱり当初の見込みよりか、たくさんの支援が必要だったということで、今回補正させていただきました。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

御説明の中で、福祉としてのサポートが必要な方に対しての事業ということで、そこに対しては日頃からしっかり、ヘルパーさんなり、社協さんなり、担当の方た

ちがしっかり見守られていたからこそ、今回の補正なのかなというふうに感じているところです。

そこで、1つお尋ねです。先ほどの事業の、こういう事業ですという御説明をいただいた際に、保護者のほうが家事がちょっとできないというようなニュアンスの御説明があったかと思います。私のほうで過去に一般質問のほうでも、例えば妊娠期、出産の産前産後のときにも、社協のヘルパーさんを活用して家事の支援、子育て支援というのをぜひしていただきたいですというような質問もさせていただきました。そのあたり、今、検討状況も含めてお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） はい。以前より、産前産後を含めた子育て世代への、気軽に使える生活のフォローの部分、生活のフォローであったり、あとはもうほっと気が休まるような時間を提供できたりという、そういった部分が必要ということを御提案いただいております、実際、私どもも必要な部分ではないかなと思っております。

これを制度化するにあたって、受け皿の部分になりますけれど、今回の事業は社会福祉協議会の訪問ヘルパーの部分で事業をしていただいております。事前にお聞きしたところ、そういったことができなくもないというか、当然、限られた人数でやっております、時間的にもそこまで余裕はないというところではありますけれど、できなくもないというお答えは一応いただいております。ただ、これを制度化する場合、必要なサービス量を、こちらのほうをまだ把握できておりませんで、母子手帳の交付のときであったり、そういった部分でお聞きしながら、どの程度必要なのか。それを超えるサービス量が、サービス事業所のキャパを超えるような事業量が必要であれば、そのあたりの人員確保など、きちんとした雇用が生まれるような部分を考えていかないといけないかなと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

確かにいろいろと考えていくこと、決めてクリアにしなければいけないことというのはたくさんあるかと思いますが、うちの町は人口の約5.5%という高い比率が海外の方であったり、また先ほどの移住定住促進というところも進める中で、近くに頼れる方がいない方もやっぱりたくさんいらっしゃると思いますし、何かしら受け皿となる、困ったときに頼れるサービスがあるというのは、子育てをしていく上では絶対必要です。ぜひサービスの創設を期待しています。対象の方はそんなに多くはないかも知れませんが、サービス利用がどのくらいあるか分かりませんが、セ

ーフティーネットとしても必要ですので、ぜひよろしく申し上げます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 33ページ、34ページの教育振興費、特別支援教育就学奨励費、こちらは対象者の決定に伴って返金ということですが、この財源の内訳で、小学校のほうは国・県の支出金よりも一般財源のほうが大きいです、中学校のほうは国・県の支出金の割に、一般財源のほうが低くなっております。こういったこの財源の内訳なのか、小学校・中学校でそういった内訳の割合が違うのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 質問にお答えいたします。

財源の内訳についての明確な答えになるかどうか、ちょっとまだ確認取れていないんですけれども、今回の補正の理由としましては、歳出につきましては、先日申し上げましたとおり、支給対象者の認定に伴い、当初予算で試算しました支給予定額からの減額という形になります。具体的に申し上げますと、当初計上しておりました特別支援学級に入級した新1年生、中学1年生、小学1年生がいなかったことによる歳出の減、また修学旅行の対象学年の児童生徒がいなかったことによる支出の減等になっております。主な支出の減なんですけれども、こういった形で年度途中での見込み、歳出見込みに対する減額という形になっておりますので、まだ歳出につきましては、また歳入につきましても、増減が発生することが予想されます。また、額が確定しましたら、次回3月の議会につきまして、改めて補正で計上させていただく予定ですので、その際に財源を含めたところでの歳入歳出が合致するという形になるものになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） それでは、小学校・中学校、負担の割合は同じということでしょうか。はい。分かりました。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第74号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩に入ります。2時55分から再開します。

-----○-----

休憩 午後2時38分

再開 午後2時55分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

-----○-----

日程第3 議案第75号 令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第75号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第75号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）は、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第75号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）。

1ページをお願いします。

令和7年度南小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,057万円とする。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。

歳入でございます。県支出金、県負担金、保険給付費等交付金です。今回20万

3,000円を増額し、4億116万7,000円とするものです。内容としましては、保険給付費等交付金における特別交付金分の増額になります。

次のページをお願いします。

繰入金、基金繰入金、療養給付費支払基金繰入金です。今回84万8,000円を増額し、1,241万7,000円とするものです。この繰入れによる予算ベースの基金残高は1,777万4,629円になります。

8ページをお願いします。

歳出になります。保健事業費、保健事業費、保健衛生普及費です。今回20万3,000円を増額し、670万6,000円とするものです。内容としましては、報酬から共済費まで、国保・保健事業を担当するパートタイム会計年度任用職員の給与改正に伴うものになります。

9ページをお願いします。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金です。今回84万8,000円を増額し、132万4,000円とするものです。内容としましては、令和6年度国民健康保険療養給付費等実績報告による返還金になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第75号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第76号 令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第76号、令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第76号、令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）は、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） はい。御説明いたします。

議案第76号、令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）。

次のページをお願いします。

令和7年度南小国町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,109万円とする。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。

歳入でございます。国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金です。今回39万6,000円を新たに計上いたしました。介護報酬の改定に伴う事務費の2分の1の補助がされるものでございます。

次のページをお願いします。7ページです。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金です。今回39万8,000円を増額し、726万7,000円とするものです。先ほど申し上げました介護報酬改定に伴う補助金の町負担分の一般会計からの繰り入れでございます。

続きまして、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）です。今回4万4,000円を増額し、179万9,000円とするものです。内容としましては、地域包括支援センター職員の給与改定に伴う町負担分の繰り入れでございます。

8ページをお願いします。

繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金です。今回18万2,000円を増額し、1,261万7,000円とするものです。内容としましては、地域包括支援センター職員の給与改定に伴う介護給付費準備基金からの繰り入れでございます。これに伴い、基金の残高は6,208万5,282円となります。

9ページをお願いします。

歳出でございます。総務費、総務管理費、一般管理費です。今回79万4,00

0円を増額し、331万9,000円とするものです。内容としましては、介護保険システムのシステム改修委託料となっておりまして、介護保険の報酬改定に伴うものでございます。

次のページ、10ページをお願いします。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、総合相談事業費です。今回22万6,000円を増額し、802万1,000円とするものです。内容としましては、給与から共済費までは給与条例改定に伴う増額でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第76号、令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第77号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第7号）

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第77号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第7号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第77号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第7号）は、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第77号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補

正予算書（第7号）。

1 ページです。

令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第7号）。

第1条、令和7年度南小国町簡易水道事業会計の補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

第2条、令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の補正はございません。

支出です。第1款水道事業費用、今回52万7,000円を増額し、1億6,626万9,000円とし、その内訳として、第1項営業費用を同額増額し、1億5,355万8,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、今回6,270万円を増額し、3億6,572万7,000円とし、その内訳として、第1項企業債を同額増額し、2億7,640万円とするものです。

支出の補正はございません。

第4条、企業債の変更は、「第1表企業債補正」による。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

支出、職員給与費、補正予定額4万6,000円、合計1,485万6,000円です。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

次のページの企業債補正になります。水道事業債を今回3,140万円増額し、1億3,730万円とし、また過疎債を今回3,130万円増額し、1億3,720万円とするものです。

適用債のほうについては、補正はございません。

ここからは、説明書のほうで説明をさせていただきます。

資料になります。

収益的収入及び支出の支出になります。内訳として、総係費52万7,000円を増額するものですが、給料から、5番法定福利費引当金繰入額まで給与改定によるもののほか、9月補正におきまして、2番手当に資格取得手当43万4,000円を計上していました。これは職員の3トントラック玉掛試験等の資格取得として計上をしておりましたが、今回、手数料として資格取得手数料に再計上、職員手当を減額し、手数料のほうから計上させていただきました。結果として、町のほうから直接支払をするという形になります。

続きまして、2ページ、資本的収入及び支出になります。企業債の内訳になりますが、建設改良のための企業債ということで、第1期志童子水源等改修工事1,700万円及び9月補正を行いました黒川第1配水池更新工事に伴う測量設計調査業務委託5,165万6,000円について、熊本県との二次協議により、簡易水道事業債3,140万円、過疎債3,130万円が借入可能となったことから、今回増額を行ったものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ちょっと小さいことをお尋ねいたします。

資料の1ページでございますが、営業費用の総係費のうち、手当が28万6,000円減に対して、手数料が43万4,000円、節を替えたということでしたが、同額ではない理由が何かあるんですか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。手当の中にも、給与改定に伴う増というのがございますので、そこを考慮して43万4,000円の同額を減額したという形になります。要は資格取得手当以外の給与に関わる部分が混入されていますので、その内訳というのが6ページの給与費明細書の2段目、手当の内訳の部分に詳細は示されているところでもございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第77号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第7号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第78号 令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第78号、令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第78号、令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）は、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第78号、令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）。

令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和7年度南小国町下水道事業会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第2条、令和7年度南小国町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の補正はございません。

支出です。第1款下水道事業費用、今回70万4,000円を増額し、2億4,176万4,000円とし、その内訳として、第1項営業費用を同額増額し、2億2,610万3,000円とするものです。

第3条につきましては補正はございませんので、割愛をさせていただきます。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

支出、職員給与費70万4,000円を増額し、1,801万5,000円とするものです。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

今回は、4ページに記載をしておりますが、公共下水道事業費用のみとなっております。

その上で、説明資料のほうでお願いをいたします。

説明資料の1ページ目は、各セグメントの合計になりますので、2枚目の2ページ目、公下と書かれている説明書のほうで説明をさせていただきます。

支出の総係費のうち、1番給料から法定福利費引当金繰入額の増減なんですが、給与改定の増によるもののほか、その中でも目立ちますけれども、法定福利費、法

定福利費引当金繰入額について、補正前の計算する上におきまして、対象額の違算がございました。対象とする範囲の違算がございました。その結果から、予算が違っていた部分等もございましたので、大変申し訳ございません。その上で、給与改定も含めたところで、今回新たに正式な額として、算出した額に合わせた形で補正を行わせていただきました。申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第78号、令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7の用意がございますので、休憩を取ります。15分間休憩です。3時35分から再開します。

-----○-----

休憩 午後3時19分

再開 午後3時35分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

-----○-----

日程第7 議案第79号 教育委員の任命について

○議長（井上則臣君） 日程第7、議案第79号、教育委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第79号、教育委員の任命について。

次の者を教育委員に任命したいので同意を求める。

令和7年12月9日提出。南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺。2、氏名、佐藤徹。3、年齢、満62歳。

提案理由。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

まず、教育委員に関しては、1期が4年でございます。現在、教育長を含め5名の方々に教育委員に就任をいただいております。うち1名の方が今回退任をされるということございまして、新たなる選任となります。

御存じのとおり、佐藤徹氏は、役場職員として長年勤務いただきまして、幅広い見識をお持ちの方でございますし、公平・公正な立場で学校の教育といったところを捉えていただけるものというふうに認識をしております。

また、地域の住民の方々の信頼も厚いということから、教育委員には適任の方であるというふうに思っておりますので、御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 教育委員の任期なんですが、こちらはその前任者の残任期間にも関わらず、その任命された日から4年間ということによろしいですか。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 今回の任期につきましては、現委員の任期が令和8年1月31日までとなっておりますので、令和8年2月1日からの任命をお願いしたいと考えているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、終了いたします。

人事案件の選任方法については、申し合わせ事項において、無記名による投票となっておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、投票といたします。

議場の出入口を閉鎖願います。

[議場閉鎖]

○議長（井上則臣君） 開票立会人を指名します。

会議規則第32条第1項及び第2項の規定により、6番、後藤六男議員、7番、穴井秀房議員を指名します。

事務局より投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（井上則臣君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（井上則臣君） 投票箱異状なしと認めます。

教育委員の任命に同意される方は「○」、されない方は「×」をお願いいたします。

また、会議規則第84条の規定により、白票は否とみなします。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票してください。

[投票]

○議長（井上則臣君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。開票立会人は前をお願いいたします。

[開票]

○議長（井上則臣君） 投票の結果を事務局長に報告させます。

○議会事務局長（松岡 洋君） 報告します。

投票総数8票、有効票8票、無効票0票です。

有効投票中、「○」が8票、「×」が0票。

以上です。

○議長（井上則臣君） それでは、開票の結果、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議場の出入口を開放願います。

[議場開放]

○議長（井上則臣君） 本日はこれにて延会といたします。

この後、3時55分から全協を開きますので、控室のほうによろしくお願いいたします。

以上です。

お疲れさまでした。

-----○-----

延会 午後3時44分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 6番

会議録署名議員 7番

会議録調製者 松岡 洋

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 1 2 月 1 2 日 (金) 開 会

(第 4 号)

南 小 国 町 議 会

令和7年第4回南小国町議会定例会会議録（第4号）

令和7年12月12日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第80号 物品購入契約の締結について
- 日程第3 議案第81号 物品購入契約の締結について
- 日程第4 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 委員長報告 付託議案陳情第4号 総務文教常任委員会 令和7年付託
「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼
- 日程第6 委員長報告 付託議案陳情第5号 経済建設常任委員会 令和7年付託
飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書
- 日程第7 陳情第6号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア
労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求
める陳情書
- 日程第8 陳情第7号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書
- 日程第9 陳情第8号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求め
る陳情書
- 日程第10 陳情第9号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止
し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環
境整備等を求める意見書提出の陳情
- 日程第11 陳情第10号 「町道志津志童子線道路改修工事」依頼
- 日程第12 議員派遣報告について
- 日程第13 議員派遣の件について
- 日程第14 閉会中の継続審査について
(総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査
対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 下 城 孔志郎 | 2番 | 北 里 桂 一 |
| 3番 | 佐 藤 毅 | 4番 | 森 永 一 美 |
| 5番 | 井 野 和 哉 | 6番 | 後 藤 六 男 |

7番 穴井秀房
9番 井上則臣

8番 穴井則之

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長 松岡 洋 会計年度任用職員 室原明子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高橋周二	教 育 長	岩切昭宏
総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治
教育委員会事務局長	志賀美彩代	保育課長	佐藤 淳
福祉課長	室原孝平		

開議 午前9時30分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより令和7年第4回南小国町議会定例会第4回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、穴井則之議員、1番、下城孔志郎議員を指名します。よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第2 議案第80号 物品購入契約の締結について

○議長（井上則臣君） 日程第2、議案第80号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第80号、物品購入契約の締結については、まちづくり課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 議案第80号、物品購入契約の締結について。

役場職員用ノートパソコン等機器の物品購入契約を次のように締結する。

令和7年12月10日提出。南小国町長、高橋周二。

1、件名（購入物品名）、役場職員用ノートパソコン等機器。

2、契約（購入）の目的、役場職員用ノートパソコン等機器更新のため。

3、納入場所、南小国町役場。

4、購入金額、1,032万1,300円。

5、納入期限、令和8年2月27日まで。

6、契約の相手方、熊本県熊本市東区尾ノ上1-6-1、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社、熊本支社長、大隅和也。

提案理由。役場職員用のノートパソコン等機器更新に係る整備のため、地方自治法第96条第1項第8号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページに、物品購入仮契約書の写しを添付させていただいております。

また、その次のページに、今回購入しました職員用ノートパソコンの仕様書が添付させていただいております。

今回購入しましたパソコンについては、国内メーカーを指定しておりまして、今回落札しましたのはダイナブックの55台を購入するものとなっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。まず、入れ替える目的というのは、ウィンドウズ11へのバージョンアップ対応なのか、そのためなのか、それとも機器自体が古くなったからなのか。それともう1点、今まで使っていたパソコンはどういうふうに、下取りに出しているのか、それともこちらで処分するのか、お答えいただければと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。

今回、更新します職員用のノートパソコンについては、導入から5年以上が経過しておりますので、更新時期を迎えていることが1点と、ウィンドウズ10のサポートが終了期限を迎えますので、ウィンドウズ11への更新もかねてというところで、今回購入するものでございます。

今現在、使用しているパソコンにつきましては、ハードディスクを物理的な破棄といいますか、破損をさせたくて、処分という形でさせていただいております。次の利用等については、競売にかけるとか、売買するとかいうところは考えておりません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。現行使っているやつの処分に関しては、費用等は発生しないんですかね。そこをもう1点。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。費用につきましては、別途、役務費の項で当初予算で予算計上させていただいております。その費用で処分をさせていただきます。

概算でいくと、20万円から30万円程度の金額になるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第80号、物品購入契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第81号 物品購入契約の締結について

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第81号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第81号、物品購入契約の締結については、教育委員会事務局より説明させます。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 議案第81号、物品購入契約の締結について。

南小国町立小中学校GIGAスクール用端末（LTE）等の調達の商品購入契約を次のように締結する。

令和7年12月10日提出。南小国町長、高橋周二。

1、件名（購入物品名）、南小国町立小中学校GIGAスクール用端末（LTE）等の調達。

2、契約（購入）の目的、南小国町立小中学校の児童生徒1人1台のタブレット端末の更新に係る整備。

3、納入場所、南小国町立中原小学校、市原小学校、りんどうヶ丘小学校、南小国中学校、南小国町教育委員会。

4、購入金額、4,347万6,510円。

5、納入期限、令和8年3月31日まで。

6、契約の相手方、福岡市中央区渡辺通2丁目6番1号、NTTドコモビジネス株式会社九州支社、執行役員、九州支社長、吉田優子。

提案理由。第1期GIGAスクール構想補助事業で整備した南小国町立小中学校児童生徒1人1台タブレット端末の更新に係る整備のため、地方自治法第96条第1項第8号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。

物品購入仮契約書を添付しております。南小国町立小中学校GIGAスクール用端末(LTE)等の物品購入は、令和7年11月26日に制限付き一般競争入札を行い、NTTドコモビジネス株式会社九州支社が落札しております。

納期につきましては、令和8年3月31日までとし、令和8年度から新端末を活用する予定です。

次のページをお願いします。

今回の物品購入の内容品及び納品場所、内訳を添付しております。端末本体350台のほか、キーボードと一体化した端末保護カバーやタッチペン等の周辺機器を各小中学校に納品予定です。

以上です。

○議長(井上則臣君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番(森永一美君) はい。お尋ねさせていただきます。

この物品の更新に関しまして、購入に関しまして、国また県などからも、どの程度か補助があるものなのかというのが、まず1点です。

そして、こちらも件名のほうでGIGAスクール用端末(LTE)という明記もされていますが、これはセルラーモデルでないといけないのかというところをお尋ねします。というのも、Wi-Fiの下のみで使用できる端末であれば、アップルのホームページによりますと、学生、教職員用であれば、Wi-Fiモデルは5万4,800円、セルラーであれば8万800円となっておりました。この差額で350台と計算すると、910万円という差が出ます。900万円あれば、例えば中学生に学習用のアプリというか、そういった塾になかなか、距離がありますので、そういったところのサポートみたいなアプリとかも導入ができるのかなというの

感じたんですけれども、その2点お尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） はい。4番議員の質問にお答えいたします。

まず、国の補助事業、国の歳入についてなんですけれども、今回の整備事業につきましては、熊本県公立学校情報機器整備事業補助金（公立学校情報機器購入事業）の補助事業を活用しまして購入したものになります。この補助事業につきましては、1台当たり上限5万5,000円の補助単価がございまして、また本町は僻地の学校もございまして、僻地の加算もございまして、その学校につきましては、プラス1,100円の加算がございまして、今回の補助事業にあたりまして、1,052万7,000円の交付決定が出ているところでございます。

続きまして、2点目のLTEモデルである理由についてなんですけれども、こちらにつきましては、前回、それから前々回の南小国町のタブレット端末につきましては、こちらはセルラーモデルを利用させていただいているところでございます。理由としましては、やはり学校環境がWi-Fiが整っている環境下では通信を使う、Wi-Fiを使つての通信を利用できるんですけれども、それ以外の持ち帰り用ですとか、校外活動につきましては、通信を利用する場合、こういった場合にLTEモデルが有効というところで、LTEモデルを導入しているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。詳しく、ありがとうございます。

校外学習と家庭用というところでも利用を考えてというところでのLTEモデルかと思いますが、御家庭によってはWi-Fiが導入されているところも今多いのではないかなというのを感じていますし、また校外学習での調べもの等というのは、あまりそんなに頻度がないなというのを、ちょっと子どもたちに確認したら、そういう話もあったので、ただそこらへんのWi-Fi環境ではない御家庭もあるというところも考慮しての選定なのかとは思いますが。

そこで、1点お願いなのが、多分もうきつとされるとは思いますが、御家庭で学習用以外に使用される際、前回、過去には確か学習以外でたくさん使用されたケースがあったかと思いますが、その点、しっかり子どもたち、また保護者、各御家庭にも、学習用以外での使用を控えるという注意を促していただければと思います。お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） はい、御意見ありがとうございます。

教育委員会につきましても、やはり森永議員がおっしゃられましたとおり、持ち

帰りでのLTE端末ということで、学習以外での使用があった場合、こちらについても非常に懸念しているところではございます。町のほうでも、毎月送られてきます使用料、ギガ数の使用量を確認いたしまして、通常、学習内で収まるべきギガ数を超えていると判断している端末につきましては、学校を通じまして本人及びその保護者に対する指導を現在行っているところです。こちらにつきましては、保護者、本人、児童生徒と保護者につきましても、その利用の在り方につきましては、学校を通じて学習用以外での使用を行わないよう指導を徹底するとともに、保護者にもそちらのほうを御理解いただくように、またそういった場合がありましたら、引き続き指導を行ってまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 予備用の端末が、これまでの5年間で、すべて使用されたのか、使用されずに廃棄する分が何台ぐらいあるのかお伺いできますか。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 5番議員の質問にお答えいたします。

現在、予備端末の使用したもの、使用されなかったものについては、申し訳ありません、今、確定の数値が手持ちの資料でございませんので、確認して改めて回答したいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 教育委員会の分を含めて、だいたい生徒5人に1台ぐらいの割合での予備機の購入になるかと思えます。例えば、この教育委員会の部分は、各学校でもし不足した場合に補填をする分なのかなと思えますが、この10台ぐらいは、その後、もし例えば足りなくなった場合に追加で購入するとか、そういったことも可能ではないかと思えますが、機械ですから、どういう形で、一気に故障する場合もあるかと思えますが、予備用の台数がこれだけ必要な根拠というのはどういった形になりますか。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） はい。今回の予備台数の購入につきましては、こちらは国の補助で、予備台数が児童生徒の15%の台数につきまして国庫補助が利用可能ということになっておりましたので、この範囲内で予備台数を購入したところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。また、すみません。購入じゃなくて、今まで使っていたやつがどうなるかというところをお聞きしたいんですけど、お願いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 前回、300台ほどでした。全部廃棄するというわけにもなかなかいかないというところで、総務課で防災関係で使用するということで、一応お預かりをしているところで、まだそれをどう使うというのは、1台1台もう駄目になった分、駄目になっていない分というのは、確認が全部使ってみないとちょっと分からないところもありますので、それをしながら防災関係でいろんなところに、自治会等、いろんなところでメールが見れるとか、いろんな何かしらで使えるようにやろうとは思っておりますけど、まだすべてを確認しているところではございません。使用は何かしらで使っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。使えるものは使うという有効利用は、もう資源を有効に使うというのは、僕は大事なことだと思うし、お金を出して買っていますので、私も自治会等に配って、災害発生時だとか、画像を撮ってもらって役場に送るだとか、そういうことをすれば非常に情報の共有もできるということを何回も話をさせてもらいましたので、ぜひ有効な使い方を早く決めて、早く実行に移せるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 1点、提案ですが、自治会あたりだけではなくて、例えば保育園であるとか、福祉施設であるとか、例えば、すみません、僕も実際にいろいろ詳しい使い方は分からないんですが、例えば絵を描いてみたりとか、いろんな使い方があると思いますので、せつかく台数が300台近くあるのであれば、福祉施設なり、保育園なりに要望を聞いて、必要であれば、そのあたりに配布するというのも一つの方法かと思っておりますので、広い範囲で使用方法を検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） 今、廃棄というのではないんですけども、有効活用というこ

とについて、1つ質問させていただきます。

特に、個人情報の問題、これがそういう扱いについては、慎重を期しておられるかとは思いますが、なかなか流出した場合の悪用されたりとかいうことについては、十分注意されているかとは思いますが、そのへんについては総務課長のほうはどのように対応されておりますか。する予定ですか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

この更新対応の端末というところですけども、消去するときには、もう実際、先ほどまちづくり課長が言われたように、もう完全に使えないようにと。その買ったところの業者さんをお願いしたり、今いろんなそういう業者さんがおりますので、そこで確実に使えないような形で行うというところにしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 先ほどの総務課長の答弁に追加補足をさせていただきます。

現在、この300台の端末につきましては、教育委員会管轄で管理しているところなんですけれども、現在、この300台の端末から新たな端末に更新するにあたりまして、教育委員会のほうで端末整備更新計画を立てているところです。

この中で、更新後の現在のその300台の端末はどうするかという形の、後の再利用についても定めているところでございます。その中では、使用済、この300台の端末は防災等で再使用して、有効利用することを検討していると記載しておりますけれども、その際、教育委員会管轄から総務課のほうに移管するにあたりましては、今、端末の中にMDMといたしまして、データの一括管理するMDMを入れているところです。具体的にジャムフというものになるんですけども、こちらのMDMの一括集中管理を通しまして、まずこの300台の内部のデータ消去をジャムフ、MDMを使って遠隔操作でタブレット端末内のデータを消去するという形になっております。また、その後に物理的なその廃棄とかが生じた場合には、今後検討するとしておりますので、そういった形で内部のデータが外に漏洩しないような形で処理した後に、総務課のほうに移管する予定でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方

からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第81号、物品購入契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第82号 工事請負契約の締結について

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第82号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第82号、工事請負契約の締結については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第82号、工事請負契約の締結について。

南小国町簡易水道事業（市原地区）新規水源機械・電気設備工事の請負契約を次のように締結する。

令和7年12月10日提出。南小国町長、高橋周二。

1、工事名、南小国町簡易水道事業（市原地区）新規水源機械・電気設備工事。

2、工事場所、南小国町大字赤馬場地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、8,360万円。

5、契約の相手方、熊本市中央区水前寺6丁目3番12号、プライムシステム株式会社、代表取締役、前田大貴。

提案理由。南小国町簡易水道事業（市原地区）新規水源機械・電気設備工事のため、地方自治法第96条第1項第5号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページに公共工事請負仮契約書ということで、工期が令和7年12月22日

から令和8年3月26日までとしております。

次のページ以降に設計図面を掲載しておりますが、資料とスタンプが押してある1枚目の平面図になりますけれども、右手側に台形上の赤色のラインが入っているかと思えます。その部分が焼肉まるやさんの前から上がっていく道路の上にあります南小国町管理の土地になりますが、御承知のとおり、昨年度からボーリング調査等を行ってきました。それらを踏まえまして、今回のこの工事におきましては、ポンプ、取水関係のポンプ、それと電気設備関係、機械関係、制御盤関係になりますが、そういった工事を行うとしております。

なお、併せて議会の議決に付しておりませんが、管路工事、取水ポンプ地の造成工事、建屋工事、全部で3件の契約になりますが、同時に発注をしているところがございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） これは議運の折にもちょっと聞かせていただいたところがありますが、工期が令和7年12月22日から令和8年3月26日ということになっておりますが、実際は建屋が出来た後しか機械設備ができないというような状況もあると思えますが、それについては繰越を途中で行うような考えであるのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。ただいま御指摘のとおり、先ほど別契約といたしました管路工事、整備地の造成工事、建屋工事が出来上がらないと、この工事に着手することはできません。しかしながら、3件分の工事が連携して行わなければ、なかなかできないという関係から、今回の同時発注というものを行いました。

その上で、また御指摘のとおり、その他の工事が終わらないと着手できませんので、現状としてはまた後に別の議会の場で御審議いただくことにはなるかと思えますけれども、繰越を考えております。

なお、その完成時期については、今後の協議を踏まえて、また御審議をいただきたいと、最終的なこちらからの提案を踏まえまして、御審議をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第8号、工事請負契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第5 委員長報告 付託議案陳情第4号 総務文教常任委員会 令和7年付託

「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼

○議長（井上則臣君） 日程第5、委員長報告を議題といたします。

総務文教常任委員長より、付託議案陳情第4号、「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼の審査の結果の報告を求めます。

穴井則之委員長。

○総務文教常任委員長（穴井則之君） では、審査報告をいたします。

委員会審査報告。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、事件名、令和7年付託、陳情第4号、「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼。

2、付託年月日、令和7年9月12日。

3、審査の結果、本委員会に付託された上記の事件について、慎重に審議した結果、一部採択すべきものと決定しましたので、報告します。

一部採択について、説明をいたします。

南小国町公民館につきましては、南小国町公民館設置条例に定められた社会教育上の公民館であり、町民の社会教育や生涯学習を目的として町が整備し、管理する施設と位置づけられています。この満願寺分館も、社会教育法上の公民館ですが、利用実態としては地元志津地区の集会施設としての利用がほとんどだそうでございます。ただ、この施設は陳情書にもあるとおり、指定避難所であり、夏場は室内が高温になることを考慮した結果、大会議室については、町がエアコンを設置することが妥当であると判断し、一部採択とすることに決定しました。

以上です。

○議長（井上則臣君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 1点、お伺いします。

南小国町の公民館分館、星和、波居原、それから満願寺、中原も分館になるんですかね。元気プラザは別ですね。複数の分館があります。その中で波居原公民館はすでに町から以前に出していただいた10万円の補助金を利用して、大広間のほうにエアコンの設置をして、維持管理は波居原の自治会のほうでやっておりますが、今回、町のほうでその志津の公民館にエアコンを設置した場合に、維持管理も町がすべて行うという形になりますか。

○議長（井上則臣君） 穴井則之委員長。

○総務文教常任委員長（穴井則之君） はい。町が設置しますので、維持管理は町がすることになると思います。小会議室につきましては、波居原分館と同じように、志津自治会で設置していただくものとします。それについても、町の補助金を利用して、申請をしていただくことになると思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今後、ほかの分館あたりから、そのような陳情があった場合は、町で設置をして、町で管理をするという形になるんですかね。

○議長（井上則臣君） 穴井則之委員長。

○総務文教常任委員長（穴井則之君） はい。あと、分館といたしましては、星和分館がありますので、星和分館も同様になります。ただ、波居原分館のあれは、大きい広間といいますか、体育館施設については非常に高額な費用となりますので、これは十分検討する余地がまだあると思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、以上で委員長報告を終わります。

これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。この陳情に対する委員長報告の一部採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立多数です。よって、付託議案陳情第4号、「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼は、委員長報告のとおり一部採択とすることに決定をいたしました。

—————○—————

日程第6 委員長報告 付託議案陳情第5号 経済建設常任委員会 令和7年付託
飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書

○議長（井上則臣君） 日程第6、委員長報告を議題といたします。

経済建設常任委員長より、付託議案陳情第5号、飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書の審議状況の報告を求めます。

穴井秀房委員長。

○建設経済常任委員長（穴井秀房君） 陳情第5号でございます。

経済建設常任委員会に付託を受けて、現在、協議をしておるところでございます。経済建設常任委員会におきましては、9月17日、10月9日、11月28日の3回の委員会を開催し、協議しております。また、11月10日を初会とする町内JA生産者代表と町長との懇談会も開催しており、両者の意見を聞いているところでございます。

それから、本12月議会におきましての私からの一般質問の回答にもあったところですが、町長より、昨年までのような助成金は行わないという回答がっております。それも含めまして、年明けにまた町内のJA生産者代表との会議を開催する予定としておりますので、その中でまた協議があり、詳しく委員会としての報告としたいと思っておりますので、本陳情につきましては継続審議ということになっておりますので、報告いたします。

○議長（井上則臣君） 本案につきましては、中間報告となりますので、以上で委員長報告を終わります。

—————○—————

日程第7 陳情第6号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げ

を求める陳情書

日程第 8 陳情第 7 号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書

日程第 9 陳情第 8 号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書

日程第 10 陳情第 9 号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情

○議長（井上則臣君） 日程第 7、陳情第 6 号を議題といたしますが、お手元に配付しております陳情第 6 号、安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬 10%以上の引き上げを求める陳情書、陳情第 7 号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書、陳情第 8 号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書、陳情第 9 号、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情、以上 4 件につきましては、議会運営委員会において配付のみと決定されております。

-----○-----

日程第 11 陳情第 10 号 「町道志津志童子線道路改修工事」依頼

○議長（井上則臣君） 日程第 11、陳情第 10 号、「町道志津志童子線道路改修工事」依頼を議題といたしとます。

事務局長に陳情書を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） 陳情第 10 号、陳情書。

次のページをおめくりください。

南小国町議会議長、井上則臣様。

令和 7 年 11 月 27 日。

南小国町満願寺志津地内志津自治会会長、兒玉博昭。

1、陳情書内容、町道志津志童子線道路改修依頼。

貴議会におかれましては、平素から私たち自治会のために御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、道路改修陳情をいたしますので、よろしく願いいたします。

①現状、県道 40 号南小国・波野線の志津地区内満願寺川沿い志津橋地点で、県道を横断する町道です。

自動車で右左折時、幅員が狭いため脱輪し、クレーン車で引き上げる事故が何度も起きています。観光客や町外者の車が増えて、この場所は県道の幅員が狭くなっ

ているので、日常的に渋滞しています。

2、陳情要望理由、町道志津志童子線は、現在、生活道路として地域住民には必要不可欠で、災害時には迂回路として使用します。危険箇所の町道拡張工事を要望します。

上記内容を御検討の上、実現されますようよろしくお願いいたします。

次のページをおめくりください。

こちらは上空から見た写真になります。

それ以降のページですが、こちらは現地付近の写真が添付されているところがございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） この陳情につきましては、議会運営委員会において、経済建設常任委員会に付託し審議することに決定しておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、陳情第10号、「町道志津志童子線道路改修工事」依頼につきましては、経済建設常任委員会に付託し審議することに決定をされました。

○議長（井上則臣君） 資料配付がありますので、配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

○議長（井上則臣君） 配付漏れはございませんですね。

-----○-----

日程第12 議員派遣報告について

○議長（井上則臣君） 日程第12、議員派遣報告についてを議題といたします。

閉会中に許可しました議員派遣につきましては、別紙のとおりでございますので、報告をいたします。

-----○-----

日程第13 議員派遣の件について

○議長（井上則臣君） 日程第13、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中に議員派遣の必要がありますので、別紙のとおり許可をしたいと思います。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、議員派遣につきましては、許可することに決

定をいたしました。

-----○-----

日程第14 閉会中の継続審査について

○議長（井上則臣君） 日程第14、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいまお手元に配付のように、総務文教、経済建設の両常任委員会、また議会広報調査対策、環境問題調査の2特別委員会及び議会運営委員会から継続審査の申出書が提出されておりますので、閉会中の継続審査を許可することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、閉会中の継続審査を許可することに決定をいたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、この事案につきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、令和7年第4回南小国町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前10時21分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 8番

会議録署名議員 1番

会議録調製者 松岡 洋

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第67号	専決処分の報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第8号））	12月9日	承 認
議案第68号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月9日	原案可決
議案第69号	南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月9日	原案可決
議案第70号	南小国町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	12月9日	原案可決
議案第71号	南小国町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	12月9日	原案可決
議案第72号	南小国町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	12月9日	原案可決
議案第73号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	12月9日	原案可決
議案第74号	令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）	12月11日	原案可決
議案第75号	令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）	12月11日	原案可決
議案第76号	令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）	12月11日	原案可決
議案第77号	令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第7号）	12月11日	原案可決
議案第78号	令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）	12月11日	原案可決
議案第79号	教育委員の任命について	12月11日	同 意
議案第80号	物品購入契約の締結について	12月12日	原案可決
議案第81号	物品購入契約の締結について	12月12日	原案可決
議案第82号	工事請負契約の締結について	12月12日	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
付託議案 陳情第4号	委員長報告 総務文教常任委員会 令和7年付託 「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼	12月12日	一部採択
付託議案 陳情第5号	委員長報告 建設経済常任委員会 令和7年付託 飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書	12月12日	中間報告
陳情第6号	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書	12月12日	配付のみ
陳情第7号	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書	12月12日	配付のみ
陳情第8号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書	12月12日	配付のみ
陳情第9号	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情	12月12日	配付のみ
陳情第10号	「町道志津志童子線道路改修工事」依頼	12月12日	建設経済 常任委員会 付託
	議員派遣報告について	12月12日	承認
	議員派遣の件について	12月12日	承認
	閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）	12月12日	各委員会 継続審査 決定

南小国町議会会議録
令和7年第4回定例会

令和7年12月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則 臣

編集人 南小国町議会事務局長 松岡 洋

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場

143番地

電話 (0967) 42-1125